발행등록번호
11-1383000-000019-01

liveinkorea.mogef.go.kr

外国人住民向け生活情報

한국생활 가이드북

Japanese version

外国人住民向け生活情報

liveinkorea.mogef.go.kr

Japanese

한국생활 가이드북

関係省庁合同

関係省庁合同

本冊子は、宝くじ基金の助成を得て制作されました。
この本の内容は多文化家族支援ポータル
ダヌリ(http://liveinkorea.mogef.go.kr)でもご覧いただけます。

外国人
住民向け
生活情報

한국생활 가이드북

＊
本冊子は、宝くじ基金の助成を得て制作されました。
この本の内容は多文化家族支援ポータル
ダヌリ(http://liveinkorea.mogef.go.kr)でもご覧いただけます。

Contents

I 大韓民国について

8 **概要**
8 正式国名
8 位置と面積
8 国旗(太極旗)
9 国花(無窮花)
9 人口
9 経済
10 行政区域
11 **気候**
11 春
11 夏
11 秋
11 冬
12 **貨幣**
12 **祝日と休日**
12 祝日
13 休日

II 外国人支援サービス

16 **外国人支援サービス**
16 韓国語教育
16 韓国文化と生活教育
17 情報化教育
17 相談
17 外国人支援サービスの利用
18 **外国人支援機関**
18 多文化家族支援センター(☎1577–5432)
20 外国人労働者支援センター
21 移住女性緊急支援センター(☎1577–1366)
22 出入国管理事務所(☎1345)
23 多言語対応ウェブサイト

III 在留資格及び国籍の取得

26 **外国人の在留資格**
26 パスポートの有効期限及び査証の滞在期間の確認
28 外国人登録
33 在留期間の更新
35 在留資格の変更
36 在留資格外活動の許可
37 再入国許可
38 外国人の申告義務
39 **永住権の取得**
39 対象
40 結婚移住者の場合
41 永住資格の喪失
42 **国籍の取得**
42 対象
42 結婚移住者の場合
47 社会統合プログラム
50 **外国人配偶者のご両親・親族訪問**

IV 韓国文化と生活

54 **家族生活文化**
54 韓国家族の特徴
55 言葉遣い
60 記念日
64 **食生活**
64 普段の食生活
65 韓国の基本食事
71 ヤンニョム(薬念)
73 **住宅生活**
73 住宅探し
77 電気
78 水道
78 ガス
80 暖房施設
81 電話、有線放送、インターネットの使用
86 ゴミ処理
88 **消費経済生活**
88 家計
90 品物の購入と使用
93 貯蓄と銀行
97 **交通手段**
97 バス
100 地下鉄
104 タクシー
105 マイカー(自家用車)
107 汽車
110 航空
112 **公共機関の利用**
112 行政機関
112 警察署
113 消防署
113 郵便局
114 図書館
115 **サービス施設**
115 理髪店(床屋)
115 美容室
115 お風呂施設

V 妊娠と育児

120 **妊娠と出産**
120 妊婦が必ず受けるべき検査
120 元気な赤ちゃんを出産するために
122 妊婦向けの保健所サービス
124 出産(お産)
125 **乳幼児の健康管理**
125 乳幼児の発達段階
126 予防接種
128 保健所の予防接種
129 **乳幼児の保育及び幼児教育**
129 保育及び幼児教育
130 保育料及び幼稚園教育費の援助
134 農業者や漁業者向けの乳幼児養育費の援助

Ⅵ 子女の教育

138 **韓国の教育制度**
138 教育課程について
138 教育課程の運営
139 **小学校の教育**
139 小学校入学の案内
142 入学準備
144 入学初期の学校生活の適応指導
149 **中学校の教育**
149 教科科目による学習内容
150 中学校の裁量活動
151 中学校の特別活動
157 **高校教育**
157 高校の種類
158 生徒福祉
162 **大学教育**
162 大学の種類
163 奨学金

Ⅶ 健康と医療

166 **国民健康保険**
166 国民健康保険制度の概要
166 国民健康保険の加入対象の外国人
167 加入方法
167 加入者のメリット
168 保険料の支払い
168 相談機関または問い合わせ先
169 **医療給与制度**
169 適用対象
170 本人負担金
171 **医療機関**
171 医療機関の類型
172 診療分野と診療科目
173 医療機関の利用手続き
174 応急状況の対処方
175 薬局
176 **保健所**
176 一般診療
177 カスタマイズ方訪問健康管理事業
178 無料精神健康サービス
179 **応急措置**

Ⅷ 社会保障制度

184 **国民基礎生活保障**
184 適用対象
185 給与の種類
186 申請方法
187 **国民年金**
187 適用対象
188 保険料負担
188 給与のメリット
190 **緊急福祉支援**
190 適用対象
191 申請方法及び業務処理の手続き
192 所得·財産の基準及び適正性の審査基準
192 支援種類
194 **自活勤労事業**
194 適用対象
194 参加条件
195 申請方法
196 **片親家族支援**
196 サービスの種類
197 申請方法

Ⅸ 就職と勤労

200 **就職及び職業訓練**
200 就職
204 職業訓練
206 **勤労関連主要事項**
206 社会保険
206 勤労基準法の案内
208 勤労基準
210 賃金
211 **雇用保険**
211 失業給与
213 **産業災害保険**
213 産業災害(日本の労働災害)
215 基本的な安全規則
216 知っておくべき安全表示
217 **出産休暇及び育児求職**
217 出産休暇
218 流産及び死産休暇
219 育児求職

Ⅹ 韓国満喫

224 **様々な文化空間**
225 **主要観光地**
225 UNESCO指定の世界文化遺産
228 国立公園
229 地域別主要観光地
240 博物館及び美術館
243 テーマパーク
245 外国人街

付録

250 多文化家族支援センター
☎1577–5432
255 移住女性緊急支援センター
☎1577–1366
255 外国人労働者支援センター
256 出入国管理事務所 ☎1345

外国人
住民向け
生活情報

I
大韓民国について

8 **概要**
8 正式国名
8 位置と面積
8 国旗(太極旗)
9 国花(無窮花)
9 人口
9 経済
10 行政区域
11 **気候**
11 春
11 夏
11 秋
11 冬
12 **貨幣**
12 **祝日と休日**
12 祝日
13 休日

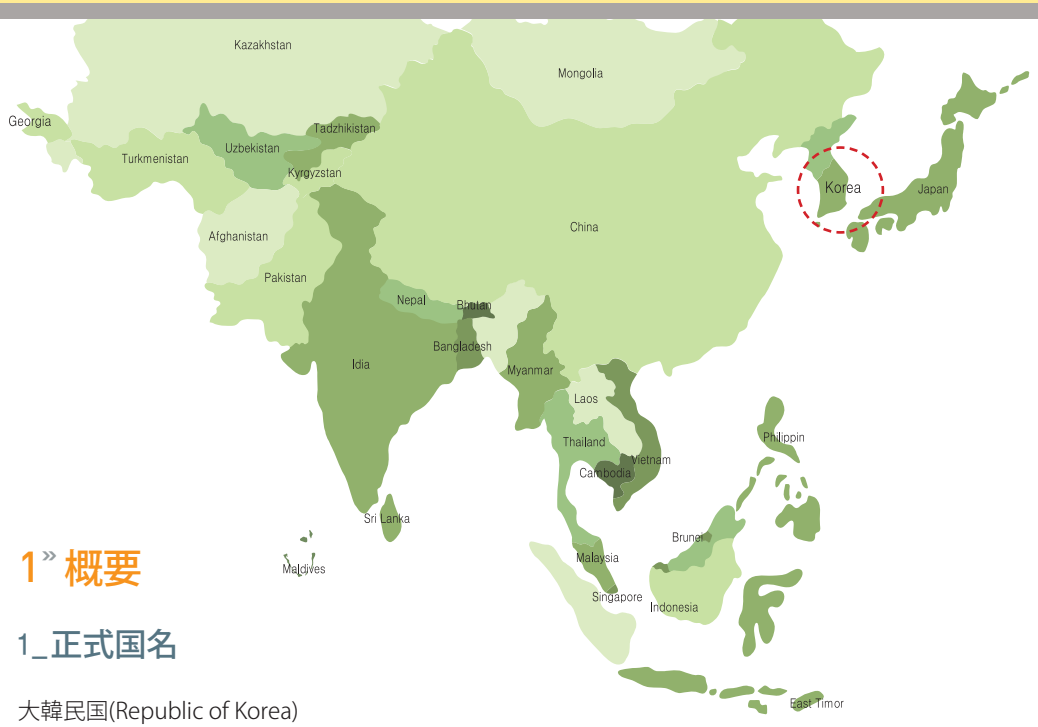

1» 概要

1_正式国名

大韓民国(Republic of Korea)

2_位置と面積

アジア大陸の北東側、面積 99,000㎢ (朝鮮半島全体面積 221,000㎢の45%)

3_国旗(太極旗)

大韓民国の国旗は通称「太極旗」と呼ばれる。
太極旗の文様は東洋哲学の「陰陽」理論を象徴し、「世界の調和と平等」を意味する。

4_国花(無窮花)

大韓民国を代表する国花は「無窮花」という花である。
「永遠の花」という意味の無窮花は、毎年7月から10月にかけて美しい花をつける。

5_人口

2007年10月末現在、大韓民国の人口総数は外国人まで含めて5008万7307人である。
これは世界194ヶ国中24位。人口密度は490人/㎢と、世界で3番目に高い。

6_経済

2008年ベースで韓国の経済規模は世界15位(世界銀行発表)であり、OECD加盟国である。2007年韓国のGDPは8,874億ドル、1人当たりのGNIは18,372ドルである。主な輸出品として、自動車、船舶、鉄鋼、IT製品などがある。

7_行政区域

大韓民国の行政区域は16の広域自治体から成る。広域自治体は1特別市、6広域市、8道、1特別自治道となっている。さらに、この広域自治体は基礎地方自治体に分かれる。
特別市の下には自治区が、広域市の下には区・郡が、道の下には市・郡が置かれている。特別市と6広域市には、2008年12月現在、総計69の自治区が属している。また、6広域市と8道には総計75の自治市と86の郡が置かれている。

一般にソウルと周辺都市(仁川、富川、安養、城南、議政府、光明、始興、義王、軍浦、果川、九里、渓金、広州、高陽、河南市など)を合わせて首都圏という。現在、首都圏にはソウル1千万人、京畿道1千万人、仁川250万人など、韓国人口全体の約50%が密集して住んでいる。

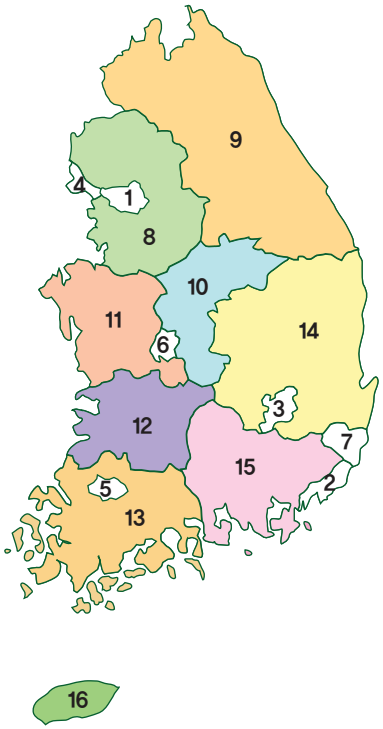

特別市	広域市	道	特別自治道
1 ソウル特別市	2 釜山広域市 3 大邱広域市 4 仁川広域市 5 光州広域市 6 大田広域市 7 蔚山広域市	8 京畿道 9 江原道 10 忠清北道 11 忠清南道 12 全羅北道 13 全羅南道 14 慶尚北道 15 慶尚南道	16 済州特別自治道

2» 気候

四季折々の変化に富んでおり温帯気候に属する。

1_春

3月~5月。朝夕はまだ寒く、昼は暖かい。花と緑が美しく咲き誇る。3月にはまだ冬着が必要な日が続き、4月になると軽い服装が快適。5月に入ると夏のように暑い日もある。

2_夏

6月~8月。25℃~35℃の暑さが続く。6月下旬から7月下旬にかけて、雨季(梅雨)が訪れる。雨季といっても毎日雨が降るわけではない。8月から9月にかけては、大雨と強風を伴う台風が数回到来する。

3_秋

9月~11月。10℃~25℃と段々寒くなる。11月に入ると冬のように寒い日もある。冬着や暖房器具など冬支度をそろそろ始める時期。紅葉がとても美しい季節である。

4_冬

12月~2月。-10℃~10℃ととても寒い。3日ほど寒い日が続いた後に4日ほど少し暖かい日が続く「三寒四温」現象が現われる。雪が降り寒風が吹く日も多い。厚着と暖房器具が欠かせない。2月下旬になるとかなり暖かくなる。

[写真: 韓国観光公社]

3» 貨幣

• 韓国の貨幣単位は「ウォン(Won、₩)」。
• 為替(2009年9月基準) 1ドル: 1204ウォン / 1ユーロ: 1766ウォン/ 100円: 1310ウォン

4» 祝日と休日

1_祝日

韓国には祝日と季節ごとに行われる行事(歳時風習)がある。韓国はカレンダーに陽暦と旧暦を併記している。これら祝日と季節の行事は、旧暦の日付で祝うことが多い。

• 元旦(旧暦の1月1日)
– 意味 : 年の初めの日
– 食べ物 : トックッ(お雑煮)、餃子
– 過ごし方 : 晴れ着を着る、新年挨拶(目上の方々へ挨拶回りをする)とお墓参りにいく、ユンノリ(双六)

• 秋夕(旧暦の8月15日)
– 意味: 一年の収穫を感謝する日
– 食べ物: 新穀と果物
– 過ごし方: 祭祀を行った後、お墓参りに行く、月見、記念踊り(カンガンスウォレ)

2_休日

• **三一節**(新暦の3月1日)
日本の殖民統治に抗議し、1919年3月1日に始まって全国的に広まった大規模な独立運動を記念する日
• **お釈迦様の誕生日**(旧暦の4月8日)
お釈迦様の誕生を祝う日
• **こどもの日**(新暦の5月5日)
こどもの人格を重んじ、こどもの幸福を図ることを趣旨として制定した記念日
• **顕忠日**(新暦の6月6日)
韓国戦争で亡くなった人々をはじめ、国のために命をささげた人たちを記念する日
• **光復節**(新暦の8月15日)
1945年8月15日、日本の植民地支配から開放され、独立を勝ち取った日
• **開天節**(新暦の10月3日)
韓民族の始祖・檀君が即位して檀君朝鮮を建国したことを記念する日。韓国の一種の「建国記念日」。「開天節」は天が開く日という意味である。
• **クリスマス**(新暦の12月25日)
イエス・キリストの誕生を祝う記念日

外国人
住民向け
生活情報

Ⅱ
外国人支援サービス

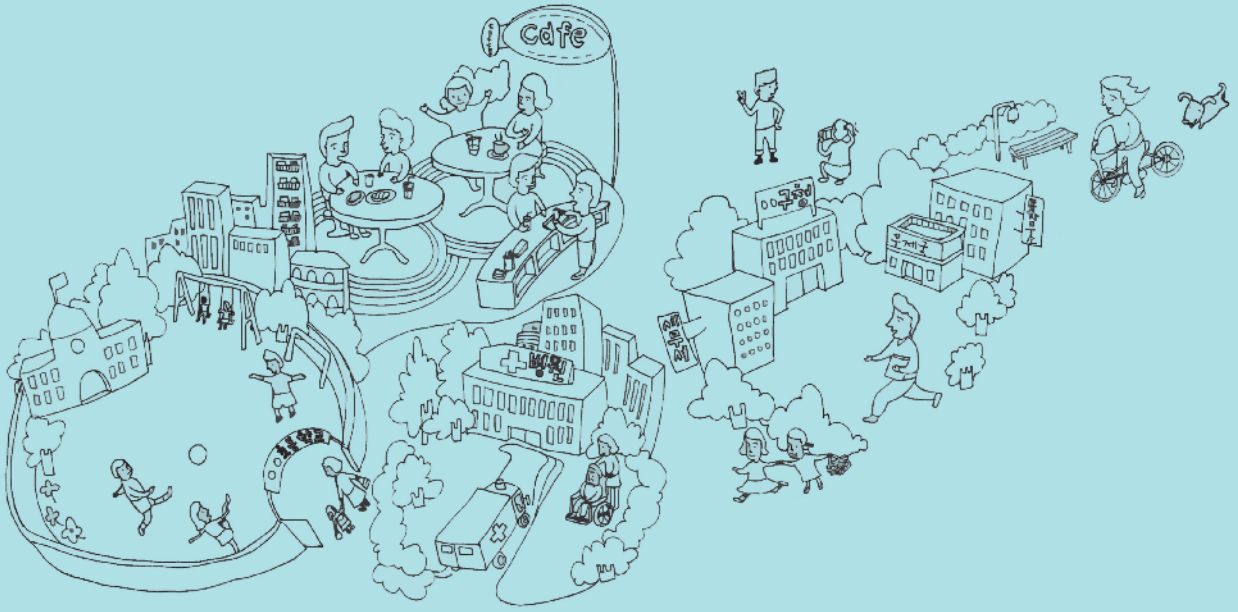

16 **外国人支援サービス**
16 韓国語教育
16 韓国文化と生活教育
17 情報化教育
17 相談
17 外国人支援サービスの利用
18 **外国人支援機関**
18 多文化家族支援センター(☎1577–5432)
20 外国人労働者支援センター
21 移住女性緊急支援センター(☎1577–1366)
22 出入国管理事務所(☎1345)
23 多言語対応ウェブサイト

1» 外国人支援サービス

外国人労働者や結婚移住者など、韓国国内に居住する外国人が増え続けている。そのため、韓国語(ハングル)や韓国文化に関する教育、相談など、外国人の韓国生活をサポートするためのサービスが政府や民間団体レベルで行われている。とくに、意思疎通が難しく、韓国文化に不慣れで、韓国人との付合い方がよくわからない入国したばかりの人には、外国人支援機関などが提供する各種サービスがとても有効である。

1_韓国語教育

韓国での生活になじみ、韓国の文化を理解するためには、韓国語の勉強は欠かせない。そのため、多文化家族支援センターや外国人労働者支援センター、韓国語学校など、外国人を対象に無料で韓国語教育を行っている政府機関も多い。
多文化家族支援センターでは、結婚移住者の自宅まで韓国語教師を送り込み、韓国語を教える訪問教育プログラムなども運営している。 最近はオンラインでの韓国語教育プログラムも増加しており、都合のよい時間帯に自宅でも簡単に韓国語教育が受けられる。

2_韓国文化と生活教育

文化や生活様式の違いからくる異文化ストレスを軽減し、韓国社会への適応をサポートするため、韓国の生活や文化を教えるプログラムが多数設けられている。例えば、多文化理解教育、法律・人権教育、結婚と家族への理解、韓国社会への適応教育などが、講座と体験方式の両方で行われる。

3_情報化教育

韓国ではほとんどの家庭にパソコンが普及しており、インターネットも非常に発達している。ネット上の膨大な情報を活用できる上、インターネットバンキングや行政手続きなども安心して利用できる。それに多文化家族支援センターや外国人労働者支援センターなど、多くの機関においてインターネットの検索方法及び各種プログラムの使い方を教育する情報化教育プログラムなども運営している。

4_相談

韓国に滞在する外国人の苦情やトラブルに対応し、解決策をサポートする相談サービスを提供する。 (家族相談、労働相談、在留資格相談、法律相談など)

5_外国人支援サービスの利用

その他、就業・起業に関する教育、通訳・翻訳サービスなどが提供されるので、下記の外国人支援機関の各種支援プログラムを確認し、担当機関に直接お問い合わせください。

問い合わせ先

結婚移住者の通訳・翻訳サービス

- 多文化家族支援センターでは、母国語と韓国語双方に堪能な結婚移住者が、まだ韓国語が得意でない結婚移住者を対象に通訳・翻訳サービスを提供する。
- 11ヶ国語(中国語、ベトナム語、英語、タガログ語、モンゴル語、ロシア語、日本語、カンボジア語、インドネシア語、ネパール語)対応で、入国初期の相談、公共機関を利用する際など、有効に活用できる。
- ☎1577-5432へ電話すると、最寄りの多文化家族支援センターにつながり、いろんな支援が受けられる。

2» 外国人支援機関

外国人とその家族の韓国生活をサポートするために作られた機関として、多文化家族支援センター、外国人労働者支援センター、移住女性緊急支援センターなどが政府からの支援を受け運営されている。その他、グローバルセンターなど、地域や民間レベルで運営される外国人支援機関がある。外国人が多く居住している安山市では、外国人住民自治センターを設置し、外国人住民向けのさまざまな行政サービスを提供している。 また、住民自治センターや地方文化院など、一般韓国人を対象にサービスを行っている機関でも外国人向けサービスを提供する。

1_多文化家族支援センター (☎1577-5432)

多文化家族支援センターは、結婚移住者とその家族の安定的な韓国生活を支援するために設置されている機関として、全国に159ヶ所ある。多文化家族支援センターでは、結婚移住者向けの韓国語教育、多文化社会への理解教育、家族教育、家族・個人相談、就業・起業支援サービス、通訳・翻訳サービスなどを提供している。子供のためのプログラムとしては、二重言語クラスの運営、言語発達支援(韓国語学習支援)などがある。

(1) プログラム内容

区　分	内　　容
教育プログラム	・韓国語教育 ・家族教育 ・多文化理解教育 ・力量強化教育
相談プログラム	・相談(在留資格、経済、職業、人権、家庭暴力、性暴力など) ・家族生活相談、夫婦相談、各種治療相談
子供支援 プログラム	・センター内に子育て情報交流場を設置 ・子供の学習能力アッププログラム ・子供言語発達支援 ・二重言語クラスの運営 ・地域内の保育機関における多文化家庭子供の言語教育支援 ・大学生メンターとのマッチングによる学習支援
結婚移住者の 力量強化 プログラム	・家族奉仕団 ・就業・起業プログラム及び機関との連携 ・ネーティブ講師/ 文化講師/ 通訳・翻訳家として活動できる
多文化に対する 意識改善 及び情緒支援	・韓国人と結婚移住者の養子縁組 ・出身国や多文化家族単位で、助け合える組織をつくる
家庭訪問サービス	・ご自宅まで出向いていく子育て支援サービス ・ご自宅まで出向いていく韓国語教育サービス ・妊娠・出産ガイドサービス

(2) ご利用方法

- 2010年現在、159の多文化家族支援センターが全国各地に設立され、地域ごとに運営されている。
- 利用可能時間は通常、平日09:00~18:00となっている。
- ☎1577-5432へ電話すると、最寄りの多文化家族支援センターにつながり、いろいろな支援が受けられる。

2_外国人労働者支援センター

(1) プログラム内容

区　分	内　　容
相談	• 賃金未払い • 事業場変更(移転) • 出入国・在留資格 • 労災 • 医療／福祉 • 家庭／国際結婚 • 詐欺／暴行など
教育	• 韓国語教育 • コンピューター教育 • テコンドー教育 • 特別教育: 法律、安全、生活適応教育など
行事	• 共同体行事 • 教育行事 • 文化行事
診療	• 韓国語での意思疎通が困難なため、病気になってもなかなか病院にいけない外国人労働者のための基本的な診療及び治療
メディア	• MNTV.NET: 移住民インターネット放送 • Migrant.kr: 実務者ネットワーク • MigrantOK: 月刊・多言語ニュースレター

(2) ご利用方法

• 平日は 09:00~18:00まで利用できる。一部講義については日曜日も実施する。
• 母国語による電話相談(Migrants' Help-line 1644-0644)を利用すると、多言語による各種案内と相談が受けられる。
• 手助けが必要な労働者は、日曜日(午後1時～7時)と平日は ☎1644-0644、土曜日は ☎02-6900-8000に連絡すると、必要な支援が受けられる。

3_移住女性緊急支援センター (☎1577–1366)

365日24時間運営される移住女性のための危機相談センターである。家庭暴力や性暴力、性売買など、暴力を受けたり、緊急に保護が必要となったときなど、手助けが必要な移住女性がいつでも気軽に利用できる施設である。なお、いろいろな生活相談をはじめ、国籍や在留資格問題などの法律相談も受けられる。
韓国語、英語、ベトナム語、ロシア語、中国語、タイ語、モンゴル語、タガログ語ができる移住女性が専門相談員として働く。実質的な問題解決のために、相談内容に応じて関連機関(家庭暴力相談所、性暴力相談所、家庭暴力被害者保護施設、警察、弁護士、病院、女性団体、福祉団体、全国病院のOne-Stop支援センターなど)につなげてくれる。

(1) プログラム内容

区　分	内　　容
相談	• 暴力被害を受けた移住女性のための母国語による初期相談 • 365日電話相談 1577-1366 • 8ヶ国語対応
緊急支援サービスとの連携	• 緊急避難施設の運営 • 家庭暴力、性暴力、性売買被害女性のための保護施設との連携 • 医療、法律、検察、警察サービスとの連携
その他	• 韓国定住のための生活・法律情報案内 • 地域センターによる現場訪問相談サービスの展開

(2) ご利用方法

• ☎1577-1366では、休日夜間を問わず電話相談を受け付けている。
• 必要に応じ面接相談もできるし、ホームページの相談コーナーやメール相談も可能。全ての相談は非公開を原則とし、身元が特定されないように努める。
• 韓国語及び8ヶ国語によるオンライン相談も可能である。(ベトナム語、中国語、英語、タガログ語、ロシア語、モンゴル語、タイ語、カンボジア語)
• 水原、大田、光州、釜山に地域センターがあり、面接相談や現場訪問相談サービスなども可能である。

4_出入国管理事務所(☎1345)

出入国管理事務所は外国人登録及び在留許可業務を主業務とする機関であるが、入国者を対象にした教育・情報提供プログラムも開設している。
新婚の結婚移住者向けに韓国生活に必要な情報を提供する「幸福ドリームHappy Startプログラム」を全国14ヶ所の出入国管理事務所にて毎月第2週あるいは4週目の木曜日、14:00~16:00(結婚移住者支援の日)に行っている。

「幸福ドリーム Happy Start プログラム」の内容

- 韓国社会について
- 在留許可、家族招待、国籍など、出入国管理について
- 基礎生活･法秩序について
- 医療、健康保険、法律相談など
- 社会統合プログラムについて
- 韓国語教育など結婚移住者支援プログラムについて

知っておくと便利

外国人総合支援サービス(Hi Korea)

韓国語、英語、日本語、中国語など4ヶ国語で運営されるハイ・コリアを通じて、訪問予約、再入国許可、在留期間更新許可など、法務部関連サービスをオンラインで申込できる。

・ご利用案内
- ホームページへアクセス(www.hikorea.go.kr)
- 会員登録
- 電子行政サービス、訪問予約、マイページなどのサービスのご利用

5_多言語対応ウェブサイト

情報通信が発達している韓国ではウェブサイトを通じて韓国生活に関する情報を得たり、韓国語教育や韓国社会への理解教育などをサイバー教育で受講することもできる。とくに、外国人支援機関などが運営するウェブサイトでは、多言語による情報サービスが得られるため、とても有効である。

ウェブサイト	アドレス	運営機関	提供サービス
多文化家族支援ポータル「タヌリ」	http://liveinkorea.mogef.go.kr	全国多文化家族事業支援団	韓国語教育及び韓国生活案内、多言語対応ニュースなど統合的な多文化家族支援サービスを提供
korea.net	http://korea.net	海外文化情報院	公式ウェブサイト
KBSワールドニュース	http://world.kbs.co.kr	KBS World	多言語対応ニュース、時事教養、芸能・娯楽プログラム紹介など
移住民放送	http://www.mntv.net	韓国外国人労働者支援センター	多言語対応ニュース、生活韓国語
多文化家庭e-教育	http://ecamp.kdu.edu	高麗サイバー大学	韓国語教育
韓国外国人労働者支援センター	http://www.migrantok.org	韓国外国人労働者支援センター	ご相談及び教育に関する情報など
ハイ・コリア	http://www.hikorea.go.kr	法務部	訪問予約、再入国許可、在留期間更新許可など、法務部関連サービスのオンライン申込
マンゴネット	http://www.mangonet.kr	移住民センターアジアの窓	結婚移住者コミュニティー、教育、健康、職場生活情報など
サラダTV	http://www.saladtv.kr	サラダTV多文化放送局	外国人、多文化家庭、外国居住者向けのインターネット放送局
korea sparkling	http://www.visitkorea.or.kr	韓国観光公社	韓国の旅＆フェスティバルに関する情報

外国人
住民向け
生活情報

Ⅲ
在留資格及び国籍の取得

26 **外国人の在留資格**
26 パスポートの有効期限及び査証の滞在期間の確認
28 外国人登録
33 在留期間の更新
35 在留資格の変更
36 在留資格外活動の許可
37 再入国許可
38 外国人の申告義務
39 **永住権の取得**
39 対象
40 結婚移住者の場合
41 永住資格の喪失
42 **国籍の取得**
42 対象
42 結婚移住者の場合
47 社会統合プログラム
50 **外国人配偶者のご両親・親族訪問**

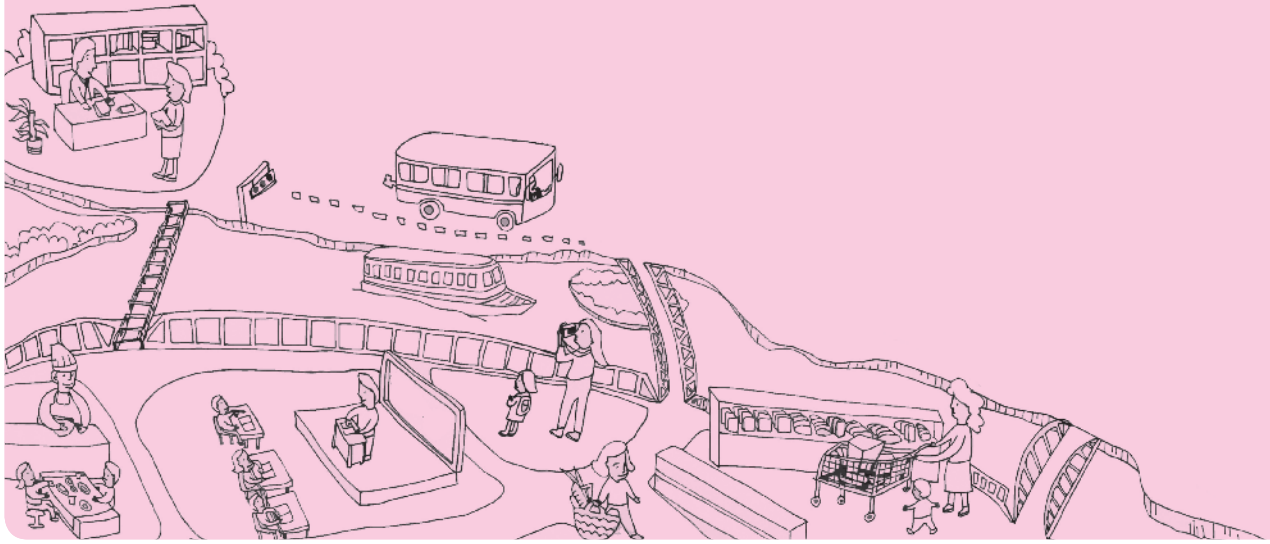

1» 外国人の在留資格

1_パスポートの有効期限及び査証の滞在期間の確認

外国人が大韓民国に入国しようとする場合は、法務部長官が発行した査証(ビザ)の記載のある有効なパスポートを所持する必要がある。パスポート及び査証の有効期限を事前にチェックしておかないと、不測の事態が発生した場合、不利益を被ることもあるので注意が必要である。

パスポート

所持者の国籍など、個人情報を記載した身分証明書として、海外での身元を保証するほか、さまざまな用途で使われるので必ず携帯しなければならない。

韓国入国ビザの見方

- 一番上は、韓国へ入国した日をあらわす。この日から韓国での滞在期間がカウントされる。
- 滞在期間は入国した日から90日間。滞在期限が切れる前に在留期間更新と外国人登録手続きを行わなければならない。
- 在留期間のすぐ下にある満了日は、在留期間の満了日ではなく査証の有効期限である。

外国人登録証の見方

① 外国人登録番号
② パスポート上の名前
③ パスポート上の国籍
④ 居住地
⑤ 在留資格
⑥ 発行年月日(上の行)
在留期間の満了日(下の行)
※ 満了日までに在留期間更新の申請を行わなければならない。
⑦ 発行事務所

(1) 短期滞在者(C系列 – 最大90日以内)

査証に記されている在留期間が在留期間の満了日である。

(2) 長期滞在者及び永住権者: 外国人登録証を所持した者

外国人登録証の右下に記載されている日付が在留期間の満了日であるが、在留期間を延長した場合には、裏側に記載されている日付が在留期間の満了日である。

(3) 結婚移住者の場合

結婚移住者は長期滞在者または永住権者同様

2_外国人登録

(1) 外国人登録の対象及び時期

大韓民国に連続90日を超えて滞在しようとする外国人は、入国後90日以内に登録を行わなければならない。

- 但し、入国する際、査証の在留期間が59日と記載されている場合には、入国後59日までに外国人登録を行わなければならない。
- 大韓民国に滞在中、在留資格の取得または変更許可を受けた者は、許可後すぐに登録を行わなければならない。

(2) 必要書類

- 共通書類

– パスポート
– 外国人登録申請書(出入国管理事務所に用意されている)
– カラー写真 (3cm X 4cm) 2枚
– 在留資格別の添付書類(在留資格により書類が異なるので、出入国管理事務所に必ず確認すること)
– 手数料 10,000ウォン (政府収入印紙)

(3) 結婚移住者の場合

上記書類の他、韓国人配偶者(韓国人夫または妻)の下記の書類が必要である。

– 家族関係証明書(婚姻関係証明書)
– 住民登録謄本
– 身元保証書

(4) 外国人登録申請及び発行

- 外国人登録申請及び発行は、居住地管轄の出入国管理事務所が発行する。

出入国管理事務所 (問い合わせ：☎1345)

機　関	住　所	管轄区域
⊙ ソウル · 京畿 · 仁川地域		
ソウル 出入国管理事務所	ソウル特別市 陽川区 木洞路 121	ソウル特別市、京畿道 安養市、果川市、城南市、河南市、光明市
世宗路出張所	ソウル特別市 鐘路区 三一路 12 雲峴宮 SKハブビル 2階	ソウル特別市鐘路区、中区、恩平区、東大門区、中浪区、道峰区、城北区、江北区、蘆原区
仁川 出入国管理事務所	仁川広域市 中区 港洞7街 1-31	仁川広域市、京畿道 安山市、富川市、始興市、金浦市、甕津郡
水原 出入国管理事務所	京畿道 水原市 勧善区 日月初等 2路 18	京畿道 軍浦市、義王市、水原市、龍仁市、烏山市、利川市、安城市、広州市、楊平郡、驪州郡、平澤市(平澤港と烏山軍用の飛行場は除く)
平澤出張所	京畿道 平澤市 新場洞 山5	平澤港、唐津港
烏山出張所	京畿道 平澤市 松炭郵便局私書箱3号	烏山軍用飛行場
楊州 出入国管理事務所	京畿道 楊州市 徳渓洞 467-2	京畿道 議政府市、東豆川市、九里市、高陽市、南楊州市、坡州市、楊州郡、連川郡、抱川市、江原道 鉄原郡

機　関	住　所	管轄区域
⊙ 江原地域		
春川出入国管理事務所	江原道 春川市 東内面 沙岩里 6	江原道、京畿道 加平郡
東海出張所	江原道 東海市 泉谷洞 847 トンジンビル 4階	江原道 東海市、江陵市、三陟市、太白市、旌善郡
束草出張所	江原道 束草市 東明洞 53-3 束草港湾支援センター	江原道 束草市、襄陽郡、高城郡
高城出張所	江原道 高城郡 縣内面 明湖里88	南北往来出入国審査
⊙ 忠北・忠南・大田地域		
清州出入国管理事務所	忠清北道 清州市 興徳区 セト1路 23	忠清北道
大田出入国管理事務所	大田広域市 中区 牧洞路 150	大田広域市、忠清南道 忠北 永同郡、沃川郡
大山出張所	忠清南道 瑞山市 大山邑 大山里 197-8、漢城ビル 3階	忠南 瑞山市、泰安郡、洪城郡、唐津郡、保寧港
⊙ 全北・全南・光州地域		
全州出入国管理事務所	全羅北道 全州市 湖城路 213	全羅北道
群山出張所	全羅北道 群山市 蔵米洞 49-32	全羅北道 群山市 長項港
麗水出入国管理事務所	全羅南道 麗水市 舞仙路 267	全羅南道 麗水市、順天市、光陽市
光陽出張所	全羅南道 光陽市 中洞 1359-5	光陽港
光州出入国管理事務所	光州広域市 西区 花亭路 196	光州広域市、 全羅南道 (麗水市、順天市、光陽市除く)
木浦出張所	全羅南道 木浦市 玉岩洞 982-2	全羅南道 木浦市、 莞島郡、新安郡、務安郡、珍島郡、霊巌郡、海南郡

機　関	住　所	管轄区域
⊙ 慶北・慶南・大邱・蔚山地域		
釜山出入国管理事務所	釜山広域市 中区 忠壮路 14	釜山広域市、機張郡 慶尚南道(金海市、梁山市、密陽市)
蔚山出張所	蔚山広域市 南区 梅岩洞 139-16	蔚山広域市、蔚州郡
大邱出入国管理事務所	大邱広域市 東区 安心路 117	大邱広域市、慶尚北道
浦項出張所	慶尚北道 浦項市 北区 港口洞 58-13	慶尚北道 浦項市、 蔚珍郡、盈徳郡、鬱陵郡
馬山出入国管理事務所	慶尚南道 馬山市 海岸路 260	慶尚南道 (金海市、梁山市、密陽市除く)
統栄出張所	慶尚南道 統栄市 東湖洞 171-10	統栄市
泗川出張所	慶尚南道 泗川市 東錦洞 44-5	慶尚南道 泗川市、南海郡、河東郡
巨済出張所	慶尚南道 巨済市 麻田洞 535-5	慶尚南道 巨済市
⊙ 済州地域		
済州出入国管理事務所	済州特別自治道 済州市 臨港路 277	済州特別自治道

外国人登録証の交付方法

外国人登録証の交付時期は、各事務所によって異なるが、大体7～10日が経過してから直接管轄事務所まで出向いて受け取るか、宅配料(3000ウォン)を先払いし居住地で宅配便で受け取ることもできる。

(5) 外国人登録証の管理

外国人登録証は、外国籍の人の身分証明書といえるので、常に携帯しなければならない。

• 外国人登録証の再発行 : 下記の事由が発生した場合、14日以内に居住地を管轄する出入国管理事務所にて再発行手続きを行わなければならない。

再発行の事由

– 外国人登録証を紛失したとき
– 外国人登録証が破損・汚損したとき
– 必要事項を記入する欄が足りなくなったとき
– 外国人登録事項(名前、性別、生年月日、国籍など)が変わったとき

必要書類
• パスポート
• 外国人登録証再発行申請書
• 紛失した場合には、再発行を必要とする理由を記した書類(別途フォームはなく、紛失した理由を説明する書類)
• カラー写真(3cm X 4cm)1枚
• 手数料 10,000ウォン

• 外国人登録証の返還 : 下記の事由が発生した場合、外国人登録証を返納しなければならない。

返納しなければならない場合	返納時期	必要書類
完全に帰国するとき	出国するとき空港で	無し
韓国国籍を取得したとき	韓国国籍を取得した日から14日以内	大韓民国国籍取得を証明する書類、外国の国籍を喪失したことを証する書類、基本証明書、住民登録証
死亡したとき	死亡した事実を知った日から14日以内、または死亡した日から30日以内	死亡診断書または検案書、その他死亡した事実を証する書類

3_在留期間の更新

(1) 更新の対象及び時期

在留期間を超えて在留を希望する外国人は、在留期間の満了する日の2ヶ月前から満了日までに手続きを行わなければならない。満了日を過ぎてから申請した場合には、罰金が科される。
在留期間を更新するためには、満了日当日まで在留期間更新の申請手続きを行わなければならない。しかし、在留期限間際になって申請し、在留期限内に更新ができなければ、不許可処分を受けた日から不法滞在になり不利益を被ることもあるので気をつけなければならない。

(2) 在留期間の更新手続き

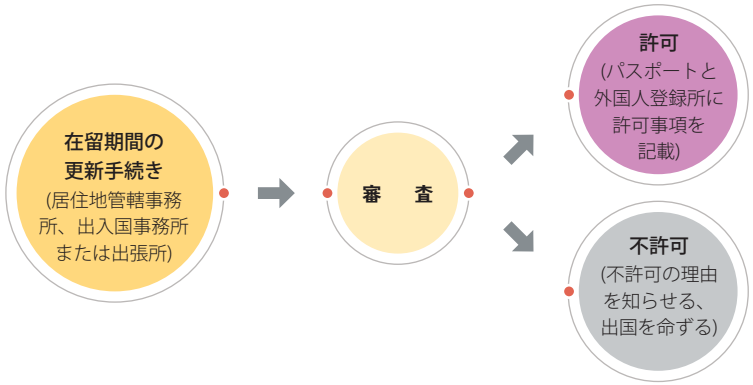

(3) 必要書類

• 在留期間更新許可申請書
• パスポート及び外国人登録証(外国人登録を終えた者)
• 在留資格別添付資料
• 手数料 30,000ウォン(F-2<韓国人が配偶者である>の場合、2万ウォン)

(4) 結婚移住者の場合

- 上記の書類の他、下記の書類も添付しなければならない。
  - 韓国人配偶者の家族関係証明書
  - 韓国人配偶者の住民登録謄本
  - 韓国人配偶者の身元保証書

韓国人配偶者が不当な扱いをしたり、一方的に身元保証を撤回したため韓国人配偶者から身元保証を受けることが困難な場合には、近くの移住民関連相談所や女性関連相談所、多文化家族支援センターなどを訪ね、解決への支援を求めることができる。

- 韓国人配偶者から不当な扱いを受け離婚することになった場合、協議離婚をしてしまうと離婚の原因が誰にあったのか分からなくなるので、在留期間を延長するのが難しくなる。したがって、こういう事態が発生したら専門家に相談したほうがよい。
- 結婚移住者が離婚訴訟中である場合、訴訟が終わるまで1回の在留期間更新を3ヶ月とすることもある。

4_在留資格の変更

(1) 在留資格変更の対象及び時期

大韓民国に在留する外国人が、現に有する在留資格の下では行うことができない他の在留資格に属する活動を行おうとする場合には、別の在留資格に該当する活動を行う前に管轄する出入国管理事務所にて許可申請を行わなければならない。

- 短期商用(C-2) 査証で活動する外国人が大韓民国へ投資を行おうとする場合(D-8)
- 語学研修(D-4)終了後、韓国の大学へ留学しようとする場合(D-2)
- 韓国で別の在留資格を有する外国人が韓国人と結婚した場合(F-2)

(2) 必要書類

- 在留資格変更許可申請書
- パスポート及び外国人登録証(外国人登録を終えた者)
- 在留資格別添付資料
- 手数料 50,000ウォン

신 청 서(신 고 서)
APPLICATION FORM/REPORT FORM
MINISTRY OF JUSTICE

(3) 審査結果

在留資格の変更が許可されるとパスポートに在留資格変更の許可印が押され外国人登録証に許可事実が記載される。不許可になれば、その理由が通知される。

5_在留資格外活動の許可

(1) 対象及び時期

90日以上長期滞在する外国人(90日以内の短期査証所持者は対象外)が、当初の在留目的の活動を行いつつ、その傍ら他の在留資格に該当する活動を行おうとする場合には、あらかじめ在留資格外活動の許可を受ける必要がある。

- 留学資格(D-2) のビザを持つ留学生が学業活動を行いつつ、その傍ら時間制アルバイト(S-3)を行おうとする場合
- 宗教在留資格(D-6)で活動している宣教師が大学で講義(E-1)を行おうとする場合

(2) 必要書類

- 在留資格外の活動許可申請書
- パスポート及び外国人登録証(外国人登録を終えた者)
- 在留資格別添付書類
- 手数料 60,000ウォン (D-2 時間制就労と F-2の場合は 30,000ウォン)

(3) 審査結果

在留資格外活動が許可されると、パスポートに在留資格変更の許可印が押され外国人登録証に許可事実が記載される。不許可になれば、その理由が通知される。

6_再入国許可

(1) 対象及び時期

90日以上長期滞在する外国人が一時的に出国し再び韓国に入国しようとする場合には、管轄の出入国事務所にてあらかじめ再入国許可を受けなければならない。

- 当日出国する場合には、空港または港で居住地の管轄とは関係なく、シングル(1回限り)の再入国許可を受けることができる。
- 再入国許可を受けずに出国したり、再入国許可の期限内に入国しなかった場合には、出国時に持っていた在留資格を失うことになるので留意しなければならない。

(2) 種類

- シングル(1回限りのもの): 1年内に1回に限って再入国できる
- マルチ(数次のもの): 2年内に2回以上再入国できる

(3) 必要書類

- 再入国許可申請書
- パスポート及び外国人登録証(外国人登録を終えた者)
- 在留資格別添付書類
- 手数料 – シングル: 30,000ウォン、マルチ: 50,000ウォン

(4) 結婚移住者の場合

韓国人の配偶者(F-2-1)の場合には、在留期限内であれば数次の再入国許可書を発行してもらえる。

(5) 再入国許可の有効期間の延長

「再入国許可」を受けて出国した外国人が、当該許可の有効期間内に再入国することができない事由が発生した場合には、有効期間内に現地にある大韓民国の大使館または領事館まで出向いて延長手続きを行わなければならない。

7_外国人の申告義務

外国人は下記に該当する事由が発生したとき、法令により申告が義務付けられている。それを守らない場合、過料または罰金が科され在留上の不利益を受けることもあるので、留意する必要がある。

(1) 外国人登録事項変更の申告義務

• 対象及び時期
外国人登録を終えた外国人が、下記に該当する事由が発生した日から14日以内に管轄する出入国管理事務所に外国人登録事項の変更申告を行わなければならない。

• 申告事由
– 名前、性別、生年月日、国籍などに変更があった場合
– 旅券番号、発行日付、有効期間に変更があった場合
– 外国人の所属機関や団体に変更があったり、名称が変わった場合

必要書類
- 外国人登録事項変更申告書
- パスポート及び外国人登録証
- 変更事項を証する書面

(2) 居住地変更の申告義務

• 対象及び時期
外国人登録を終えた外国人が引越しなどにより居住地が変わったときは、新居住地に移転した日から14日以内に管轄する市・郡・区の長または新居住地を管轄する出入国管理事務所に対し、変更申告書を提出して、居住地変更の登録を申請しなければならない。

必要書類
- 居住地変更申告書
- パスポート及び外国人登録証

2” 永住権の取得

次に該当する対象者の場合、個々の在留資格別に必要な書類を完備して居住地を管轄する出入国事務所に永住権を申請することができる。

1_対象

① 5年以上韓国に滞在している者
② 韓国人の配偶者または永住資格者の配偶者及び未成年の子供
③ 米ドル50万以上を投資した外国人
④ 在外国民の在留資格を所持している者
⑤ 韓国生まれの在韓華僑
⑥ 先端産業分野の博士号を取得している者
⑦ 先端産業分野の学士号及び資格証を所持している者
⑧ 特定分野の専門能力を有する者
⑨ 特別功労者
⑩ 年金受給者

2_結婚移住者の場合

下記のいずれかに該当する結婚移住者が韓国国内で2年以上在留し、下記の条件を満たせば在留資格の変更許可申請により永住権を取得することができる。

(1) 対象

- 韓国人配偶者と婚姻関係を引き続き維持している場合
- 韓国人配偶者が死亡または裁判所から失踪宣告を受けている場合
- 離婚または別居の理由に関係なく、韓国人配偶者との婚姻により出生した未成年者を養育している場合

(2) 永住権申請に必要な書類

- 在留資格変更申請書(F-2 --->F-5)
- パスポート及び外国人登録証
- 韓国人配偶者の家族関係証明書及び住民登録謄本
  ※ 韓国人配偶者が失踪状態である場合には失踪宣告判決文、死亡したときには死亡診断書、韓国人配偶者と離婚または別居している場合、その帰責事由が韓国人配偶者にあるという裁判所の判決文など
- 財政状態を立証できる書類 (下記のいずれかの一つ)
  - 本人または同居する家族名義の3,000万ウォン以上の預金残高証明
  - 不動産登記簿謄本あるいは住宅(貸切)契約書の写し
  - 本人や配偶者の在職証明書など、一定の収入を立証できる書類
- 身元保証書
  ※ 必ず韓国人配偶者でなくても身元保証人になってもらうことは可能だ。但し、身元保証人の保証能力を立証できる在職証明書、納税証明願、財産税の課税証明印などの書類を提出しなければならない。
- 手数料 50,000ウォン

(3) 永住資格取得によるメリット

- 本国の国籍を保持できる。
- 永住資格を取得した日から3年が経過すると居住地の地方選挙に参加できる。
- 出国した日から1年以内に再入国しようとするとき、再入国許可を受ける必要がない。

3_永住資格の喪失

永住資格を取得した者でも、下記の事由が発生したときには永住資格を喪失する。

- 再入国許可の期限内に入国しなかった者
- 刑法上、内乱の罪または外国為替の罪を犯した者
- 殺人、強盗、麻薬犯、国家保安法違反、強姦、性暴力、強制醜行などの罪を犯した者
- 虚偽または不正な方法を使って永住許可を受けた者
- 偽装結婚と判明された者
- 偽造・変造パスポートまたは他人名義のパスポートを使って入国した者
  ※ 偽装結婚とは、婚姻意思なく婚姻届を出したケース。刑法上の処罰を受けることとなる。

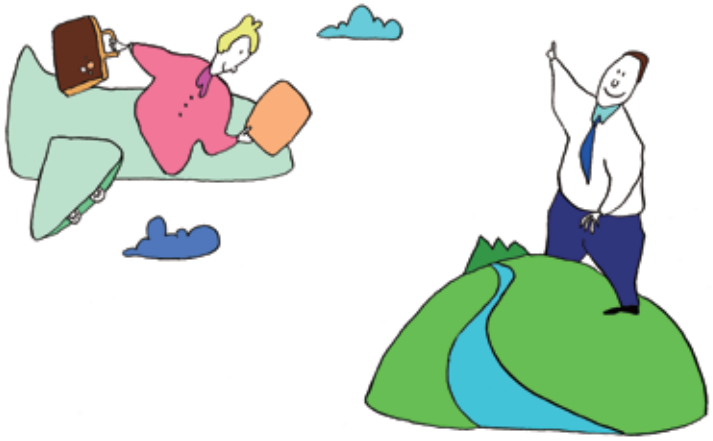

3» 国籍の取得

1_対象

次に該当する場合は、それぞれの資格に要る条件を備えて、居住地を管轄する出入国事務所にて国籍取得の手続きを行うことができる。

- 次に該当する場合でも具体的な条件を備える必要があるので、国籍を取得しようとする場合には、専門家と相談して書類を綿密に準備しなければならない。

① 韓国に5年以上在留している者

② 父又は母が韓国国民であったり、出生の時に韓国国民である父母の子として韓国で生まれた外国人が、3年以上韓国に在留し続けている場合

③ 韓国人と結婚して2年以上在留している場合

④ 父又は母が韓国国民である者

※ 父又は母が帰化者である場合、その子供は年齢や婚姻如何、韓国での在留期間とは関係なく、特別帰化の許可申請を行うことができる(但し、成人してから養子として迎えられた者は除く)

⑤ 韓国に対し特別な功労を尽くした者

2_結婚移住者の場合

(1) 対象

- 韓国国籍を有する配偶者と結婚し、婚姻生活を保持しながら2年以上韓国に在留している者
- その配偶者と婚姻後3年が経過し、かつ婚姻した状態で韓国に1年以上在留している者
- 韓国人と婚姻した状態で韓国人配偶者の死亡、失踪、その他自分に帰責事由がないにもかかわらず正常な婚姻生活を営むことができなかった者として、2年以上韓国に住所を置いている者
- 韓国人配偶者との婚姻によって出生した未成年者を養育していたり、養育しなければならない者

(2) 必要書類

- 帰化許可申請書 (カラー写真 4cm X 5cm 1枚貼り付ける)
  ※ 申請書作成後、最初のページの写しを1部提出する
- 帰化陳述書(帰化動機書)
- 身元陳述書(写真貼り付け)
- パスポート写し
- 韓国人配偶者の家族関係証明書及び住民登録謄本
- 本人又は家族が独立して生計を維持する能力があることを証する書類
  - 本人または同居する家族名義の3,000万ウォン以上の預金残高証明
  - 不動産登記簿謄本あるいは住宅(貸切)契約書の写し
  - 本人や配偶者の在職証明書など、一定の収入を立証できる書類
- 韓国人配偶者との婚姻関係が破綻した場合、それを立証できる書面
  ※ 韓国人配偶者が失踪状態である場合には失踪宣告判決文、死亡したときには死亡診断書、韓国人配偶者と離婚または別居している場合、その帰責事由が韓国人配偶者にあるという裁判所の判決文など

離婚又は別居の責任が結婚移住者にない場合、在留期間の更新、永住資格の許可申請、国籍の取得に必要な追加書類(下記項目の中で1つ以上)

- 刑事判決文又は離婚判決文
  (離婚判決文の場合、夫の有責性が明記されているもの)
- 配偶者の暴行などを訴えた場合 : 検察の不起訴決定文
  (起訴猶予又は公訴権なし)
- 配偶者が暴行を振るった場合 : 病院診断書
  (夫から暴行を受けた事実が記されているもの)、傷の写真など
- 配偶者に経済力がない場合 : 配偶者の破産決定文など
- 配偶者が行方不明の場合 : 夫の家出届けなど
- 配偶者の4等親以内の親族が書いた、婚姻関係破綻の原因を説明した確認書
- 婚姻関係の破綻当時住んでいた地域の長が作成した、結婚生活破綻の原因が配偶者にあることを明記した確認書(具体的な婚姻関係破綻の原因及び経過を説明するものでなければならない)
- その他上記各項目に準ずる書類 : 「公認の女性関連団体による確認書」など

知っておくと便利

韓国人配偶者の不当な扱いにより、結婚生活を営むことが困難な場合、離婚にならなくてもその責任が外国人にないという事実さえ立証できれば国籍を取得することが可能なので、専門家と相談して解決策を模索するのがよい。

- 韓国人配偶者との婚姻関係が破綻してから韓国国籍を有する子供を養育する場合には、子供との家族関係証明書、子供を養育していたり養育しなければならないという事実を証明する書類
- 手数料 100,000ウォン

(3) 国籍取得の手続き

① 帰化許可申請書及び必要書類の提出

帰化申請は、国籍業務を担当する出入国管理事務所でのみ取り扱っている。申請書を提出するときには、韓国人配偶者と一緒に居住地を管轄する出入国管理事務所まで出向かなければならない。

▼

② 資格審査及び面接

- 受理後、書類及び現場調査などの審査過程を経て、面接審査まで1年以上かかる。
- 通常、面接審査日の2~4週間前に通知書が到達するので、申請後居住地変更がある場合には管轄する出入国管理事務所に居住地変更届けを提出しなければならない。
- 結婚移住者は筆記試験が免除になる。面接を通じて韓国語能力と韓国国民として具備すべき基本的な素養について審査する。
- 面接で不合格になった場合、面接審査を追加で2回受けることができる。

▼

③ 帰化許可

法務部長官から帰化許可通知を受けてからは必ず家族関係登録、外国国籍の放棄、住民登録、外国人登録証の返納を行わなければならない。

▼

④ 家族関係登録届出

- 帰化許可通知を受けた日から1ヶ月以内に通知書に記されている家族関係登録官署(市・区庁又は邑・面事務所)へ出向き、届出を行う必要がある。
- 家族関係登録を行うときには、帰化許可通知書と外国人登録証を必ず携帯しなければならない。

▼

⑤ 外国国籍の放棄

- 帰化許可通知を受けた日から6ヶ月以内に本人の外国国籍大使館又は領事館へ行って国籍放棄届出を行ってから外国国籍放棄証明書を発行してもらい、直接出入国管理事務所の国籍担当者に提出する。そして外国国籍放棄確認書の発行を受ける必要がある。
- 決められた期間内に外国国籍放棄証明書の発行を受けることができなければ、韓国国籍の取得は自動的に取り消されることになる。
- 韓国国内に該当国の大使館がない場合や本国の関係法上、外国国籍放棄証明書の発行を受けることができない場合には、外国国籍放棄覚書を出入国管理事務所に提出し外国国籍放棄留保確認書というものを発行してもらう。そして、それを添付して住民登録手続きを行う。

▼

⑥ 住民登録

- 帰化許可通知書、家族関係証明書、外国国籍放棄確認書を添付して所在地(邑・面・洞)の住民自治センターにて住民登録手続きを行うと住民登録証を発行してもらえる。

▼

⑦ 外国人登録証の返納

- 外国人登録証の返納は、帰化許可通知書や家族関係証明書を住民登録証と一緒に出入国管理事務所に提出することだが、住民登録証の発行を受けた日から14日以内に行う必要がある。

(4) 住民登録証の発行

国籍取得後、住民登録手続きまで終えると住民登録証が発行される。住民登録証は韓国人であることを証明するものである。行政機関の各種申告(届出)、行政書類発行、行政サービスなどを受けるとき、本人確認のために提出を求められることがある。

住民登録証を他人に貸与したり、住民登録番号を他人に教えたりすると犯罪に悪用される恐れがあるので、十分注意が必要である。

- 住民登録証の再発行：住民登録証を紛失した場合、写真1枚(6ヶ月以内に撮影したもの 3cmX4cm)を持参し、居住地を管轄する邑・面・洞の住民自治センターにて再発行手続きを行う。
- 転入・転居の場合：引越してから14日以内に新しい居住地を管轄する邑・面・洞の住民自治センターの担当係で転入・転居の手続きを行う。

転居手続きを行わないと、事実調べを通じて住民登録が抹消することもあるので十分注意しなければならない。

3_社会統合プログラム

「社会統合プログラム」は、移住者向けにスタンダード化した韓国語及び韓国社会への理解教育課程として、法務部長官指定の運営機関を通じてこれを履修した場合、国籍取得の過程で特典を与える制度である。

- 開設目的 : 移住者の韓国社会への早期適応及び安定的な社会定着
- 教育課程 : ① 韓国語課程 ② 韓国社会への理解課程
- 履修時間 : 個人当たり最低 50 ~ 最高450時間
  - 「韓国語」課程 最高400時間 + 「韓国社会への理解」課程　50時間
  - 運営周期 : 「韓国語」課程　年2回、「韓国社会への理解」課程　年3回

※ 韓国語駆使能力に応じて履修時間が差別適用され、結婚移住者は韓国語課程3·4段階免除(社会統合プログラムの細部構成段階参照)

- 運営機関 : '09年度現在20ヶ所(各広域別　1ヶ所、首都圏 2~3ヶ所)
- 履修者への特典
  - 結婚移住者 : 帰化審査待ち時間の短縮及び帰化面接への適用
  - 一般帰化申請者 : 帰化筆記試験の免除、帰化審査待ち時間の短縮及び帰化面接への適用

※ プログラム参加者から要望があった場合、
教育過程の中でさまざまな相談サービスも提供する。

社会統合プログラムの細部構成段階

区　分		1段階	2段階	3段階	4段階	5段階
韓国語課程		初級 1	初級 2	中級 1	中級 2	高級
履修時間		100時間	100時間	100時間	100時間	免除
韓国社会への理解課程						一般教育(50時)
基本素養事前評価点数	結婚移住者	29点以下	30~49点	–		50~100点
	一般移住者	29点以下	30~49点	50~69点	70~89点	90~100点

社会統合プログラムの運営機関('09年度)

地域名	機関名	代表電話	所在地
ソウル地域	ソウル教育大学校 (多文化教育研究院)	02–3475–2324	ソウル特別市 瑞草区 瑞草1洞 1650 ソウル教育大学校
	東大門区 多文化家族支援センター	02–957–1073	ソウル特別市 東大門区 回其洞 1 慶熙大学校
	花園総合社会福祉館	02–837–0761	ソウル特別市 九老区 九老本洞 476-134
京畿	水原市 多文化家族支援センター	031–257–8504	京畿道 水原市 八達区 華西洞 102-1
	(社)共に生きる 多文化ネットワーク (抱川多文化 家族支援センター)	031–544–0611	京畿道 抱川市 蘇屹邑 松隅里 191-5
	安山市外国人住民センター	031–481–3297	京畿道 安山市 檀園区 新川路 67
仁川	仁川南区 多文化家族支援センター	032–440–6545	仁川広域市 南区 女性会館路 16
釜山(蔚山)	東義大学校 (釜山多文化社会 統合センター)	051–890–1038	釜山広域市 釜山鎮区 厳光路 995
	釜山広域市影島区庁	051–419–4631	釜山広域市 影島区 太宗路 1151
大邱	ハンウリ 家族サランセンター	053–553–2780	大邱広域市 東区 新川4洞 285-23
慶北	亀尾市 多文化家族支援センター (暖かい家庭づくり)	054–464–0545	慶北 亀尾市 荊谷洞 314-3
慶南	晋州教育大学校 (多文化家族研究所)	055–740–1209	慶南 晋州市 新安洞 380
光州	光州北区 多文化家族支援センター	062–363–2963	光州広域市 北区 牛山洞 東門路33階
全南	長城郡 多文化家族支援センター	062–944–9225	全南 長城郡 長城邑 鈴泉里 1083-9
全北	又石大学校 (完州郡 多文化家族支援センター)	063–290–1036	全北 完州郡 参礼邑 参礼路 後亭里 409 又石大学校
大田	牧園大学校 (多文化社会統合 研究教育センター)	042–829–7288	大田広域市 西区 牧園路21 牧園大学校
忠南	祥明大学校(国語文化院)	041–550–5391	忠南 天安市 東南区 安棲洞　山 92 祥明大学校
忠北	忠北女性団体協議会	043–223–5253	忠北 清州市 上党区 北門路2街 16-4 キジョンビル 2F
江原	江原大学校(国語文化院)	033–250–8137	江原道 春川市 江原大学路1
済州	済州移住民センター	064–712–1140	江原大学校

4» 外国人配偶者のご両親・親族訪問

一部の国からの結婚移住者のご両親・親族を韓国に招待しようとする場合には、韓国へ入国しようとするご両親・親族が直接本国にある韓国大使館や領事館へ行ってビザの申請しなければならない。各国にある韓国大使館や領事館によってビザを申請するときに必要な書類と招待可能な親族の範囲が異なるので、正確な情報は各国の韓国大使館や領事館へ直接問い合わせたほうがよい。

代表的な在外公館の連絡先

在外公館	連絡先
在中国広州総領事館	86–20) 3887–0555
在タイ大使館	66–2) 247–7537
在ベトナム大使館(ハノイ)	84–4) 3831–5110
在ベトナム・ホーチミン総領事館	84–8) 3822–5757
在モンゴル大使館	976–11) 32–1548
在フィリピン大使館	63–2) 811–6139
在インドネシア大使館	62–21) 520–1915
在カンボジア大使館	855–23) 211–900/3
在バングラデシュ大使館	8802) 881–2088

Memo

外国人
住民向け
生活情報

Ⅳ
韓国文化と生活

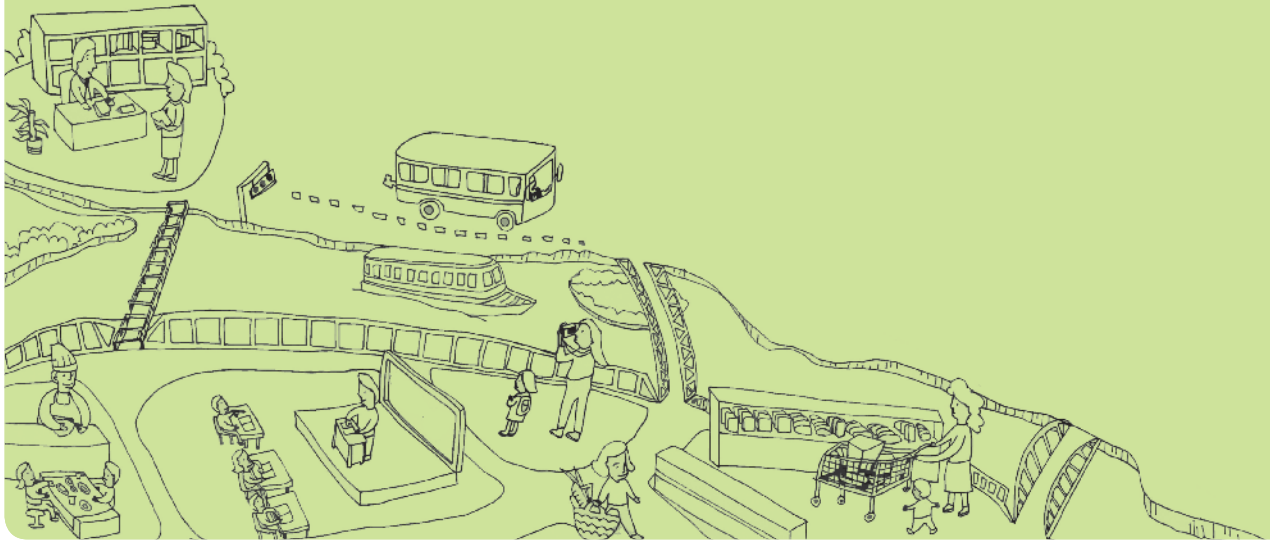

54 **家族生活文化**
54 韓国家族の特徴
55 言葉遣い
60 記念日
64 **食生活**
64 普段の食生活
65 韓国の基本食事
71 ヤンニョム(薬念)
73 **住宅生活**
73 住宅探し
77 電気
78 水道
78 ガス
80 暖房施設
81 電話、有線放送、
インターネットの使用
86 ゴミ処理
88 **消費経済生活**
88 家計
90 品物の購入と使用
93 貯蓄と銀行
97 **交通手段**
97 バス
100 地下鉄
104 タクシー
105 マイカー(自家用車)
107 汽車
110 航空
112 **公共機関の利用**
112 行政機関
112 警察署
113 消防署
113 郵便局
114 図書館
115 **サービス施設**
115 理髪店(床屋)
115 美容室
115 お風呂施設

1» 家族生活文化

1_韓国家族の特徴

韓国の家族生活は、他の国とは異なる固有の特徴がある。その特徴を理解することが、家族生活への適応や韓国文化を理解する上で大きく役立つ。家族文化は個々の家庭や地域によって異なる。韓国は昔から儒教文化の影響を受けてきた。そのため、韓国の家族文化が他の儒教文化圏の国々と似ている部分も多いが、急速な産業化と共に韓国の家族文化も変わりつつある。

(1) 家族関係

- 家族構成員一人ひとりの幸せはもちろん、家族の団欒を最も大事にする。
- 家族内の上下関係と秩序を大事にする。家庭では父母や祖父母、親族の目上の方を敬うことを教える。
- 韓国では親と子の関係が特別である。親の子供に対する愛情はとても深く強いものである。時にはその愛情が行き過ぎ、子供が精神的に自立できなくなり依存型になりやすい。
- 親への「孝」を重んじる。「孝」とは、子供が親を喜ばせ、真心を込めて親の老後の面倒をみることを意味する。

(2) 夫婦関係

- 夫婦間の関係も大事だが、家庭内における子としての役割、親としての役割を十分に果たすことをより重んじる。
- 家事や育児は古くから女性が担うものと考えられてきた。しかし、最近は家事や育児に参加する男性も増えてきている。
- 韓国の男性は自分の妻に対する愛情表現が苦手だ。とくに、親や家族の前で褒めたり愛情表現をするのははしたないこととされ、慎むのが一般的だ。

(3) 家族生活への適応

韓国人と結婚する外国人の場合、幸せな結婚生活のためには文化の違いを乗り越えるのが最優先課題である。韓国の家族生活文化が母国と異なるため、困ったり悩んだりすることも多いだろう。その時は、次のような方法を用いることを勧める。

- お互いの家族文化を理解しようと努力する
- 配偶者や配偶者の両親に家族の伝統について質問する
- その家の文化を尊重し、行動に移してみること
- 家族生活での悩み事はコミュニケーションを通じて解決する
- 一人で解決しようとせず、周りの人々に助けを求める

※ このような方法を使っても解決が難しいときには、専門家に相談したほうがよい。近くの多文化家族支援センター(☎1577-5432)や移住女性緊急支援センター(☎1577-1366)へ連絡する。

2_言葉遣い

「呼称」とは誰かを直接呼びとなえることであり、「指称」とはある人について他人に話すときの呼び名であるが、一般には「称号」という。韓国では他の国と違って、同じ対象でも、状況によって呼び名が変わることが多い。また、純粋な韓国語称号と漢字が混じって使われている。そのため、呼称や指称を間違うと無礼な人になってしまう。

(1) 家族の呼称

韓国では家族の間でも礼儀正しく丁寧に呼び合う。家計図をみると、夫と妻の家族を指す呼称が記されている。妻は夫の家族に対し、年齢にかまわず敬語を使うのが一般的になっている。夫は妻の家族に対し、目上の人には敬語を使い、目下の人には普通語を使う。家族によって若干の違いがあるので、
家族に相談するのも一つの手である。

＊**家計図**：家族関係を説明するために線で書き表した図表。
線が水平につながっている関係は結婚をあらわし、垂直でつながっている関係は親子であることを意味する。

夫やその家族に対する呼称

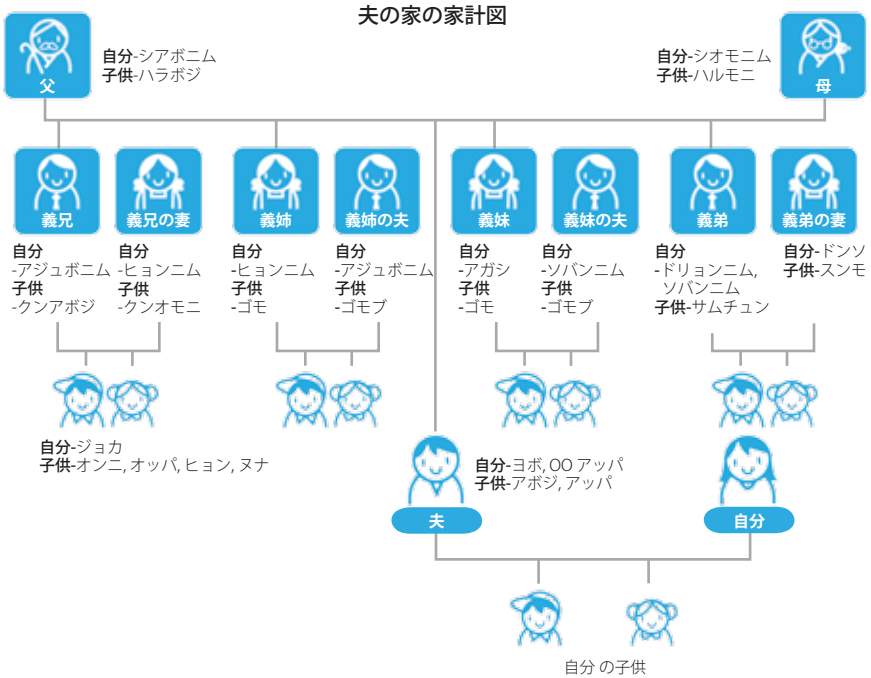

(2) 夫やその家族に対する呼称＊及び指称＊

関係	呼称	指称				
		夫	両親	家族	他人	子供
舅	アボニム	アボニム	アボニム	アボニム	シオモニム	ハラボジ
姑	オモニム	オモニム	オモニム	オモニム	シオモニム	オモニム
夫	ヨボ, OO アッパ	ヨボ, OO アッパ	アボム, エビ, グサラム グイ	アボム, エビ,	ナンピョン, グイ, エアッパ	アボジ, アッパ
義兄	アジュボニム	アジュボニム	アジュボニム	アジュボニム	シアジュボニム	クンアボジ
義姉/ 義妹	ヒョンニム/ アガシ	ヒョンニム/ アガシ	ヒョンニム/ アガシ	ヒョンニム/ アガシ	シヌイ, シドンセン	ゴモ
義弟	ドリョンニム, ソバンニム	ドリョンニム, ソバンニム	ドリョンニム, ソバンニム	ドリョンニム, ソバンニム	ドリョンニム, ソバンニム、 シドンセン	サムチョン(未婚の場合) ジャグンアボジ
義兄の妻	ヒョンニム	ヒョンニム	ヒョンニム	ヒョンニム	ヒョンニム, クンドンソ	クンオモニム
義妹の夫	ソバンニム	ソバンニム, ゴモブ	ソバンニム	ソバンニム	ゴモブ	ゴモブ
義弟の妻	ドンソ	ドンソ	ドンソ	ドンソ	ドンソ	ジャグン オモニム

＊**呼称**：相手の呼び名
＊**指称**：相手のことを指していう言葉
OO→本人の子供の名前、 O→苗字

妻やその家族に対する呼称

妻の家の家計図

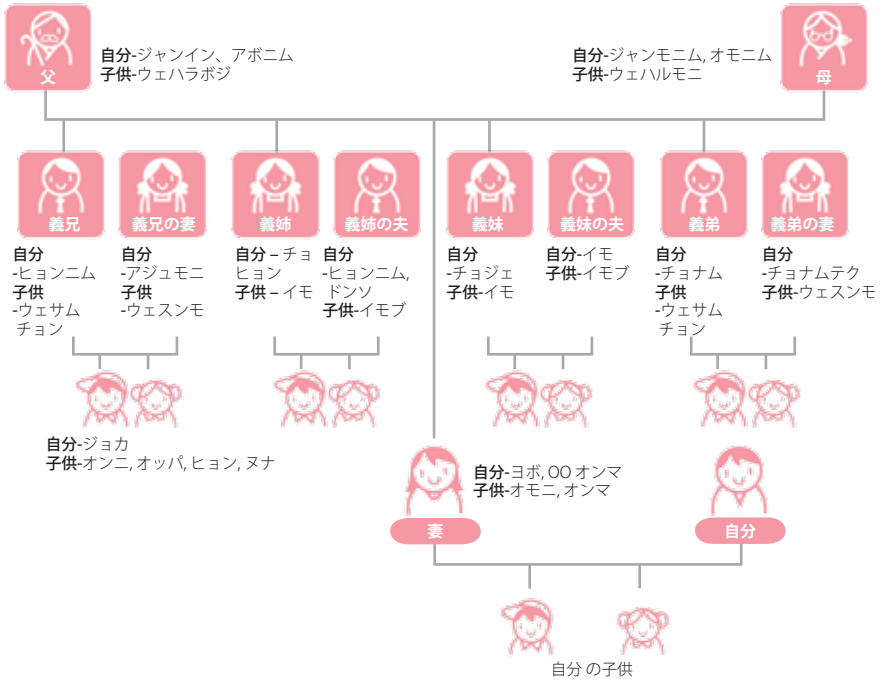

(3) 妻やその家族に対する呼称*及び指称*

関係	呼称	指称				
		妻	両親	家族	他人	子供
義父	ジャンイン, アボニム	ウェハラボジ, ジャンインオルン	ウェハラボジ, ジャンインオルン	ウェハラボジ, ジャンインオルン	ウェハラボジ, ジャンインオルン	ウェハラボジ
義母	ジャンモ, オモニム	オモニム, ジャンモニム	オモニム, ジャンモニム	オモニム, ジャンモニム	OO ウェハルモニ, ジャンモニム	ウェハルモニ
妻	ヨボ, OO オンマ	ダンシン, OO オンマ	ダンシン, OO オンマ	ダンシン, OO オンマ	OO オンマ、チョ、アネ	オモニ, オンマ
義兄/義弟	ヒョンニム / チョナム	ヒョンニム / チョナム	ヒョンニム / チョナム	ヒョンニム / チョナム	チョナム	ウェサムチョン, ウェスップ
義姉/義妹	チョヒョン / チョジェ	チョヒョン / チョジェ	チョヒョン / チョジェ	チョヒョン / チョジェ	チョヒョン /チョジェ	イモ
義兄の妻	アジュモニ	チョナムテク	チョナムテク	チョナムテク	チョナムテク	ウェスンモ
義弟の妻	チョナムテク	チョナムテク	チョナムテク	チョナムテク	チョナムテク, OO ウェスンモ	ウェスンモ
義姉の夫	ヒョンニム, ドンソ	ヒョンニム, ドンソ	ヒョンニム, ドンソ	ヒョンニム, ドンソ	ドンソ, OO イモブ	イモブ
義妹の夫	ドンソ, O ソバン	ドンソ, O ソバン	ドンソ, O ソバン	ドンソ, O ソバン	ドンソ, OO イモブ	イモブ

* **呼称 :** 相手の呼び名
* **指称 :** 相手のことを指していう言葉
  OO→本人の子供の名前、 O→苗字

(4) 敬語と普通語

韓国語は相手の年齢、関係の親密さ、立場などによって表現法が異なる。相手を高める「敬語」と一般の人が日常に用いる「普通語」がある。

- 相手の立場が偉いとか、年上である場合、
  また公的(Public)な場所では敬語を使う。
- 相手が友たちだとか、年下だとか、子供である場合には普通語を使う。

3_記念日

家族生活には子供の誕生、結婚、死など、さまざまな出来事がある。それは個人や家族にとってとても重要なことであるため、一緒に喜び合い悲しみ合うのが礼儀とされている。

(1) 誕生儀礼

- 百日(お食い初め): 韓国では新生児が生まれて100日目になる日を祝う。百日を記念する「お祝い膳」には、米の粉を蒸して作るお餅、赤小豆で作った黍団子、わかめスープを用意し、きれいな服を着せてお祝いする。
- 初誕生日(トル): 生後一年後の日に家族・親族が集まって誕生日パーティーを開く。赤ちゃんには「韓服(伝統衣装)」を着せ、「お祝い膳」を用意する。古くから米の粉を蒸して作るお餅、餡を入れたうるち餅、黍団子などでお祝い膳を盛り付け、フルーツや木綿糸、お米、紙幣、鉛筆、本などを並べ赤ちゃんに自由に取らせる「トルザビ」行事を行い、お祝いの言葉とプレゼントを贈る。最近は「お祝い膳」をレストランで用意してくれる場合もある。

一般的なお祝い膳

現代のお祝い膳

知っておくと便利

トルザビに使われる物品の種類と

- 木綿糸 – 長寿
- お金、お米 – お金持ち
- サッカーボール – サッカー選手
- 議事棒 – 判事
- 鉛筆、筆、本 – 学者

- 誕生日 : 生まれた日を意味し、目上の人の誕生日は「生辰」という。韓国では 誕生日にわかめスープを食べるのが伝統になっている。各家庭の状況に応じて、家族や友達を呼んでパーティーを開いたりする。招待された人は、誕生日を迎えた人にプレゼントをしたりお祝いのお金を渡したりする。

(2) 婚礼(結婚)

伝統的な方式の結婚式とモダンな結婚式があるが、伝統的な方式は今はほとんど見られなくなった。モダンな結婚式は、専門の式場や教会、お寺などで挙式をあげる。新郎は燕尾服、新婦はドレスを着て結婚式を挙げるが、式が終わると韓服に着替えてご両親や親族の方々に挨拶する「ペベっく」*という儀式を行う。

* **ペベっく**: 婚礼のとき、新婦が舅や姑、親族の方々に初対面の儀式を行うとき差し上げる特別料理

(3) 還暦・古希の祝い(長寿を願う儀式)

- 還暦 : 満60歳になる年の誕生日を意味する。比較的寿命が短かった昔には、健康に長生きをされたことをお祝いし、子供がご両親のために用意するイベントである。寿命が長くなった今では、簡単に済ませることも多い。かつては宴会を開くのが一般的だったが、最近は旅行をプレゼントしたり、お祝いのお金・贈り物などを送ったりする。
- 古希の祝い : 満70歳になる年の誕生日を意味する。家族や親族、友たちなどを呼んで毎年の誕生日よりは派手に宴会を開き、プレゼントなどを贈ったりする。

(4) 葬礼

死者を葬る儀式のことをいう。亡くなった方の家族は喪服を着用し、死者には寿衣を着せる。通常、お年を召した方々は生前に寿衣を用意しておく。喪服は家柄や地域によって違いがある。麻の生地で仕立てられた喪服もあるが、白や黒の喪服が一般的だ。弔問* に行く人は、あまり派手な色の服などは避け、なるべく白か黒の地味な服装のほうが望ましい。弔問は、遺族の意思を最大に尊重し、祭壇に向かってお辞儀かお祈りをささげた後、遺族に対するお悔やみの言葉を述べる。お香典は自分の収入に見合った額を包んで渡す。

* **弔問** : 死者の遺族にお悔やみをのべること

(5) 祭礼

自分の存在を今日あらしめた両親を含め、ご先祖のことを偲びつつ、自らのアイデンティティを探し求める上で役立つ儀式のことをいう。

• 忌祭: 亡くなった先祖の命日の前夜に執り行う祭祀として、2代前(祖父母の代)までを対象に行うところが多い。

• 茶礼: 民俗的な節日などに行う簡略な祭祀として、新年茶礼、寒食茶礼、秋夕茶礼がある。

忌祭と茶礼の比較

形式	忌祭	茶礼
流れ	盃を3回捧げ、祝文を読み上げる。	盃を1回だけ捧げる。
時間	命日の夜	お正月や秋夕の朝
服装	地味な服装	派手な服装
お供え物	ご飯、汁物など祭祀用料理	お正月や秋夕に食べる料理
その他	蝋燭をつける。	蝋燭をつけない。

2” 食生活

1_普段の食生活

韓国人は皆で集まって食べたり、隣り近所と分け合って食べるのが好きだ。お客さんを招待したときは、普段の食事より豪華な料理でもてなすことが多い。
韓国人の普段の食事は、ご飯と汁物、おかずで構成される。汁物類としてタン(鍋料理)とチゲがあり、おかず類にはナムル(野菜の和え物)、チム(蒸し料理)、煮付け、焼き物、炒め物、揚げ物、チヂミなどがある。また、おかずの代表格のキムチ類がある。ご飯に代わるものとしては、各種麺類(素麺、冷麺など)やすいとん、お餅などがある。

知っておくと便利

韓国人と共に食事をしよう！
韓国人と親しくなるためには一緒に食事をするとよい。韓国社会に適応するためには、何よりもまず食べ物に慣れなければならない。韓国の食べ物に興味をもち、目を向けるようになると、韓国文化にも親しみを感じるようになり、韓国での暮らしも一層楽しくなる。

食水
韓国は水を安心して飲める国だ。韓国の人々は浄水された水をそのまま飲むか、沸騰して冷ましてから飲む。水道水をそのまま飲んでも特に問題はないが、沸騰するか浄水して飲んだほうが良い。韓国に来たばかりのときは、環境が急に変わるために水当たりすることもある。大抵は少し休むとよくなるが、ひどい場合には病院に行くほうがよい。食堂ではお水を無料でいくらでも飲め、必要なときはお店で簡単に購入できる。

2_韓国の基本食事

(1) ご飯

お米を炊いたもの。東南アジア産の米より粘りがある。
お米に慣れない人は、胃もたれを起こしたり、食あたりになることもある。
しかし、慣れてくると美味しく食べられる。

知っておくと便利

ビビンパ：ご飯に各種ナムル、牛肉、薬味などを入れて、胡麻油とコチュジャン(唐辛子味噌)でよく混ぜて食べる料理。ビビンバは韓国を代表する料理。世界的に有名な俳優さんからも愛されている。

(2) 汁物、タン、チゲ、鍋

韓国人は一般に野菜や魚、お肉などを出汁で煮込んだものをご飯と一緒に食べる。材料と調理法によって、○○スープ、○○タン、○○チゲ、○○ジョンゴル(鍋料理)という。

- ブゴ(干したスケトウダラ)スープ: 干したスケトウダラを材料にしたスープ。肝臓の疲れと二日酔い解消に効果がある
- 豆もやしスープ: 豆もやしでつくったスープ料理
- わかめスープ: 海草の一種であるわかめを煮込んだスープ料理
- ソルロンタン: 牛の肉・骨を長時間煮込んで作ったスープ、又はそのスープにご飯を入れたもの
- カルビタン: 牛のカルビを長時間煮込んだ後、醤油と塩で味付けし、好みに合わせて麺類も入れる
- カムジャタン: 豚の背骨をジャガイモ、野菜などと一緒に長時間煮込んだ鍋料理
- タットリタン: 鶏肉と野菜を辛いスープで煮込んだ料理
- キムチチゲ: キムチと豚肉を炒め、野菜や豆腐といった具を加えて煮込んだ料理
- テンジャンチゲ: テンジャン(韓国のお味噌)を溶かしたお湯に豆腐、ズッキーニ、キノコ、玉ねぎなどの具材を加えて煮立てた料理
- プデチゲ(部隊チゲ): キムチ、スパム、ソーセージ、野菜などの食材を辛味のスープで煮込んだ料理
- トンテ(センテ)チゲ: トンテ(タラ)と大根、豆腐、ズッキーニなどの野菜を辛いスープで煮込んだ料理

トンテチゲ

ソルロンタン

(3) キムチ

韓国人にとっては毎日の食卓に欠かせない料理の一種。味、栄養ともに上質で、他の食品に比べ保存性に優れている食品である。大根、白菜、キュウリなどを塩漬けして唐辛子、ニンニク、ネギ、ショウガ、塩辛など、ヤンニョムと呼ばれる薬味と副材料で混ぜ合わせる。それを密封して一定の温度を保ちながら4，5日ほど発酵させると出来上がりである。冬場には白菜を栽培することができないため、11月末～12月初に「キムジャン」といって冬の間食べられるように、いろんなキムチを漬け込む作業をする。大量のキムチを漬け込むので、親族が一緒に集まってにぎやかに行うところも多い。

白菜キムチ

ボサムキムチ

カラシナキムチ

白キムチ

チョンガクキムチ

カクトゥキムチ

(4) 肉料理

- プルコギ : 甘口の下味をつけた薄切りの牛肉を野菜といっしょにタレ（ヤンニョム）に漬けて焼いたもの
- カルビ : 牛肉の豚肉のばら肉をタレ（ヤンニョム）に漬けて焼いたもの
- サムギョプサル : 豚の三枚肉を鉄板上で焼いてサンチュやエゴマの葉などに巻いて食べる料理
- タッカルビ : 小さく切った鶏肉を野菜と共にピリ辛のソースで炒めたもの
- 豚肉の辛味炒め: 豚肉を野菜と共にピリ辛のソースで炒めたもの

カルビ

プルコギ

(5) 魚料理

- 刺身 : 魚を生のままで薄くスライスして、醤油やチョゴチュジャン(酢をかけた唐辛子味噌)などにつけて食べるもの
- 焼き魚 : 魚をそのまま直火で焼くか、味付けして焼いて食べる料理
- 蒸し魚 : 味付けした魚を水蒸気で蒸した料理
- 魚の煮付け : 魚と野菜に醤油と出汁（ヤンニョムソース）を入れて長時間煮付けた料理
- イカの辛味炒め : イカを野菜とともにピリ辛のソースで炒めたもの

刺身

焼き魚

(6) 手軽な料理

- ラーメン : 簡易な調理法で食べることができる代表的なインスタント食品。辛口、甘口など、その種類も多様であり、熱湯をかけるだけで食べられる即席のカップラーメンもある。
- キムパプ : 海苔の上にご飯を均一に薄く敷き、その上にたくあん、ハム、卵焼き、ニンジン、キュウリなどの具財を載せて巻いたもの。苦手な具や材料は、注文時に入れないでほしいというと抜いてくれる。手ごろな価格で食べられる料理
- クッス(麺) : だし汁に麺を入れて食べるか、甘辛いタレと麺を混ぜて食べる料理
- 餃子 : 肉餃子、キムチ餃子、水餃子、揚げ餃子など、種類によって小麦粉の生地に肉、豆腐、キムチなどの具を入れて蒸したり油で揚げたもの。
- トッボッキ : 棒状の餅を食べやすい長さに切り、おでん、野菜と一緒に甘辛く味付けして炒めたもの
- スンデ : 豚の腸に、豚の血液、唐麺(でん粉で作った麺)などを入れて蒸したもの

ラーメンのイメージ

キムパプ

餃子

(7) 季節の果物

韓国は春・夏・秋・冬の四季の区別が明らかな国である。季節ごとに新鮮で美味しい果物が味わえる。近年はハウス栽培が普及し、季節に関係なく年中美味しい果物が食べられるが、やはり旬の果物が一番美味しい。母国で食べた果物の味が懐かしい時は、マートやデパートに行けば購入できる。しかし、母国で味わったほど美味しくないし、やはり現地で取れる果物が新鮮でおいしく、健康にもよい。

- 春 : ユスラウメの実、イチゴ(5月初-6月初)
- 夏 : 桃(7-8月)、マクワウリ(6-7月)、スイカ(6-8月)、スモモの実、トマト
- 秋 : 柿(9-10月)、梨、リンゴ、ナツメ、栗、葡萄(9月)
- 冬 : ミカン、オレンジ

イチゴ

桃

リンゴ

ミカン

(3) ヤンニョム(薬念)

• ニンニク

皮が厚く刺激的な味だが、焼くと辛味がまろやかになり甘くなる。調味料として使うときにはみじん切りにし、香辛料として用いるときには丸ごと使う場合が多い。

• 醤油(カンジャン)

お料理の味を調えるときに使われる液体調味料。大豆の麹と塩を発酵させて製造する。 製造方法、原料、特徴からクッカンジャン(朝鮮醤油、熟成醤油)と醸造カンジャンの2種類に分類される。クッカンジャンはスープやナムルを和えるとき、醸造カンジャンは和え物や刺身、ソース(「つけ」用途)などの用途で使われる。

• コチュジャン

料理に辛味を加えたいときに使う調味料。唐辛子の粉、もち米麹、塩などを主原料として製造する。もち米麹の渋味、唐辛子の粉の辛味、塩の味がよく調和し、コチュジャン独特の味をつくり出している。

• 味噌

メジュ(大豆をゆでて臼ですりつぶし、豆の形が残るくらい粗めのペースト状にし、一定の大きさに固めたもの)と塩で製造する韓国固有の調味料。スープ料理によく用いられる。

ニンニク

醤油

コチュジャン

味噌

・砂糖

甘味をもつ調味料で、白、黄色、褐色のものがある。

・お酢

食品に酸味を与える液体調味料。食用油と混同しやすいが商品表面にりんごやお米(玄米)の絵が書いてある。

・塩

塩味をつける調味料。砂糖と色や粉の具合が似ているので注意する必要がある。

・調味料

「味の素」、「ほんだし」のように、料理の味付けに用いる食品添加物。味の素は塩や砂糖に似ているので気をつけなければならない。摂取し過ぎると体によくないので適量だけ使うなど注意する必要がある。

・食用油

食材を揚げたり焼いたりするときに使う黄色の液体。商品表面にトウモロコシやピーナツなどの絵が書いてある。

・胡麻油

香ばしい風味の茶褐色の液体。

・魚醤

魚を塩と共に漬け込み、発酵させたものから出た液体。イワシ魚醤、イカナゴ魚醤などがある。タイ、ベトナム料理に使われる魚ソース(fish sauce)と味が似ているのがイカナゴ魚醤である。

砂糖　お酢　塩　調味料　胡麻油　魚醤

3» 住宅生活

韓国の主な住宅タイプとして、単独住宅(一戸建て)、アパート(マンション)、オフィステル、多所帯住宅などがある。都会に住む人たちは生活の利便性などを考慮し、マンションなど共同住宅に住むのを好む。韓国人はマイホームを持つことに大きな意味を置く。住宅の価格も非常に高く、農村よりは都市の方がもっと高い。

1_住宅探し

(1) 伝貰(チョンセ)

韓国独特の賃貸方式である。契約時に一定の金額を保証金として払い、家主と契約期間を定め、契約が切れたときに保証金を全額返してもらえるというシステム。家全体を賃貸することもできれば一部スペース(1フロアまたは1〜2室)のみ賃貸することも可能。家全体を賃貸する場合の保証金は、住宅価格の60-70% 程度である。契約は通常2年単位で行い、家主は住人が望まない限り、2年以内に契約を解除することはできないように法律で定めている。

(2) 月貰(ウォルセ)

一定の金額を保証金として払い、月々の家賃を支払う賃貸方式である。同じ規模の空間を賃貸する場合、チョンセよりは保証金が断然安い。契約時に家主が相談に応じてくれる場合、保証金と毎月の家賃を多少調整することも可能だ。保証金を大目に払うと月々の家賃はそれだけ安くなり、保証金を少なめに払うと毎月の家賃は高くなる。月貰は、部部屋の大きさ、数、施設によって差がある。伝貰や月貰の契約には、光熱費(電気代、水道代、ガス代、電話代、インターネット使用料、テレビ受信料)などは含まれていないため、住人が支払わなければならない。家具や家電製品なども付いてないので別途購入する必要がある。

(3) 寮

会社や学校などの寄宿舎。産業研修生(D-3)に対しては会社側からの提供が義務付けられている。研修就業生(E-8)や雇用許可制労働者(E-9)にも提供するところが多いが、必ずしも義務事項ではない。

(4) 注意事項

韓国で家を探すにはいくつかの方法がある。街中の広告紙を手に直接訪ねる方法もあるが、最も一般的な方法は不動産仲介業者を訪ねることであろう。不動産仲介業者に依頼すると、確認すべき事項なども代わりに検討してくれるし、契約時の必要書類なども用意してくれる。なお、不動産仲介業者に依頼する場合には手数料を支払わなければならない。

(5) 契約

・契約相手

契約書は必ず家主と作成しなければならない。契約書には居住期間、保証金の金額、家賃の金額などが記載してある。しかし、たまに家主と直接契約せず、前の住人と契約し保証金を支払う人がいる。万一、家主が当該契約を認めない場合、払った保証金は一円も返してもらえない。したがって契約書を作成するときは、必ず家主が誰かを確認し、直接その人と契約をしなければならない。登記簿謄本には持主が明記されているため、すぐ確認できる。

・登記簿謄本

契約前に登記簿謄本を確認するのは、家を隅々までチェックすることより重要である。登記簿謄本では家主の名前、住所、家の面積と構造、家主の債務関係などを確認できる。登記簿謄本は登記所で発行できるが、インターネット上でも発行してもらえる。よく分からない場合には、近くの韓国人同僚に聞いたほうが良い。

・支払い金額と方法

通常、契約金は保証金の10%である。例えば、保証金が200万ウォンだと契約金は20万ウォンになる。残りの180万ウォンの一部は入居前に日にちを決めて支払い、残りは入居する日に支払う。入居日に残金を一括で支払う場合も多い。領収書は必ず保管しておくこと。

契約書の作成方法

＜契約書に必ず記載すべき事項＞

- 住宅所在地(登記簿謄本に記載してある所在地と契約書の住所が一致しなければならない)
- 契約金(保証金と1か月分の家賃)
- 契約金・中間金・残金及び支払い時期(契約金は保証金の10%を超えない範囲で払うのが安全)
- 契約期間
- 家主と住人の署名または拇印

(6) 契約期間の満了と保証金の返還

契約期間が切れる前に転居しなければならないこともしばしばある。その場合、家主は保証金を返すとともに残りの契約期間の月賃を控除することができる。
例えば、保証金が200万ウォンで、月々の家賃が15万ウォンの場合、契約切れ3ヶ月前に引越すことになったとする。すぐに新しい住人が見つかれば問題ないが、そうでない場合には家主が保証金から残りの3か月分の家賃45万ウォンを差し引いた分155万ウォンのみを返しても違法とはいえない。
しかし、契約期間が満了し、満了日の1ヶ月前から引越すことを家主に伝えたにもかかわらず、新しい住人が決まらないことを理由に家主が保証金を返さないのは違法である。その場合には民事訴訟を起こし、裁判所からの判決命令を受け保証金を返してもらうことができる。しかし、訴訟を起こすことになると手続きが大変なので、万一、そういうことになったときは、相談支援機関に相談したほうがよい。

契約満了1ヶ月前に必ずやるべきこと！
契約を更新したいのか、それとも引越したいのか、家主にはっきりいわなければならない。何も言わないと契約が自動更新される。それが分からなくて被害をこうむる人も多いので、注意する必要がある。

2_電気

(1) 電圧 220V

韓国の電気コンデンサーの電圧はほとんどが220Vである。もし、電気器具が110V専用の場合はコンデンサーを220Vから110Vに減圧するトランスが必要である。

(2) 漏電遮断器

住宅には電気による火災を防ぐために「漏電遮断器」という安全装置がついてある。電気使用量がオーバーしたり、電気の流れに問題が発生すると、スイッチが自動でOFFになり電気が供給されない。この装置が正常に働かないと、危険な事態が発生する可能性もあるので、新居に引越したときには漏電遮断器に問題がないのか必ず確認しなければならない。確認方法はいたって簡単。漏電遮断器のテスト用ボタン(赤色。漏電専用ボタンは緑色)を押すだけ。スイッチが動作すると安心して使えるが、もしも動作しない場合には電力会社に連絡する必要がある。

3_水道

冬場には水道管が凍りつき、水が使えないときがある。それを防ぐためには留意しなければならないことがある。

- 水道計量器の保護ボックス内の水漏れ、保温材(発泡スチロール)の有無などを確認する。異常を発見したときには、直ちに必要な措置を取らなければならない。
- 外廊下型マンションやアパートのように、外壁が直接表出しているところの水道計量器ボックスは、外側の保護カバーにビニールを張ったり、破裂防止用の熱線を巻いて保温措置する必要がある。また、長期間家を空けるときや水道をあまり使わない厳寒時の夜間には、水道の蛇口を完全に閉めず、ちょろちょろと水を出しておくようにして、水道管の破裂を防がなければならない。
- なお、水道計量器が凍ってしまった場合、ガラスの破裂を避けるためには、最初から熱い湯をかけるのではなく、ぬるま湯で少し温めてからかけたほうがよい。

4_ガス

(1) 炊事用ガス

炊事用ガス器具の取扱方法を間違って大きな事故につながることがしばしばある。使い終わった時は、炎が消えているのかを必ず確認し、中間バルブを閉める習慣をつけよう。

(2) ブタンガス

携帯用ガスバーナーにブタンガスを燃料として使う。間違って装着しガス漏れすることも多いので、炎が弱かったり、ガス臭くなったときには、即時に確認しなければならない。使い終わったブタンガス缶を捨てるときは、釘や錐で穴を開けてからリサイクル箱に捨てる。

ブタンガスバーナー

ブタンガス

(3) LPGガス・都市ガス

中間栓を開けてガスを点火する。使い終わると中間栓は必ず閉める。
LPGガスや都市ガスを使うときには、ガスの安全点検を行うのがきわめて重要である。
ガス漏れの疑いがあるときは、ガスの元栓に食器洗剤を水と 1:1の比率で混ぜ合わせてかけてみる。何も異常がなければ大丈夫だが、もしもシャボン玉みたいな泡が立つとガス漏れなので直ぐ修理しなければならない。
都市ガスを利用している家庭では、月に一度行うガス会社からの定期点検だけはなるべく外出せず受けたほうがよい。やむを得ない場合には他の人に頼んで定期点検を受けることにしよう。

(4) ガス事故の未然防止

ガス漏れ事故のほとんどは、ガス施設の管理の不備に起因する場合が多い。一番多いのがガス窒息とガス爆発である。点検の結果、ガス漏れが確認されたならば迅速に以下の措置を取らなければならない。

- 元栓を閉める。
- ドアや窓を大きく開け換気をする。
- 電気スパークによる爆発の恐れがあるので、電気器具の使用を中止する。
- すぐに都市ガス会社に連絡して点検を受ける。

5_暖房施設

(1) ボイラー

ボイラー施設にはいろんな種類がある。練炭を燃料とする練炭ボイラー、石油を燃料とする石油ボイラー、LPG ガスを燃料とするガスボイラー、都市ガスを利用する都市ガスボイラーがある。練炭ボイラーは、コストは安いが時間に合わせて練炭を取り替えなければならないので不便である。石油ボイラーとLPGガスボイラーはイニシャルコストもかかるし、石油やLPGガスがなくなると、その都度注文しなければならない。一番良いのが都市ガスボイラーである。都市ガスはパイプを通じて供給され、炊事・暖房両方とも使える。価格も安い。家を探すとき、都市ガスが設置されているかどうか確認したほうがよい。都市ガスが設置されている家は、月々の家賃は高いが光熱費を節約できるので、より経済的である。

(2) 電気ストーブ・電気カーペット

電気暖炉や電気カーペットも暖房用に多く使われる。しかし、電気代が高くつくため、効率よく使ったほうがよい。

(3) ガスストーブ

室内暖房用として多く使われるが、就寝時に使うのは避けたほうがよい。ガスストーブをつけっ放しにして寝ると、酸素不足で事故につながる可能性もあるので気をつけたほうがよい。よく換気することを心がけよう。

6_電話、有線放送、インターネットの使用

(1) 一般電話

電話回線の設置申込は、全国どこからでも局番なし100番にかけると案内してもらえる。受話器を持って100を押すと、その地域の案内センターにつながる。最初は韓国語で案内メッセージが流れるが、その後また英語で案内してくれる。そのため、韓国語や英語ができる人なら、電話を申込むためにわざわざ電話局まで行く必要はない。電話代は、毎月指定口座から自動的に引き落とされる「口座自動振替」方式を利用すると便利である。銀行までわざわざ行かなくても毎月の公共料金を便利に支払うことができる。故障通知など各種問い合わせも☎100番にかけると利用できる。

(2) 携帯電話

外国人の場合、携帯電話を分割払いで購入することはできなく、直接現金購入するしかない。また、外国人登録証を持っている人は本人名義で携帯電話番号を登録することが可能だが、登録証を持っていない人は電話番号を登録することができない。
その場合、「カードフォン」というプリペイド式携帯電話を使うことになる。一定額のプリペイドカードを購入し、携帯電話にカード番号を入力すると、その金額分だけ発信できる。一般携帯電話とは違って、加入料金や基本料金は要らないが通話料は少し高い。カードフォンを引き続き使用するためには、少なくとも月10,000ウォンのチャージが必要となる。通話料として10,000ウォンを全部使え切れなくても、その残額を翌月に使うことはできない。携帯電話新機種の価格は 300,000ウォン~600,00ウォン、中古品は30,000ウォン~200,000ウォン。カードは携帯電話ショップで購入でき、外国人労働者の多い工場周辺の売店や外国専門食品店などでも購入することができる。

知っておくと便利

迷惑電話/迷惑メッセージ

携帯電話を使うと迷惑電話やメッセージをもらうことが多い。しかし、自分にとってあまり必要な内容でなければ無視したほうがよい。軽い好奇心から電話をかけ、多額の料金を請求されることもあり得るからだ。とくに、アダルト広告やアダルト用メッセージには気をつける必要がある。

知っておくと便利

地域番号

韓国内の地域番号は全部で16ある。同一地域内では電話番号だけで通話ができるが、異なる地域へ電話をかけるときは、地域番号を押してから電話番号をダイヤルする。例えば、ソウルからソウルへ電話をかけるときは電話番号だけダイヤルし、ソウルから釜山へかけるときは釜山の地域番号である051をまず押してから電話番号をダイヤルする。

市外局番の一覧

地域	番号	地域	番号	地域	番号	地域	番号
ソウル	02	仁川	032	江原	033	慶南	055
釜山	051	光州	062	忠北	043	全北	063
大邱	053	大田	042	忠南	041	全南	061
蔚山	052	京畿	031	慶北	054	済州	064

(3) 公衆電話

公衆電話を使うにはコインまたは電話カードが必要である。時間帯さえうまく選べば国際電話も安くかけられる。市内通話料は3分当り70ウォンであり、市外通話は43秒当り70ウォンである。

公衆電話(カード電話)

公衆電話(ICカード及びコイン利用)

(4) 緊急電話とコレクトコール

どこの公衆電話にも緊急時に使える赤いボタンが必ずある。電話カードやコインがなくても、ボタンさえ押せば犯罪や火災を通報することができる上、救助を求めることもできる。以下は覚えておくべき緊急番号である。

- 犯罪通報: 緊急ボタン+112
- 火災通報: 緊急ボタン+119

コインやカードがない場合には、コレクトコールサービスを利用すればよい。このサービスを利用すると、相手に電話料金が請求される。一般通話料金に比べると多少高い。利用方法は**「緊急ボタン+1541+電話番号+#」**。

(5) 国際電話

国際電話はインターネットや外国人向けショップ、一部コンビニなどで国際電話カードを購入して使ったほうがお得である。

使い方
アクセス番号入力→カード番号入力→国番号＋地域番号＋電話番号の順で入力

国	国番号	国	国番号	国	国番号	国	国番号
アルゼンチン	54	香港	852	マレーシア	60	シンガポール	65
バングラデシュ	880	インド	91	メキシコ	52	スリランカ	94
ブラジル	55	インドネシア	62	ミャンマー	95	スーダン	249
モンゴル	976	イラン	98	ネパール	977	タイ	66
中国	86	イラク	964	ナイジェリア	234	ベトナム	84
コロンビア	57	シリア	963	パキスタン	92	日本	81
エジプト	20	トルコ	90	ペルー	51	アンゴラ	244
カザフスタン	7	ロシア	7	フィリピン	63	チリ	56

知っておくと便利

お得な国際電話の使い方
国際電話は異なる国相互間で行われる通話である。そのため、一般国内の通話料金よりは高い。国際電話は深夜・休日など、お得な時間帯に使うと、電話料金を節約できる。国や通信会社によって、多様な料金プランがあるので必ず事前にチェックすること。
最近は、インターネット電話や国際電話カードなど、お得な料金で国際電話が利用できるようになった。

(6) 有線放送及びインターネット

韓国には、地上波放送(KBS、MBC、SBS)のほかにもケーブルテレビ、地域優先放送、衛星放送(Sky life)など、いろんな種類の放送チャンネルがある。最近はインターネット基盤のIPTVも普及している。地域有線放送やIPTV 業者の中にはブロードバンド回線を一緒に提供するところもあるが、有線放送とインターネットをセットで申し込むと、他の会社より低価格でサービスを提供してくれる。
インターネットだけ使う場合には、通信会社別にサービス料金が異なるので、よく見比べてから申し込んだほうがよい。自宅にインターネット回線を設置するのが困難な場合は、「PCバン」というインターネットカフェへ行くとインターネットが利用できる。「PCバン」は24時間営業で、利用料金は1時間当たり1,000ウォン~1,500 ウォンである。

7_ゴミ処理

ゴミを捨てるときは、種類(燃えるゴミ、生ゴミ、リサイクルなど)ごとに分別して、自治体指定の袋に入れ、指定の場所に出さなければならない。ゴミは午前の早い時間に収集するので、回収日前日の夜10時から翌日の朝5時の間には出しておく。回収日を守らずゴミ出しすると、最悪の場合には罰金まで払わされることもある。

(1) 燃えるゴミ

燃えるゴミ専用袋に入れて出しておく。

知っておくと便利

ゴミ袋

ゴミ袋は、近くのスーパーやディスカウントストアで購入できる。自治体によって燃えるゴミと生ゴミの袋色が異なるので、確認してから購入したほうがよい。

燃えるゴミ専用袋は、容量ごとに 5, 10, 20, 30, 50, 75, 100リットル用がある。一般家庭では10リットルや20リットルの袋を多く使う。生ゴミは貯まると悪臭がするので、2~5リットルぐらいの小さい袋を購入したほうがよい。地域によっては生ゴミ専用箱に捨てるところもあるので、近所の人に確認する。

ゴミ袋は地域別に異なるので、他の地域では使えない。

(2) 生ゴミ

生ゴミは、水を切ってから生ゴミ専用袋に入れて出すか、水を切って専用ゴミ箱へ入れる。

(3) リサイクル

リサイクルできる品目は、紙類、ガラス瓶、缶、プラスチック、衣類などである。空き瓶や空き缶などは、水分を完全に切ってから出す。

(4) 燃えないゴミ

陶磁器や靴など、燃えないゴミも専用の袋に入れて出す。

(5) 大型ゴミ

使えなくなった家具や電子製品など大型ゴミは、住民自治センターで購入したステッカーを貼り付けて出す。ステッカーの価格は、廃棄物の種類と大きさによって異なる。地域によってはステッカーを指定の販売所(スーパーなど)で販売するケースもある。

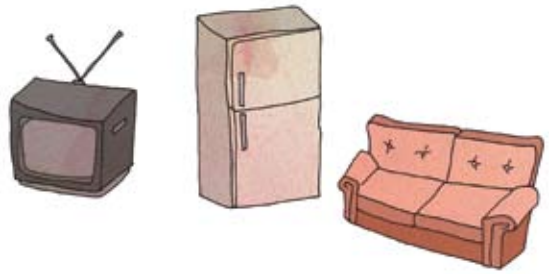

4» 消費経済生活

1_家計

(1) 家計

家計とは、一家の生活にかかわる収入(入ってくるお金)と支出(出て行くお金)をいう。少ない収入でも運営の仕方によって、家計がプラス(+)になったり、マイナス(-)にもなる。

(2) 貨幣価値

韓国の貨幣には硬貨(1ウォン、10ウォン、50ウォン、100ウォン、500ウォン)があり、紙幣には 1,000ウォン、5,000ウォン、10,000ウォン、50,000ウォンがある。その他 100,000ウォン以上の多様な金額の小切手を使うこともできる。

• 硬貨

10ウォン　10ウォン　50ウォン　100ウォン　500ウォン

• 紙幣

1,000ウォン

5,000ウォン

10,000ウォン

50,000ウォン

100,000ウォン　小切手

※（100,000ウォンの小切手が現金同様広く使える。(小切手を使うときは、身分証の提示と共に、小切手の裏に名前と電話番号などを記入する必要がある。）

韓国の通貨(1,000ウォン、5,000ウォン、10,000ウォン、50,000ウォン)で買物をするときは、出身国通貨との価値比べ、韓国の物価なども一緒に考慮しなければならない。

知っておくと便利

この金額で何ができるだろうか。

自動販売機のコーヒーを飲むには300ウォン～500ウォンぐらいが必要である。
1,000ウォンだとスーパーでスナック類一つまたはアイスクリームを一つ買える。
5,000ウォンではビビンバー、冷麺などの食事ができる。
10,000ウォンでは豚肉を600g買える。
そして、50,000ウォンでは、お米を20kg購入することができる。

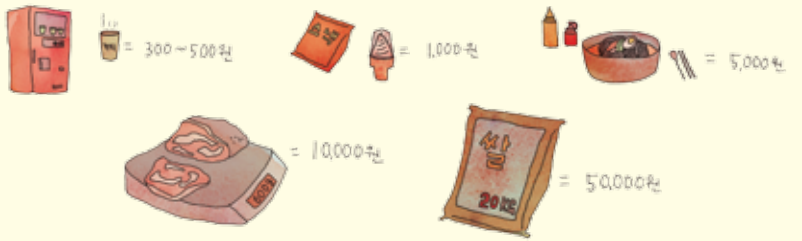

2_品物の購入と使用

無計画に買物をすると、無駄遣いが多くなり、収入より支出が多くなってしまい、家計が逼迫するので、買物前に必ず計画を立てたほうがよい。

(1) リスト作成

買物に行く前に必要なものをメモする。

(2) 購入場所

どこで買物をするかを決める

コンビニ
24時間営業を行う小売店として、食料品、日用雑貨など多数の品種を販売している。売場の面積が大きくなく必要なものがすぐに見つかるので、少量の物品を急いで購入するときは便利である。

在来市場(五日市)
食品、衣類、雑貨(生活用品)など、いろんな品々が並んでいる在来市場は、全体的に値段が安く、購入量や価格を交渉することもできる。さらに、ここでは韓国の庶民の暮らしが垣間見れるのでおもしろい。

スーパーマーケット
スナック類や野菜、お肉、飲物など食料品を中心に販売しており、住宅街にあるので利用しやすい。
定価より少し(10%前後)割引された金額で買物ができる。

デパート
衣類、食品、家電、化粧品、ジュエリーなど多数の品種を販売している。施設やサービスも充実しており、クオリティーも高いだけに値段もかなり高い。各種イベントも随時行われるので、その機会をうまく利用するとよい。

ディスカウントストア
デパートのように食品、衣類、家電、生活雑貨など多様な商品がある。クオリティーも高く、施設やサービスなども充実している。

テレビショッピング
テレビから流れる商品広告を見て、その場で電話で注文する買物方式。衣類や食品、化粧品、家電製品、保険など多様な商品を販売している。確かに便利だが、衝動買いする恐れもあるので注意する必要がある。

インターネットショッピングモール
インターネットを使って商品を注文できる上、商品の種類も豊富である。ただ、コンピューター画面上の商品イメージと実際の商品が異なる場合もある。それに住民登録番号など自分の個人情報を開示することに対し違和感を持つ人も多い。

(3) 支払方法

支払方法には現金、小切手、クレジットカード、商品券などがある。

クレジットカード

商品券

(4) 購入

同種商品の価格や品質を比較し、賞味期限も忘れず確認する。計算ミスがないか、必ず確認する。購入後、レシート(領収書)を大事に保管し、交換や払い戻しの際に提示する。

(5) 製品使用前

- 品質保証書を保管する: 1ヶ所に集めて保管する。
- 取扱説明書を読む: 製品を正しく使用できるようにするための手引き。
- 注意事項と保存方法の確認: 安全と健康のために注意事項と保存方法を必ず確認しておく。

(6) 返品、払戻しの際の注意事項

- 製品を使ったり傷つけたりせず、良好な状態に保つ。
- 購入後、7日~14日以内に返品・払戻しを求めなければならないので、周りの人々にもその旨を伝えておく。
- 返品・払戻しに応じてもらえなかったときやその他の被害が発生した場合には、韓国消費者院及び消費者団体などに支援を求める。

韓国消費者院 : 02-3460-3000, www.kca.go.kr
消費者市民の集い : 02-739-5441, www.cacpk.org

3_貯蓄と銀行

(1) 貯蓄の必要性

財産作り、予期せぬ災難への備え、老後への備え、マイホーム購入、こどもの学費の蓄えなど、まとまった資金作りのためには貯蓄が必要である。貯蓄のためには銀行に口座を開設したほうがよい。

(2) 貯蓄の種類

- 普通預金: 預入れや払戻しが自由な預金。金利が低い。
- 定期預金: 一定の金額を据置期間を設定し銀行に預け入れる預金。金利が高い。
- 定期積金: 一定の期間、毎月掛金を払込み、満期日に掛金に利息を加えた給付金が支払われる預金。金利が高い。
- 自由貯蓄預金: 家計の貯蓄を優遇するための新しい預金方式。長期預金にすると高い利率が適用される。

(3) 銀行を利用するには

• 銀行口座開設方法 (通帳の作り方)

– 必要なもの : 身分証(パスポート、外国人登録証、住民登録証、印鑑、預けるお金)

– 順番

① 整理券を取って自分の順番になるまで座って待つ。

② 電光掲示板に自分の番号が表示されたら、その番号が表示されたカウンターに行く。

③ 銀行員に用件(口座開設、送金、振込みなど)を伝える。
(キャッシュカードが必要な場合には一緒に申し込む)

※ キャッシュカード: 通帳や印鑑がなくても現金自動預払機(ATM)を使って現金を自由に預け払いできるカード

④ 銀行員の案内に従い、書類を作成・提出する。

⑤ 通帳が出来上がったら身分証と一緒にかばんの中によくしまっておく。

※ 暗証番号を他の人に知られることがあってはならない。

• 銀行の利用時間

– 月曜日~金曜日: 09:00~16:00

– 営業時間外: 各銀行の365日コーナーの
現金自動預払機(ATM)が利用できる

• 振込と引出、現金自動預払

– 振込申込書や引出請求書を作成してカウンターにいく。振込みには暗証番号は要らないが、引出しには暗証番号やサイン(印鑑)が必要となる。

– 現金自動預払機(ATM)で通帳やキャッシュカードを使って自由に出し入れできる。但し、暗証番号を入力しなければならなく、3回連続して間違うと操作ができなくなる。営業時間外の利用や他行の現金自動預払機(ATM)を使う場合には手数料が必要となる。

• インターネットバンキング

– インターネットバンキングはインターネットを介した銀行取引のサービス。

– 自分の口座の残高照会、振込、引出し、送金などのサービスを利用できる。

– このサービスを利用するためには、金融決済院がオンライン発行する公認認証書と、銀行が発行する振込用保安カード(secret card)が必要となる。詳細は銀行に問い合わせる。

知っておくと便利

テレバンキング(テレフォンバンキング)

電話を利用して銀行などの金融機関のサービスを利用することである。インターネットバンキング同様、固有のパスワードとコード表が必要となる。インターネットバンキングと一緒に申し込むと便利である。

• 公共料金の支払い

– 直接支払い

公共料金請求書を持って金融機関の窓口に行き直接支払う。最近は銀行窓口で公共料金の支払いを受け付けないところも多い。その際には、銀行内に設置されている自動支払機を利用するとよい。自動支払機を利用するためには、該当銀行に口座を持っていなければならない。口座がない場合には、郵便局に行って支払えばいい。郵便局はまだ公共料金の支払いを受け付けている。

– 自動振替

毎月決まった日にちに指定の銀行口座から公共料金が自動的に引き落とされる方式である。銀行に行って直接申し込むか、公共料金請求機関に電話で申し込むこともできる。自動振替サービスを申込んだ場合、引き落とし日をちゃんと覚えておいて、出金元の口座残高が足らないように確認しておく必要がある。

• **振込**

– 家族の名前で本国に銀行口座を開設する。

– 受取人、住所、電話番号、銀行名、口座番号、送金する人の身分証明書を持って銀行の為替窓口に行く。後は行員の指示に従って行う。

– 振込領収書を受け取って大事にしまっておく。

> **知っておくと便利**
>
> **最も安全な送金方法**
>
> 送金をする上で、一番安全で確実な方法は、銀行や郵便局など公式的な金融機関から送金することである。私設組織(ブローカー)を通じて送金するのが通常の銀行より手数料が安く送金も早いとされるが、送金業者が中間で横取りする事故が多発している。いったん事故が発生してしまうと、お金を返してもらうのは事実上困難なため、私設機関は利用しないほうがよい。

5» 交通手段

1_バス

バスには、市内バス・市外バス・高速バスなどがある。市外バスや高速バスを利用するときは乗車券を事前に購入する必要がある。バスに乗る前に出発時刻と行先を必ず確認する。

(1) 市内バス

• **市内バスの利用方法**

– バスの運賃(バス代)は、現金払い、交通カードによる支払いがある。

– 交通カードはバス停周辺の販売店で購入できる。

– 交通カードの料金は、1000ウォンから9万ウォンまで1000ウォン単位でチャージできる。

– 交通カードを使うと割引料金が適用される。また、異なる路線のバスや地下鉄に乗り換えるときも、通常料金よりお得な料金で利用できる。

• **市内バスの運賃及び特徴**

区分	運賃	特徴
一般市内バス	1,000ウォン	全バス停に止まる
座席市内バス	1,500~1,700ウォン	メインバス停にのみ止まる
マウルバス(支線バス)	600~800ウォン	近隣地域を循環する

※ 利用方法及び運賃は地域によって異なる場合もあるので、各地域の市役所・区役所の交通情報サイトを参照したほうがよい。

知っておくと便利

ソウルの市内バス

青色バス：中央バス車線を利用してソウル郊外～ソウル市内を巡回するバス。

緑色バス：ソウル市内の主な地下鉄駅やバス停をつなぎながら運行する。

赤色バス：ソウル都心と衛星都市の通勤のために特別考案した特急バス。

黄色バス：ソウル市内を巡回しながら、主な鉄道駅のほか、商業、観光、ショッピング地域に停車する。

(2) 市外バスと高速バス

- **市外バスと高速バスの利用方法**
  - バスターミナルで出発し、比較的離れている地域を訪れるとき利用する。
  - 市外バスはいろんな都市を巡回するので、所要時間が高速バスに比べて長いほうだ。
  - 高速バスは行先が1ヶ所に決まっており、一般高速バスと優等高速バスがある。優等高速バスは座席間の距離が広く快適だが、一般高速バスより若干料金が高い。

- **主な都市のバスターミナル**

市外バスや高速バスを利用するためには、各地域にあるバスターミナルに行かなければならない。全国高速バス運送事業組合のホームページ(www.kobus.co.kr)又は全国市外バス案内(www.gbus.co.kr)を通して、ダイヤ情報、乗車券予約などに関する情報を得ることができる。

ターミナル名	電話番号	ターミナル名	電話番号
ソウル高速ターミナル	1688–4700	蔚山バスターミナル	052–268–1556
東ソウル総合ターミナル	1688–5979	江陵バスターミナル	033–647–3181
ソウル南部ターミナル	02–521–8550	束草バスターミナル	033–631–3181
水原バスターミナル	1688–5455	春川バスターミナル	033–256–1571
仁川バスターミナル	032–430–7114	清州バスターミナル	1688–4321
安山バスターミナル	031–403–8251	木浦バスターミナル	061–276–0221
議政府バスターミナル	1688–0314	全州バスターミナル	063–277–1572
大田西部ターミナル	042–584–1616	光州バスターミナル	062–360–8114
天安バスターミナル	041–551–4933	麗水バスターミナル	061–652–1877
大邱東部ターミナル	053–759–6162	釜山高速ターミナル	051–508–9200
大邱西部ターミナル	053–656–2824	馬山バスターミナル	055–256–1621

知っておくと便利

乗換制

地下鉄や電車が走る全地域で適用されている制度である。バスを乗り換えるとき、バスから地下鉄に乗り換えるとき、利用した距離に応じて料金を支払う割引制度である。つまり、乗換制を利用せず、現金払いでバスに乗ると、バスを乗り換えるたびに1000ウォンのバス代を払わなければならない。しかし、交通カードを使って乗換制を適用すると、バスや地下鉄に乗り換えても総距離10km以内では料金を追加して払う必要がない。ただ、追加5kmごとに100ウォンの追加料金が発生することになる。なお、地域によって割引料金の適用方式が異なる場合がある。

2_地下鉄

ソウル、釜山、大邱、光州、仁川で地下鉄が運行されている。
ソウルでは、地下鉄9路線と国営の韓国鉄道(KNR)が現在運行中である。路線ごとにシンボルカラーや固有の番号がついてある。なお、ソウルの一番端や衛星都市を含む全地域につながる多数の乗換駅が記号で表示されている。
通常地下鉄は、朝と夜の通勤時間帯の場合には2.5 ~ 3分おき、それ以外には4~6 分おきに運行している。

(1) 乗車券と料金

乗客類型	料金(交通カード使用時)
大人(20才以上)	基本運賃：10kmまで 1000ウォン
学生(14 才から19才まで)	交通カード：20% 割引(基本運賃 720ウォン)
小人(8才-13才)	交通カード：50%割引(基本運賃 450ウォン) 1回券 通常運賃の50%(500ウォン)
高齢者、障害者、国家有功者	100% 割引(無料)

(2) 利用方法

- 基本区間の1回利用運賃は1000ウォンであり、乗車距離に応じて運賃を加算する。
- 運行時間は、朝の5時30分から夜の12時までとなっている。
- 地下鉄の路線図は地下鉄駅の随所に貼り付けてある。また、携帯しやすいポケット用路線図も各駅舎の切符売り場で無料配布されている。
- 地下鉄の全区間で交通カードを使ってバスや地下鉄に乗り換える場合、乗換割引が適用される。地域によって割引料金の適用方式が異なる場合がある。
- 運賃は現金で払ってもかまわないが、割引や乗換特典は適用されないので、交通カードを利用したほうがよい。交通カードには1回利用料金以上の残額を常に残しておく必要がある。残額が足りない場合、バス停の販売店や電車・地下鉄の切符売り場でチャージできる。

知っておくと便利

無人発売機の使い方

① 交通カードチャージ、1回用乗車券の発行、無料乗車券からサービスを選ぶ。
② 行き先(降車駅)選択ボタン(運賃)をクリックする。
③ 2枚以上購入する場合は、枚数を選ぶ。
④ お金を投入する。
⑤ 乗車券とおつりを受け取る。
※ 1回用乗車券を購入する際、運賃とは別に保証金(500ウォン)が要る。保証金は降車後、保証金払戻し機で返してもらえる。

(3) 地下鉄路線図

初便や終便時刻、駅情報、ダイヤ、最短経路検索などの情報は、下記の各地域地下鉄運行機関のホームページにて確認できる。

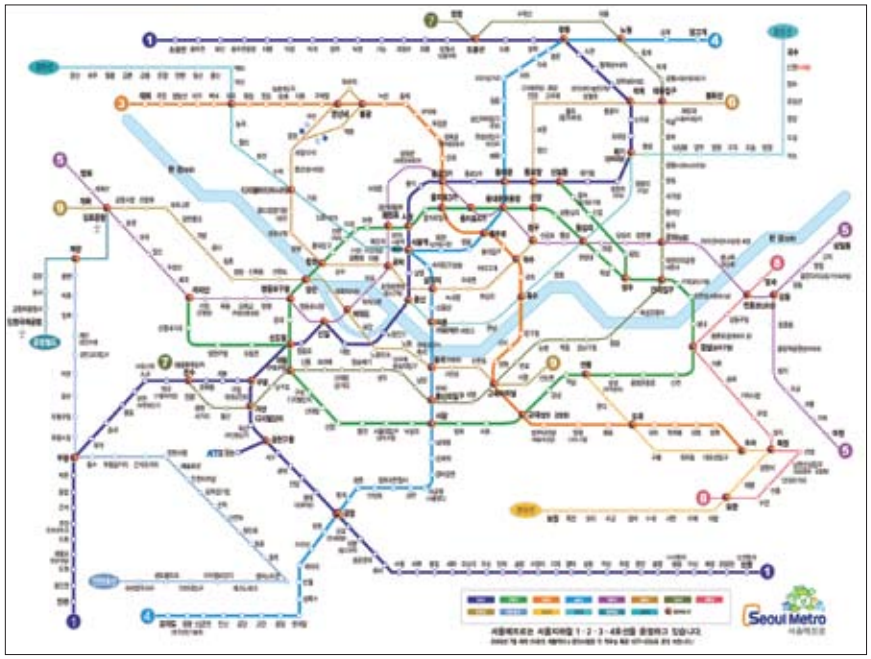

ソウル

ソウルメトロ www.seoulmetro.co.kr

ソウル特別市都市鉄道公社 www.smrt.co.kr

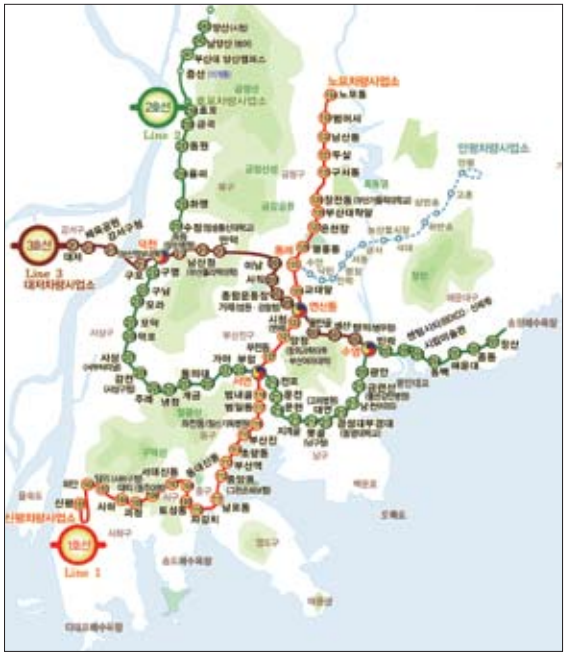

釜山

釜山交通公社 www.humetro.busan.kr

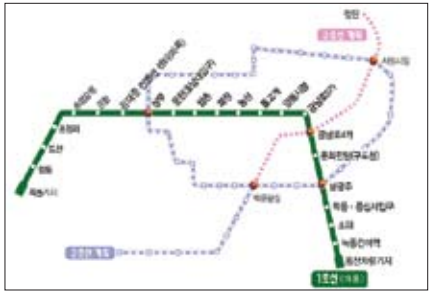

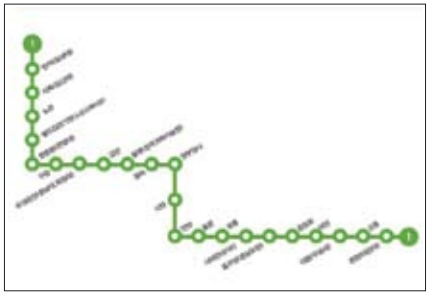

大邱

大邱都市鉄道公社 www.dtro.or.kr

光州

光州都市鉄道公社 www.gwangjusubway.co.kr

大田

大田都市鉄道公社 www.djet.co.kr

3_タクシー

タクシーは24時間運行する。車両の上部にいろんなカラーの表示ランプが付いているので、一般自家用車と容易に区別できる。タクシーに乗るためには、タクシー乗り場で待つか、道路で手を上げてタクシーを拾う。電話で呼び出すコールタクシーを利用するためには、タクシー代以外に別の手数料(通常1000ウォン)を払う必要がある。韓国には地域ごとにいろんなコールタクシー業者が営業をしているので、電話番号は周囲に聞けばすぐわかる。

(1) 一般タクシー

3~4人まで乗ることができ、料金メーター機が備え付けてある。基本料金は地域によって異なるが2,000ウォン~3,000ウォン程度である。00:00~04:00までは深夜割増料金が適用され、行政区域の境を越えるときも割増料金が適用される。例えば、ソウルからタクシーに乗って水原市まで行くと場合、メーター機料金の20%を追加して支払わなければならない。

(2) 模範タクシー

排気量3000cc以上の高級乗用車で営業するタクシー。大半がブラックカラーであり、首都圏を中心に運行する。通常、基本運賃が4,500ウォン(3km)と、一般タクシーより高い。その代わり、深夜・長距離利用でも割増料金は適用されない。

(3) 大型タクシー(コールヴァン含む)

最大9人まで乗れる大型タクシー。荷物が多いときや人数が多いときに利用すると便利である。全車両に呼出システムが付いており、いつでもどこでも電話をかけるだけで利用できる。基本運賃は模範タクシー同様4500ウォンであるが、ドライバーと乗客の交渉により運賃が決まることもある。

4_マイカー(自家用車)

ユーザー自身が自らの用途のために使用する自動車をいう。
自家用車の種類には、小さい軽自動車から大きい車まで多様な車種があり、価格も数百万ウォンから数千万ウォンまで様々である。

＊ 運転免許取得

多文化家族支援センター、警察署では、外国人や結婚移住者が無料で運転免許証を取得できるようにサポートしている。詳細は各地域の多文化家族支援センターや警察署に問い合わせたほうがよい。

運転免許取得手続きは以下の通りである。
① 交通安全教育
交通安全教育は、ペーパーテスト前まで免許試験場内の「交通安全教育場」または交通安全教育機関として指定された場所(自動車専門学院)で行われる。
② 身体検査
③ ペーパーテスト受付

必要書類	手数料
願書(写真3枚)、コンピューター用サインペン、住民登録証(身分証認定範囲) 代理申請するときは、代理人の身分証及び本人(委任者)の委任状を添付する	• 1、2種普通 6,000ウォン • 原動機4,000ウォン • 2種小型 6,000ウォン

④ ペーパーテスト
選択肢問題が40問ある。
⑤ 機能テスト受付
ペーパーテスト合格者や機能テスト不合格者が対象となる。

必要書類	手数料
願書(写真3枚)、住民登録証(身分証認定範囲) 代理申請するときは、代理人の身分証及び本人(委任者)の委任状を添付する	• 1、2種普通 15,000ウォン • 1種大型、特殊 15,000ウォン • 原動機 5,000ウォン • 2種小型 6,000ウォン

⑥ 機能テスト
教習所で直接車を運転して多様なコースを通過するテストを受ける。
* 初めて1種普通、2種普通機能テストを受ける者は、テスト前に3時間の機能教育履修が義務付けられている。

⑦ 練習免許の取得
機能テストに合格すると、道路走行練習ができるように練習運転免許が発行される。

⑧ 走行練習
道路走行テストの受験者は、練習免許取得後、運転免許を取得した日から2年を経過した人が必ず同乗し10時間の道路走行練習を受ける必要がある。

⑨ 道路走行受付
練習運転免許証を所持した者として10時間を超える道路走行練習を履修すると、道路走行テストの日時が指定される。

⑩ 道路走行テスト
道路走行テスト受付時に指定された日時に免許試験場に行って道路走行テストを受ける。

⑪ 運転免許証の発行
道路走行テストに合格すると、免許証(1種大型、1種普通、1種特殊、2種普通、2種小型、2種原動機付自転車)が発行される。

詳細は運転免許試験管理団に問い合わせる。
http://www.dla.go.kr　☎1577-1120

5_汽車

汽車は、航空機の次に早い交通手段である。主な都市にはほとんど汽車駅があり、バスや地下鉄のアクセスも便利。高速鉄道(KTX)、セマウル号、無窮花（ムグンファ）号の順でスピードは速く料金は高い。

(1) 韓国高速鉄道(KTX)

KTX乗車券は、駅の切符売り場、旅行会社、自動乗車券発売機またはインターネットwww.korail.comを通じて便利に購入できる。予約・発券は朝9時から、乗車する列車の出発2ヶ月前から1時間前までできる。予約した人と実際乗車する人が異なる場合には、予約した人に乗車券の支払い責任がある。

知っておくと便利

高速鉄道(KTX)は、京釜線と湖南線が運行されている。
- 京釜線: ソウル-龍山-光明-天安・牙山-大田-東大邱-密陽-亀浦-釜山
- 湖南線: ソウル-龍山-光明-天安・牙山-西大田-論山-益山-金堤-井邑-長城(光州)-松汀里-羅州-木浦
- 案内 ☎1544-7788

(2) セマウル号

無窮花号に比べて客車施設が整っており、停車する駅の数が少ないため、相対的にスピードが速い。乗車券は、駅の切符売り場、旅行会社、自動乗車券発売機またはインターネットwww.korail.comを通じて購入できる。

(3) 無窮花号

韓国鉄道公社のほぼ全路線で運行されている。全ての列車が全ての駅に止まるわけではなく、メイン路線では列車によって停車する駅が異なる選択停車システムを取り入れている。時間は節約しながら、できるだけ多くの駅に停車するためのシステム。

(4) 主な鉄道路線

- 慶北線 : 栄州−醴泉−店村−尚州−金泉
- 京元線 : 新炭里−漣川−漢灘江−逍遥山−議政府−龍山
- 京義線 : 都羅山−汶山−一山−ソウル
- 慶全線 : 三浪津−昌原−馬山−晋州−河東−順天−筏橋−宝城−和順−光州−松汀里
- 京春線 : 城北−磨石−清平−江村−春川
- 東海南部線 : 浦項−慶州−蔚山−海雲台−釜山鎮
- 嶺東線 : 栄州−奉化−汾川−承富−桶里−道渓−東海−正東津−江陵
- 長項線 : 長項−舒川−熊川−大川−広川−洪城−禮山−温陽温泉−天安
- 全羅線 : 益山−全州−竹里温泉−南原−谷城−求禮口−順天−徳陽−麗水
- 中央線 : 清涼里−八堂・陵内−楊平・龍門−原州−鳳陽−堤川−丹陽−豊基−栄州−安東−義城−永川−慶州
- 忠北線 : 鳳陽−忠州−清州−鳥致院
- 太白線 : 堤川−寧越−甑山−古汗・杻田・太白−栢山
- 湖南線 : 大田−西大田−論山−益山−金堤−井邑−長城(光州)−松汀里−羅州−木浦

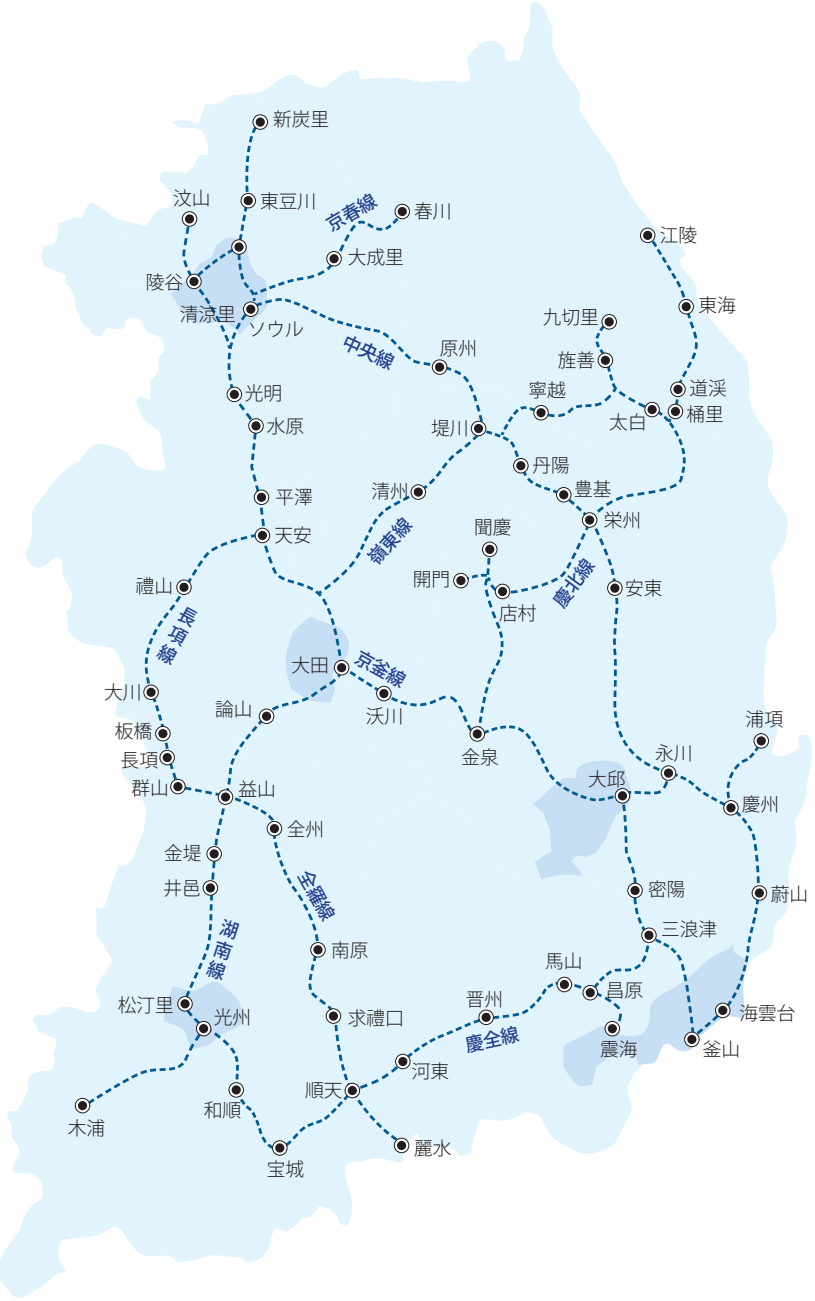

6_航空

比較的長距離を移動する場合、航空便を利用すると時間を節約できる。しかし、運賃が他の交通便に比べて高い。国内航空会社として、大韓航空、アシアナ航空、済州航空、イースター航空、ジンエアーがある。国内では主にソウル/仁川-釜山、ソウル/仁川-済州、ソウル/仁川-大邱、ソウル-蔚山、ソウル-光州、ソウル-鎮海、ソウル-江陵などを運航する。但し、済州航空やジンエアー、イースター航空は一部路線のみ運航する。

航空券は空港で購入でき、電話やインターネットなどを利用して航空会社や旅行会社でも購入することができる。

大韓航空

アシアナ航空

国際空港

空港名	電話番号	ホームページ
仁川国際空港	1577–2600	www.airport.kr
金浦国際空港	02–2660–2114	www.airport.co.kr/doc/gimpo
済州国際空港	064–797–2114	www.airport.co.kr/doc/jeju
金海国際空港	051–974–3114	www.airport.co.kr/doc/gimhae
清州国際空港	043–210–6114	www.airport.co.kr/doc/cheongju
大邱国際空港	053–980–5290	www.airport.co.kr/doc/daegu
襄陽国際空港	033–670–7114	www.airport.co.kr/doc/yangyang
務安国際空港	061–455–2114	www.airport.co.kr/doc/muan
光州国際空港	062–940–0214	www.airport.co.kr/doc/gwangju

国内空港

空港名	電話番号	ホームページ
群山空港	063–469–8345	www.airport.co.kr/doc/gunsan
麗水空港	061–689–6300	www.airport.co.kr/doc/yeosu
浦項空港	054–289–7399	www.airport.co.kr/doc/pohang
蔚山空港	052–288–7011	www.airport.co.kr/doc/ulsan
原州空港	033–344–3311	www.airport.co.kr/doc/wonju
泗川空港	055–831–9300	www.airport.co.kr/doc/sacheon

主な海外航空会社の連絡先

区　分	空港名	電話番号
中国	国際航空	02–774–6886
中国	南方航空	02–775–9070
中国	東方航空	02–778–0375
インドネシア	ガルーダインドネシア航空	02–773–2092/4
タイ	タイ航空	02–3707–0114
モンゴル	モンゴル航空	02–756–9760/1
フィリピン	フィリピン航空	02–774–3581
ベトナム	ベトナム航空	02–757–8920
ネパール	ロイヤルネパール航空	02–756–2161

6» 公共機関の利用

1_行政機関

日常生活を営む上で必要な行政機関には、邑・面事務所と洞住民センター、市・郡・区庁などがある。これらの行政機関では住民の健康と福祉、公共施設の管理、各種証明書の発行及び届出などのサービスを提供している。邑・面事務所と洞住民センターでは、文化講座など住民のための各種プログラムが運営される。

最近は、行政機関までわざわざ行かなくても、地下鉄駅の無人証明書発行機やインターネット(www.egov.go.kr)を通しても各種証明書を発行してもらえる。しかし、全ての証明書を無人発行機やインターネットを通じて発行できるのではない。インターネットを通じて証明書を発行するためには、書類をプリントできるプリンターと、本人確認のための公認認証書が必要である。重要な書類を発行するときは、あらかじめ確認しておく必要がある。

2_警察署(☎112)

詐欺や暴行、強盗などの犯罪被害にあったときや、交通事故にあったとき、またはそれを目撃したときには112に通報するか、直接警察署に行って伝える。公衆電話を使って通報するときは、緊急通話ボタン(赤色)を押すと112に自動でつながる。一般電話(固定電話)や携帯電話を使う場合には、局番なしで112とかければつながる。

犯罪被害を通報するときは、通報者の住所、名前、連絡先とともに、いつ、どこで、どういう被害を受けたかを説明し、犯人の服装や特徴、逃走方向などを詳細に話す。

3_消防署(☎ 119)

火事が発生したり、誰かを病院に急いで搬送しなければならないとき、またはそういう状況に出くわしたときには119に通報する。公衆電話を使って通報するときは、緊急通話ボタン(赤色)を押すと119に自動でつながる。一般電話(固定電話)や携帯電話を使う場合には、局番なしで119とかければつながる。

火事を通報するときは、火事が発生した場所、階数、種類と共に位置を特定できる周辺ビルなどを説明する。また、救急患者を搬送するときは、患者についての基本情報を正確に伝えると共に、119救助隊が到着するまで相談スタッフと一緒に万一の事態に備えるのが重要である。

4_郵便局

手紙や小包を送るときには、最寄りの郵便局を利用したほうがよい。郵便局では、国内郵便、国際郵便業務を行っており、銀行のような金融機関の役割も果たしている。国際郵便を利用する際には、国際特急郵便(EMS)を利用することもできる。

郵便サービスは 1588-1300、金融サービスは 1588-1900に問い合わせると、サービスの詳細を説明してくれる。

(1) 国内郵便サービス

郵便局宅配は通常、郵便物を受付けた翌日配達する。離島や山奥は郵便物の到着が通常よりかかる場合もある。料金は郵便物を配達する地域によって異なる。基準を超過する重量やサイズの郵便物を送るときには、超過分の料金を追加して支払わなければならない。

(2) 国際特急郵便

手紙や書類、商品などを世界130国へ安全に配達するサービスとして、最大30kgまで送ることができる。取扱い品目は、手紙や書類、信用状、書籍、金融機関の交換小切手、商品見本、カセットテープ、ビデオテープなど各種物品である。オーストラリア、フィリピン、アルゼンチン、バングラデシュなど、一部国は取り扱い重量を20kg 以下に制限している。また、国によって取扱いが禁じられている品目もあるので、あらかじめ確認しておく必要がある。

5_図書館

図書館は、書籍や視聴覚資料など様々な資料を収集・保管し、地元住民の学習や教養、生涯教育をサポートする機関である。大半の市・郡・区には図書館がある。図書館では無料で資料を閲覧、貸出できるうえ、多様な視聴覚資料も利用できる。最寄りの図書館は、市・郡・区庁に問い合わせると教えてもらえる。

知っておくと便利

国立中央図書館

- 利用時間 : 資料室 : 月~日曜日 9時~18時(夜間図書館 18:00~22:00)
- 休刊日 : 毎月第2週と第4週目の月曜日、日曜日を除く休日、その他館長が必要と認める日
- 筆記道具を除く個人携帯用品は保管箱に入れて入館する。
- 利用者登録(ホームページ) >利用証申込 >利用証発行 >入館 >資料室利用 >資料利用終了 >退館
- 交通アクセス : 地下鉄: ソウル地下鉄2号線・瑞草駅6番出口徒歩15分、7·9号線・高速バスターミナル駅5番出口徒歩10分

7” サービス施設

頭髪やひげなどを刈り整え、ヘアスタイルを変えたり染めたりするところをいう。男の人が利用するところを「理髪店(床屋)」、女の人が利用するところを「美容室(美容院)」という。

1_理髪店(床屋)

理髪店では男性の頭髪やひげを駆り整えてくれる。料金はサービスの内容によって異なるが、大概5,000ウォン~10,000ウォン程度であり、大都市の中心街にある理髪店はそれより多少高い。

2_美容室

美容室は本来、女性の空間であったが最近は男性も多く利用するようになった。パーマ、カット、ヘアカラーリング、ネイルケア、メイクサービスを利用できる。料金はサービスの内容によって異なるが、一般カットの場合には大概が8,000ウォン、パーマは20,000ウォンから100,000ウォン以上と様々である。

3_お風呂施設

韓国のお風呂施設は、「銭湯」「サウナ」「チムジルバン」に分けられる。

- 銭湯 : 浴槽とシャワーがある。料金は 3,000ウォン~4,000ウォン。
- サウナ : 浴槽とシャワー、休憩室などがある。料金は 4,000ウォン~5,000ウォン。
- チムジルバン : 浴槽とシャワー、休憩室、仮眠室などがある。浴室以外は男女兼用となっている。料金は 7,000ウォン~10,000ウォン。

– サウナやチムジルバンの利用料金には、休憩室、仮眠室、トレーニング室など内部施設の利用料が含まれている。食べ物や美容サービス、マッサージを利用するときは追加費用を支払うことになっている。あかすりもオプションサービスの一種。
– 浴室の大風呂の温度は43~45℃、チムジルバンの室内温度は40~70℃である。無料で利用できる乾式サウナは70~100℃、高温サウナは70~130℃。体質に合わせて適切に利用すると、体内に蓄積されている老廃物を体外に排出してくれる。ストレス解消や筋肉痛にも効果があるという。

知っておくと便利

韓国の風呂文化

韓国は風呂文化が発達している。大半の人が1〜2週に一度は銭湯などに行って、熱いお湯に身を沈めた後あかすりをする。
韓国では一緒に銭湯に行くことは、親しい仲であることを意味する。親しくないと裸で一緒にお風呂に入ることはなかなかできないものだ。こういう習慣に慣れない国の人なら、相当戸惑うかもしれない。たまに下着を履いたままお風呂に入って韓国人を戸惑わせる外国人もいるが、異なる文化の下では仕方ないことかもしれない。

知っておくと便利

お風呂に行ってはならないとき

体に特に異常がなくても、高温サウナのように熱い所に長時間いるのは避けたほうがよい。とくに、妊婦や心臓に問題がある人は絶対入ってはいけない。
汗をたくさんかくので、30分おきに水分を補充するのがよい。飲み水は大概無料で提供されるし、炭酸飲料なども販売している。
夜遅くまでお酒を飲んで、チムジルバンやサウナで仮眠をとり、翌日会社へ行く人もたまにいる。しかし、アルコールを飲むと体内の水分が足りなくなるため、高温サウナに入って汗をかくのは体に良くない。
皮膚疾患や伝染病を患う人は、公衆浴場に絶対行ってはならない。

公衆浴場の利用方法

① 浴槽に入る前に軽くシャワーを浴び髪を洗う。
② 5~10分ぐらい大風呂の熱いお湯に身を沈める。
③ 浴槽から出てあかすりをする。
④ 好みに合わせて水風呂に入ったり高温サウナに入ったりする。
⑤ 最後にもう一度軽くシャワーを浴びる。

公衆浴場でのエチケット

下着を履いたまま浴槽に入ったり、浴槽の中であかすりをしたりしない。洗濯物を洗わない。

4» 消費経済生活

1_家計

(1) 家計

家計とは、一家の生活にかかわる収入(入ってくるお金)と支出(出て行くお金)をいう。少ない収入でも運営の仕方によって、家計がプラス(+)になったり、マイナス(-)にもなる。

(2) 貨幣価値

韓国の貨幣には硬貨(1ウォン、10ウォン、50ウォン、100ウォン、500ウォン)があり、紙幣には 1,000ウォン、5,000ウォン、10,000ウォン、50,000ウォンがある。その他 100,000ウォン以上の多様な金額の小切手を使うこともできる。

• 硬貨

10ウォン　10ウォン　50ウォン　100ウォン　500ウォン

• 紙幣

1,000ウォン

5,000ウォン

10,000ウォン

50,000ウォン

100,000ウォン　小切手

※（100,000ウォンの小切手が現金同様広く使える。(小切手を使うときは、身分証の提示と共に、小切手の裏に名前と電話番号などを記入する必要がある。）

韓国の通貨(1,000ウォン、5,000ウォン、10,000ウォン、50,000ウォン)で買物をするときは、出身国通貨との価値比べ、韓国の物価なども一緒に考慮しなければならない。

知っておくと便利

この金額で何ができるだろうか。

自動販売機のコーヒーを飲むには300ウォン～500ウォンぐらいが必要である。
1,000ウォンだとスーパーでスナック類一つまたはアイスクリームを一つ買える。
5,000ウォンではビビンバー、冷麺などの食事ができる。
10,000ウォンでは豚肉を600g買える。
そして、50,000ウォンでは、お米を20kg購入することができる。

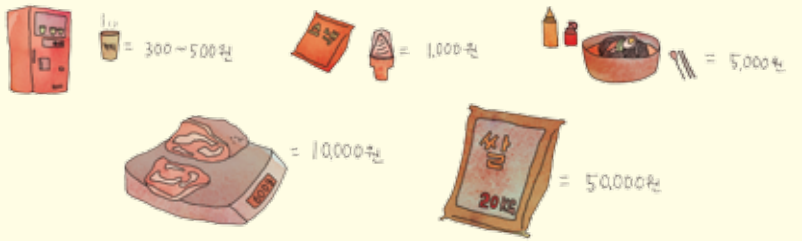

2_品物の購入と使用

無計画に買物をすると、無駄遣いが多くなり、収入より支出が多くなってしまい、家計が逼迫するので、買物前に必ず計画を立てたほうがよい。

(1) リスト作成

買物に行く前に必要なものをメモする。

(2) 購入場所

どこで買物をするかを決める

コンビニ
24時間営業を行う小売店として、食料品、日用雑貨など多数の品種を販売している。売場の面積が大きくなく必要なものがすぐに見つかるので、少量の物品を急いで購入するときは便利である。

在来市場(五日市)
食品、衣類、雑貨(生活用品)など、いろんな品々が並んでいる在来市場は、全体的に値段が安く、購入量や価格を交渉することもできる。さらに、ここでは韓国の庶民の暮らしが垣間見れるのでおもしろい。

スーパーマーケット
スナック類や野菜、お肉、飲物など食料品を中心に販売しており、住宅街にあるので利用しやすい。
定価より少し(10%前後)割引された金額で買物ができる。

デパート
衣類、食品、家電、化粧品、ジュエリーなど多数の品種を販売している。施設やサービスも充実しており、クオリティーも高いだけに値段もかなり高い。各種イベントも随時行われるので、その機会をうまく利用するとよい。

ディスカウントストア
デパートのように食品、衣類、家電、生活雑貨など多様な商品がある。クオリティーも高く、施設やサービスなども充実している。

テレビショッピング
テレビから流れる商品広告を見て、その場で電話で注文する買物方式。衣類や食品、化粧品、家電製品、保険など多様な商品を販売している。確かに便利だが、衝動買いする恐れもあるので注意する必要がある。

インターネットショッピングモール
インターネットを使って商品を注文できる上、商品の種類も豊富である。ただ、コンピューター画面上の商品イメージと実際の商品が異なる場合もある。それに住民登録番号など自分の個人情報を開示することに対し違和感を持つ人も多い。

(3) 支払方法

支払方法には現金、小切手、クレジットカード、商品券などがある。

クレジットカード

商品券

(4) 購入

同種商品の価格や品質を比較し、賞味期限も忘れず確認する。計算ミスがないか、必ず確認する。購入後、レシート(領収書)を大事に保管し、交換や払い戻しの際に提示する。

(5) 製品使用前

- 品質保証書を保管する: 1ヶ所に集めて保管する。
- 取扱説明書を読む: 製品を正しく使用できるようにするための手引き。
- 注意事項と保存方法の確認: 安全と健康のために注意事項と保存方法を必ず確認しておく。

(6) 返品、払戻しの際の注意事項

- 製品を使ったり傷つけたりせず、良好な状態に保つ。
- 購入後、7日~14日以内に返品・払戻しを求めなければならないので、周りの人々にもその旨を伝えておく。
- 返品・払戻しに応じてもらえなかったときやその他の被害が発生した場合には、韓国消費者院及び消費者団体などに支援を求める。

韓国消費者院 : 02-3460-3000, www.kca.go.kr
消費者市民の集い : 02-739-5441, www.cacpk.org

3_貯蓄と銀行

(1) 貯蓄の必要性

財産作り、予期せぬ災難への備え、老後への備え、マイホーム購入、こどもの学費の蓄えなど、まとまった資金作りのためには貯蓄が必要である。貯蓄のためには銀行に口座を開設したほうがよい。

(2) 貯蓄の種類

- 普通預金: 預入れや払戻しが自由な預金。金利が低い。
- 定期預金: 一定の金額を据置期間を設定し銀行に預け入れる預金。金利が高い。
- 定期積金: 一定の期間、毎月掛金を払込み、満期日に掛金に利息を加えた給付金が支払われる預金。金利が高い。
- 自由貯蓄預金: 家計の貯蓄を優遇するための新しい預金方式。長期預金にすると高い利率が適用される。

(3) 銀行を利用するには

• 銀行口座開設方法 (通帳の作り方)

– 必要なもの : 身分証(パスポート、外国人登録証、住民登録証、印鑑、預けるお金)

– 順番

① 整理券を取って自分の順番になるまで座って待つ。

② 電光掲示板に自分の番号が表示されたら、その番号が表示されたカウンターに行く。

③ 銀行員に用件(口座開設、送金、振込みなど)を伝える。
(キャッシュカードが必要な場合には一緒に申し込む)

※ キャッシュカード: 通帳や印鑑がなくても現金自動預払機(ATM)を使って現金を自由に預け払いできるカード

④ 銀行員の案内に従い、書類を作成・提出する。

⑤ 通帳が出来上がったら身分証と一緒にかばんの中によくしまっておく。

※ 暗証番号を他の人に知られることがあってはならない。

• 銀行の利用時間

– 月曜日~金曜日: 09:00~16:00

– 営業時間外: 各銀行の365日コーナーの
現金自動預払機(ATM)が利用できる

• 振込と引出、現金自動預払

– 振込申込書や引出請求書を作成してカウンターにいく。振込みには暗証番号は要らないが、引出しには暗証番号やサイン(印鑑)が必要となる。

– 現金自動預払機(ATM)で通帳やキャッシュカードを使って自由に出し入れできる。但し、暗証番号を入力しなければならなく、3回連続して間違うと操作ができなくなる。営業時間外の利用や他行の現金自動預払機(ATM)を使う場合には手数料が必要となる。

• インターネットバンキング

– インターネットバンキングはインターネットを介した銀行取引のサービス。

– 自分の口座の残高照会、振込、引出し、送金などのサービスを利用できる。

– このサービスを利用するためには、金融決済院がオンライン発行する公認認証書と、銀行が発行する振込用保安カード(secret card)が必要となる。詳細は銀行に問い合わせる。

知っておくと便利

テレバンキング(テレフォンバンキング)

電話を利用して銀行などの金融機関のサービスを利用することである。インターネットバンキング同様、固有のパスワードとコード表が必要となる。インターネットバンキングと一緒に申し込むと便利である。

• 公共料金の支払い

– 直接支払い

公共料金請求書を持って金融機関の窓口に行き直接支払う。最近は銀行窓口で公共料金の支払いを受け付けないところも多い。その際には、銀行内に設置されている自動支払機を利用するとよい。自動支払機を利用するためには、該当銀行に口座を持っていなければならない。口座がない場合には、郵便局に行って支払えばいい。郵便局はまだ公共料金の支払いを受け付けている。

– 自動振替

毎月決まった日にちに指定の銀行口座から公共料金が自動的に引き落とされる方式である。銀行に行って直接申し込むか、公共料金請求機関に電話で申し込むこともできる。自動振替サービスを申込んだ場合、引き落とし日をちゃんと覚えておいて、出金元の口座残高が足らないように確認しておく必要がある。

• **振込**

– 家族の名前で本国に銀行口座を開設する。

– 受取人、住所、電話番号、銀行名、口座番号、送金する人の身分証明書を持って銀行の為替窓口に行く。後は行員の指示に従って行う。

– 振込領収書を受け取って大事にしまっておく。

> **知っておくと便利**
>
> **最も安全な送金方法**
>
> 送金をする上で、一番安全で確実な方法は、銀行や郵便局など公式的な金融機関から送金することである。私設組織(ブローカー)を通じて送金するのが通常の銀行より手数料が安く送金も早いとされるが、送金業者が中間で横取りする事故が多発している。いったん事故が発生してしまうと、お金を返してもらうのは事実上困難なため、私設機関は利用しないほうがよい。

5» 交通手段

1_バス

バスには、市内バス・市外バス・高速バスなどがある。市外バスや高速バスを利用するときは乗車券を事前に購入する必要がある。バスに乗る前に出発時刻と行先を必ず確認する。

(1) 市内バス

• **市内バスの利用方法**

– バスの運賃(バス代)は、現金払い、交通カードによる支払いがある。

– 交通カードはバス停周辺の販売店で購入できる。

– 交通カードの料金は、1000ウォンから9万ウォンまで1000ウォン単位でチャージできる。

– 交通カードを使うと割引料金が適用される。また、異なる路線のバスや地下鉄に乗り換えるときも、通常料金よりお得な料金で利用できる。

• **市内バスの運賃及び特徴**

区分	運賃	特徴
一般市内バス	1,000ウォン	全バス停に止まる
座席市内バス	1,500~1,700ウォン	メインバス停にのみ止まる
マウルバス(支線バス)	600~800ウォン	近隣地域を循環する

※ 利用方法及び運賃は地域によって異なる場合もあるので、各地域の市役所・区役所の交通情報サイトを参照したほうがよい。

知っておくと便利

ソウルの市内バス

青色バス：中央バス車線を利用してソウル郊外～ソウル市内を巡回するバス。

緑色バス：ソウル市内の主な地下鉄駅やバス停をつなぎながら運行する。

赤色バス：ソウル都心と衛星都市の通勤のために特別考案した特急バス。

黄色バス：ソウル市内を巡回しながら、主な鉄道駅のほか、商業、観光、ショッピング地域に停車する。

(2) 市外バスと高速バス

- **市外バスと高速バスの利用方法**
  - バスターミナルで出発し、比較的離れている地域を訪れるとき利用する。
  - 市外バスはいろんな都市を巡回するので、所要時間が高速バスに比べて長いほうだ。
  - 高速バスは行先が1ヶ所に決まっており、一般高速バスと優等高速バスがある。優等高速バスは座席間の距離が広く快適だが、一般高速バスより若干料金が高い。

- **主な都市のバスターミナル**

市外バスや高速バスを利用するためには、各地域にあるバスターミナルに行かなければならない。全国高速バス運送事業組合のホームページ(www.kobus.co.kr)又は全国市外バス案内(www.gbus.co.kr)を通して、ダイヤ情報、乗車券予約などに関する情報を得ることができる。

ターミナル名	電話番号	ターミナル名	電話番号
ソウル高速ターミナル	1688–4700	蔚山バスターミナル	052–268–1556
東ソウル総合ターミナル	1688–5979	江陵バスターミナル	033–647–3181
ソウル南部ターミナル	02–521–8550	束草バスターミナル	033–631–3181
水原バスターミナル	1688–5455	春川バスターミナル	033–256–1571
仁川バスターミナル	032–430–7114	清州バスターミナル	1688–4321
安山バスターミナル	031–403–8251	木浦バスターミナル	061–276–0221
議政府バスターミナル	1688–0314	全州バスターミナル	063–277–1572
大田西部ターミナル	042–584–1616	光州バスターミナル	062–360–8114
天安バスターミナル	041–551–4933	麗水バスターミナル	061–652–1877
大邱東部ターミナル	053–759–6162	釜山高速ターミナル	051–508–9200
大邱西部ターミナル	053–656–2824	馬山バスターミナル	055–256–1621

知っておくと便利

乗換制

地下鉄や電車が走る全地域で適用されている制度である。バスを乗り換えるとき、バスから地下鉄に乗り換えるとき、利用した距離に応じて料金を支払う割引制度である。つまり、乗換制を利用せず、現金払いでバスに乗ると、バスを乗り換えるたびに1000ウォンのバス代を払わなければならない。しかし、交通カードを使って乗換制を適用すると、バスや地下鉄に乗り換えても総距離10km以内では料金を追加して払う必要がない。ただ、追加5kmごとに100ウォンの追加料金が発生することになる。なお、地域によって割引料金の適用方式が異なる場合がある。

2_地下鉄

ソウル、釜山、大邱、光州、仁川で地下鉄が運行されている。
ソウルでは、地下鉄9路線と国営の韓国鉄道(KNR)が現在運行中である。路線ごとにシンボルカラーや固有の番号がついてある。なお、ソウルの一番端や衛星都市を含む全地域につながる多数の乗換駅が記号で表示されている。
通常地下鉄は、朝と夜の通勤時間帯の場合には2.5 ~ 3分おき、それ以外には4~6 分おきに運行している。

(1) 乗車券と料金

乗客類型	料金(交通カード使用時)
大人(20才以上)	基本運賃：10kmまで 1000ウォン
学生(14 才から19才まで)	交通カード：20% 割引(基本運賃 720ウォン)
小人(8才-13才)	交通カード：50%割引(基本運賃 450ウォン) 1回券 通常運賃の50%(500ウォン)
高齢者、障害者、国家有功者	100% 割引(無料)

(2) 利用方法

- 基本区間の1回利用運賃は1000ウォンであり、乗車距離に応じて運賃を加算する。
- 運行時間は、朝の5時30分から夜の12時までとなっている。
- 地下鉄の路線図は地下鉄駅の随所に貼り付けてある。また、携帯しやすいポケット用路線図も各駅舎の切符売り場で無料配布されている。
- 地下鉄の全区間で交通カードを使ってバスや地下鉄に乗り換える場合、乗換割引が適用される。地域によって割引料金の適用方式が異なる場合がある。
- 運賃は現金で払ってもかまわないが、割引や乗換特典は適用されないので、交通カードを利用したほうがよい。交通カードには1回利用料金以上の残額を常に残しておく必要がある。残額が足りない場合、バス停の販売店や電車・地下鉄の切符売り場でチャージできる。

知っておくと便利

無人発売機の使い方

① 交通カードチャージ、1回用乗車券の発行、無料乗車券からサービスを選ぶ。
② 行き先(降車駅)選択ボタン(運賃)をクリックする。
③ 2枚以上購入する場合は、枚数を選ぶ。
④ お金を投入する。
⑤ 乗車券とおつりを受け取る。
※ 1回用乗車券を購入する際、運賃とは別に保証金(500ウォン)が要る。保証金は降車後、保証金払戻し機で返してもらえる。

(3) 地下鉄路線図

初便や終便時刻、駅情報、ダイヤ、最短経路検索などの情報は、下記の各地域地下鉄運行機関のホームページにて確認できる。

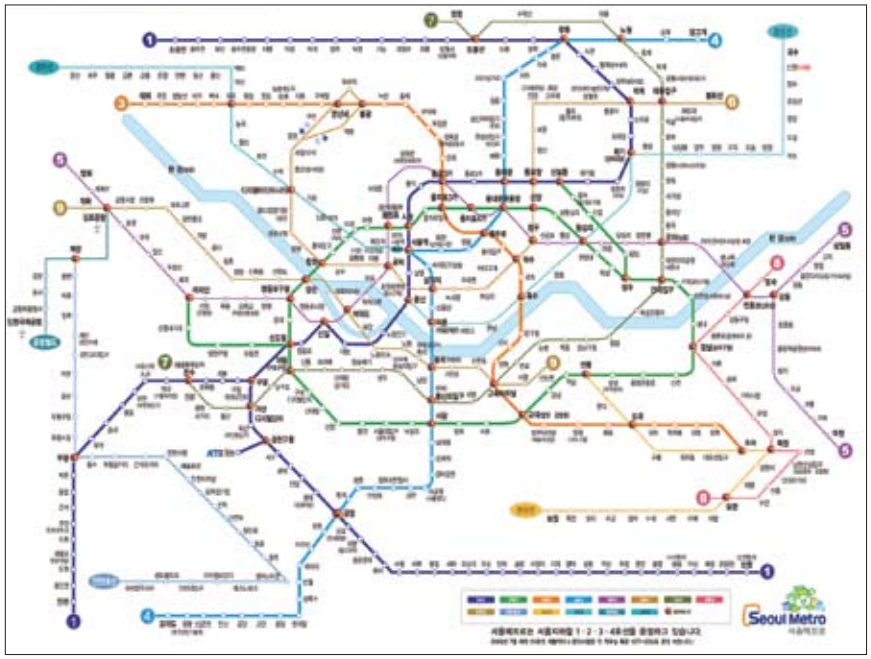

ソウル

ソウルメトロ www.seoulmetro.co.kr

ソウル特別市都市鉄道公社 www.smrt.co.kr

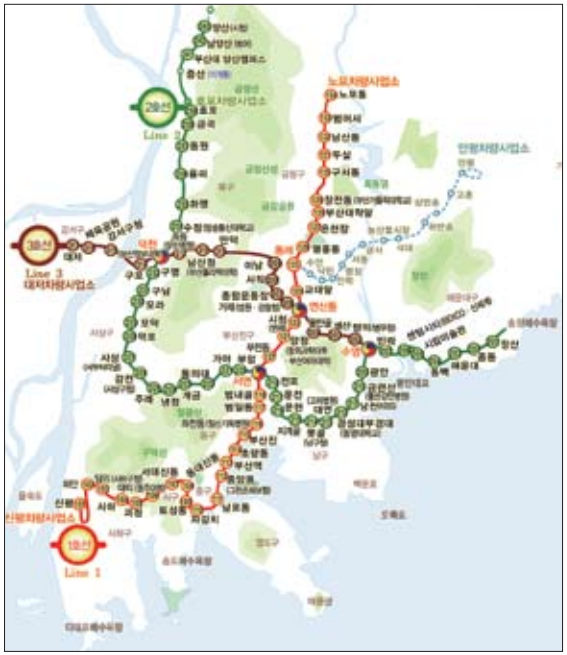

釜山

釜山交通公社 www.humetro.busan.kr

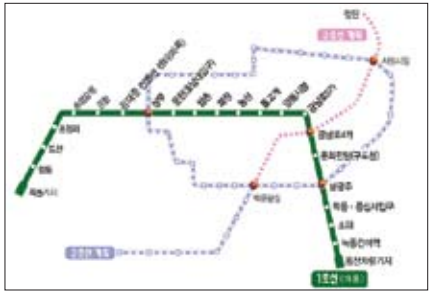

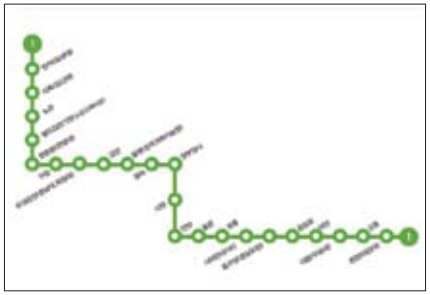

大邱

大邱都市鉄道公社 www.dtro.or.kr

光州

光州都市鉄道公社 www.gwangjusubway.co.kr

大田

大田都市鉄道公社 www.djet.co.kr

3_タクシー

タクシーは24時間運行する。車両の上部にいろんなカラーの表示ランプが付いているので、一般自家用車と容易に区別できる。タクシーに乗るためには、タクシー乗り場で待つか、道路で手を上げてタクシーを拾う。電話で呼び出すコールタクシーを利用するためには、タクシー代以外に別の手数料(通常1000ウォン)を払う必要がある。韓国には地域ごとにいろんなコールタクシー業者が営業をしているので、電話番号は周囲に聞けばすぐわかる。

(1) 一般タクシー

3~4人まで乗ることができ、料金メーター機が備え付けてある。基本料金は地域によって異なるが2,000ウォン~3,000ウォン程度である。00:00~04:00までは深夜割増料金が適用され、行政区域の境を越えるときも割増料金が適用される。例えば、ソウルからタクシーに乗って水原市まで行くと場合、メーター機料金の20%を追加して支払わなければならない。

(2) 模範タクシー

排気量3000cc以上の高級乗用車で営業するタクシー。大半がブラックカラーであり、首都圏を中心に運行する。通常、基本運賃が4,500ウォン(3km)と、一般タクシーより高い。その代わり、深夜・長距離利用でも割増料金は適用されない。

(3) 大型タクシー(コールヴァン含む)

最大9人まで乗れる大型タクシー。荷物が多いときや人数が多いときに利用すると便利である。全車両に呼出システムが付いており、いつでもどこでも電話をかけるだけで利用できる。基本運賃は模範タクシー同様4500ウォンであるが、ドライバーと乗客の交渉により運賃が決まることもある。

4_マイカー(自家用車)

ユーザー自身が自らの用途のために使用する自動車をいう。
自家用車の種類には、小さい軽自動車から大きい車まで多様な車種があり、価格も数百万ウォンから数千万ウォンまで様々である。

＊ 運転免許取得

多文化家族支援センター、警察署では、外国人や結婚移住者が無料で運転免許証を取得できるようにサポートしている。詳細は各地域の多文化家族支援センターや警察署に問い合わせたほうがよい。

運転免許取得手続きは以下の通りである。
① 交通安全教育
交通安全教育は、ペーパーテスト前まで免許試験場内の「交通安全教育場」または交通安全教育機関として指定された場所(自動車専門学院)で行われる。
② 身体検査
③ ペーパーテスト受付

必要書類	手数料
願書(写真3枚)、コンピューター用サインペン、住民登録証(身分証認定範囲) 代理申請するときは、代理人の身分証及び本人(委任者)の委任状を添付する	• 1、2種普通 6,000ウォン • 原動機4,000ウォン • 2種小型 6,000ウォン

④ ペーパーテスト
選択肢問題が40問ある。
⑤ 機能テスト受付
ペーパーテスト合格者や機能テスト不合格者が対象となる。

必要書類	手数料
願書(写真3枚)、住民登録証(身分証認定範囲) 代理申請するときは、代理人の身分証及び本人(委任者)の委任状を添付する	• 1、2種普通 15,000ウォン • 1種大型、特殊 15,000ウォン • 原動機 5,000ウォン • 2種小型 6,000ウォン

⑥ 機能テスト
教習所で直接車を運転して多様なコースを通過するテストを受ける。
* 初めて1種普通、2種普通機能テストを受ける者は、テスト前に3時間の機能教育履修が義務付けられている。

⑦ 練習免許の取得
機能テストに合格すると、道路走行練習ができるように練習運転免許が発行される。

⑧ 走行練習
道路走行テストの受験者は、練習免許取得後、運転免許を取得した日から2年を経過した人が必ず同乗し10時間の道路走行練習を受ける必要がある。

⑨ 道路走行受付
練習運転免許証を所持した者として10時間を超える道路走行練習を履修すると、道路走行テストの日時が指定される。

⑩ 道路走行テスト
道路走行テスト受付時に指定された日時に免許試験場に行って道路走行テストを受ける。

⑪ 運転免許証の発行
道路走行テストに合格すると、免許証(1種大型、1種普通、1種特殊、2種普通、2種小型、2種原動機付自転車)が発行される。

詳細は運転免許試験管理団に問い合わせる。
http://www.dla.go.kr　☎1577-1120

5_汽車

汽車は、航空機の次に早い交通手段である。主な都市にはほとんど汽車駅があり、バスや地下鉄のアクセスも便利。高速鉄道(KTX)、セマウル号、無窮花（ムグンファ）号の順でスピードは速く料金は高い。

(1) 韓国高速鉄道(KTX)

KTX乗車券は、駅の切符売り場、旅行会社、自動乗車券発売機またはインターネットwww.korail.comを通じて便利に購入できる。予約・発券は朝9時から、乗車する列車の出発2ヶ月前から1時間前までできる。予約した人と実際乗車する人が異なる場合には、予約した人に乗車券の支払い責任がある。

知っておくと便利

高速鉄道(KTX)は、京釜線と湖南線が運行されている。
- 京釜線: ソウル-龍山-光明-天安・牙山-大田-東大邱-密陽-亀浦-釜山
- 湖南線: ソウル-龍山-光明-天安・牙山-西大田-論山-益山-金堤-井邑-長城(光州)-松汀里-羅州-木浦
- 案内 ☎1544-7788

(2) セマウル号

無窮花号に比べて客車施設が整っており、停車する駅の数が少ないため、相対的にスピードが速い。乗車券は、駅の切符売り場、旅行会社、自動乗車券発売機またはインターネットwww.korail.comを通じて購入できる。

(3) 無窮花号

韓国鉄道公社のほぼ全路線で運行されている。全ての列車が全ての駅に止まるわけではなく、メイン路線では列車によって停車する駅が異なる選択停車システムを取り入れている。時間は節約しながら、できるだけ多くの駅に停車するためのシステム。

(4) 主な鉄道路線

- 慶北線 : 栄州−醴泉−店村−尚州−金泉
- 京元線 : 新炭里−漣川−漢灘江−逍遥山−議政府−龍山
- 京義線 : 都羅山−汶山−一山−ソウル
- 慶全線 : 三浪津−昌原−馬山−晋州−河東−順天−筏橋−宝城−和順−光州−松汀里
- 京春線 : 城北−磨石−清平−江村−春川
- 東海南部線 : 浦項−慶州−蔚山−海雲台−釜山鎮
- 嶺東線 : 栄州−奉化−汾川−承富−桶里−道渓−東海−正東津−江陵
- 長項線 : 長項−舒川−熊川−大川−広川−洪城−禮山−温陽温泉−天安
- 全羅線 : 益山−全州−竹里温泉−南原−谷城−求禮口−順天−徳陽−麗水
- 中央線 : 清涼里−八堂・陵内−楊平・龍門−原州−鳳陽−堤川−丹陽−豊基−栄州−安東−義城−永川−慶州
- 忠北線 : 鳳陽−忠州−清州−鳥致院
- 太白線 : 堤川−寧越−甑山−古汗・杻田・太白−栢山
- 湖南線 : 大田−西大田−論山−益山−金堤−井邑−長城(光州)−松汀里−羅州−木浦

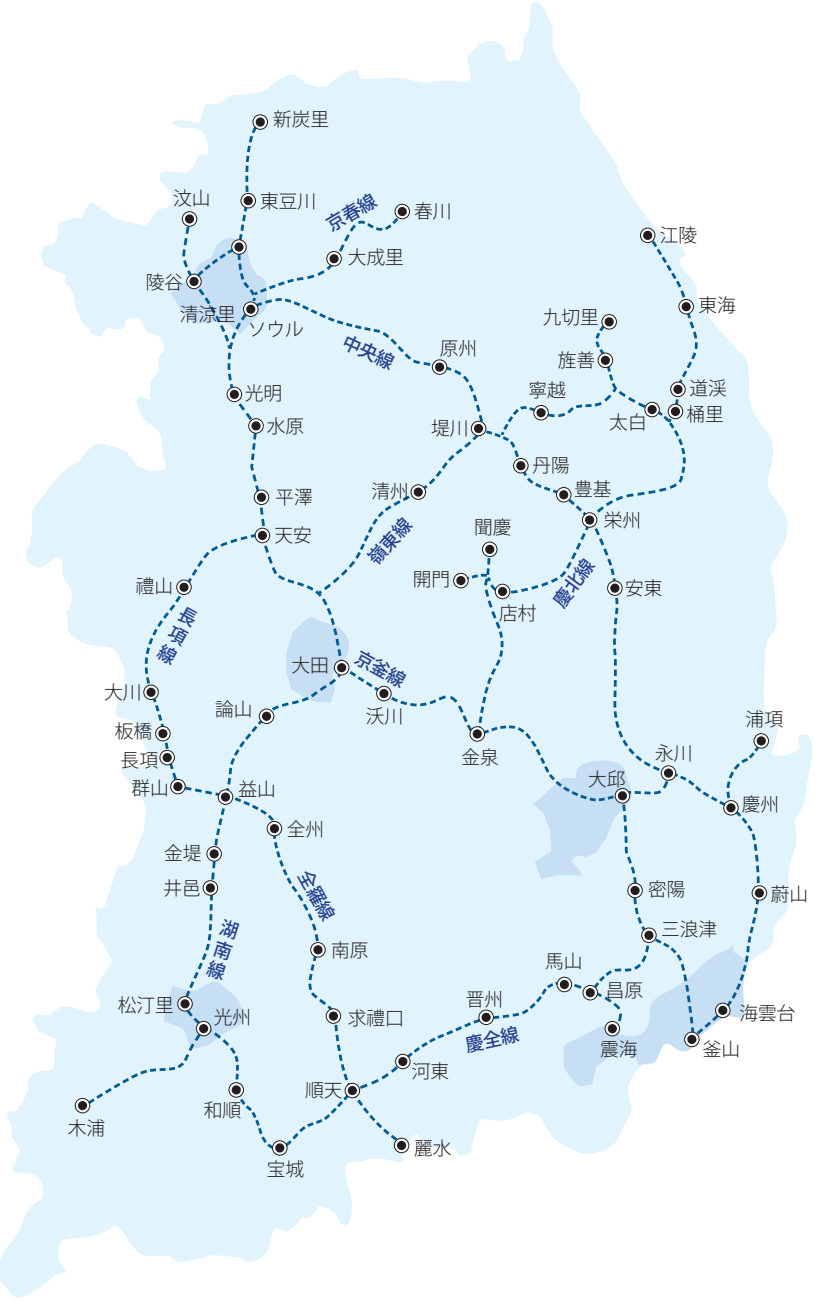

6_航空

比較的長距離を移動する場合、航空便を利用すると時間を節約できる。しかし、運賃が他の交通便に比べて高い。国内航空会社として、大韓航空、アシアナ航空、済州航空、イースター航空、ジンエアーがある。国内では主にソウル/仁川-釜山、ソウル/仁川-済州、ソウル/仁川-大邱、ソウル-蔚山、ソウル-光州、ソウル-鎮海、ソウル-江陵などを運航する。但し、済州航空やジンエアー、イースター航空は一部路線のみ運航する。

航空券は空港で購入でき、電話やインターネットなどを利用して航空会社や旅行会社でも購入することができる。

大韓航空

アシアナ航空

国際空港

空港名	電話番号	ホームページ
仁川国際空港	1577–2600	www.airport.kr
金浦国際空港	02–2660–2114	www.airport.co.kr/doc/gimpo
済州国際空港	064–797–2114	www.airport.co.kr/doc/jeju
金海国際空港	051–974–3114	www.airport.co.kr/doc/gimhae
清州国際空港	043–210–6114	www.airport.co.kr/doc/cheongju
大邱国際空港	053–980–5290	www.airport.co.kr/doc/daegu
襄陽国際空港	033–670–7114	www.airport.co.kr/doc/yangyang
務安国際空港	061–455–2114	www.airport.co.kr/doc/muan
光州国際空港	062–940–0214	www.airport.co.kr/doc/gwangju

国内空港

空港名	電話番号	ホームページ
群山空港	063–469–8345	www.airport.co.kr/doc/gunsan
麗水空港	061–689–6300	www.airport.co.kr/doc/yeosu
浦項空港	054–289–7399	www.airport.co.kr/doc/pohang
蔚山空港	052–288–7011	www.airport.co.kr/doc/ulsan
原州空港	033–344–3311	www.airport.co.kr/doc/wonju
泗川空港	055–831–9300	www.airport.co.kr/doc/sacheon

主な海外航空会社の連絡先

区　分	空港名	電話番号
中国	国際航空	02–774–6886
中国	南方航空	02–775–9070
中国	東方航空	02–778–0375
インドネシア	ガルーダインドネシア航空	02–773–2092/4
タイ	タイ航空	02–3707–0114
モンゴル	モンゴル航空	02–756–9760/1
フィリピン	フィリピン航空	02–774–3581
ベトナム	ベトナム航空	02–757–8920
ネパール	ロイヤルネパール航空	02–756–2161

6» 公共機関の利用

1_行政機関

日常生活を営む上で必要な行政機関には、邑・面事務所と洞住民センター、市・郡・区庁などがある。これらの行政機関では住民の健康と福祉、公共施設の管理、各種証明書の発行及び届出などのサービスを提供している。邑・面事務所と洞住民センターでは、文化講座など住民のための各種プログラムが運営される。

最近は、行政機関までわざわざ行かなくても、地下鉄駅の無人証明書発行機やインターネット(www.egov.go.kr)を通しても各種証明書を発行してもらえる。しかし、全ての証明書を無人発行機やインターネットを通じて発行できるのではない。インターネットを通じて証明書を発行するためには、書類をプリントできるプリンターと、本人確認のための公認認証書が必要である。重要な書類を発行するときは、あらかじめ確認しておく必要がある。

2_警察署(☎112)

詐欺や暴行、強盗などの犯罪被害にあったときや、交通事故にあったとき、またはそれを目撃したときには112に通報するか、直接警察署に行って伝える。公衆電話を使って通報するときは、緊急通話ボタン(赤色)を押すと112に自動でつながる。一般電話(固定電話)や携帯電話を使う場合には、局番なしで112とかければつながる。

犯罪被害を通報するときは、通報者の住所、名前、連絡先とともに、いつ、どこで、どういう被害を受けたかを説明し、犯人の服装や特徴、逃走方向などを詳細に話す。

3_消防署(☎ 119)

火事が発生したり、誰かを病院に急いで搬送しなければならないとき、またはそういう状況に出くわしたときには119に通報する。公衆電話を使って通報するときは、緊急通話ボタン(赤色)を押すと119に自動でつながる。一般電話(固定電話)や携帯電話を使う場合には、局番なしで119とかければつながる。

火事を通報するときは、火事が発生した場所、階数、種類と共に位置を特定できる周辺ビルなどを説明する。また、救急患者を搬送するときは、患者についての基本情報を正確に伝えると共に、119救助隊が到着するまで相談スタッフと一緒に万一の事態に備えるのが重要である。

4_郵便局

手紙や小包を送るときには、最寄りの郵便局を利用したほうがよい。郵便局では、国内郵便、国際郵便業務を行っており、銀行のような金融機関の役割も果たしている。国際郵便を利用する際には、国際特急郵便(EMS)を利用することもできる。

郵便サービスは 1588-1300、金融サービスは 1588-1900に問い合わせると、サービスの詳細を説明してくれる。

(1) 国内郵便サービス

郵便局宅配は通常、郵便物を受付けた翌日配達する。離島や山奥は郵便物の到着が通常よりかかる場合もある。料金は郵便物を配達する地域によって異なる。基準を超過する重量やサイズの郵便物を送るときには、超過分の料金を追加して支払わなければならない。

(2) 国際特急郵便

手紙や書類、商品などを世界130国へ安全に配達するサービスとして、最大30kgまで送ることができる。取扱い品目は、手紙や書類、信用状、書籍、金融機関の交換小切手、商品見本、カセットテープ、ビデオテープなど各種物品である。オーストラリア、フィリピン、アルゼンチン、バングラデシュなど、一部国は取り扱い重量を20kg 以下に制限している。また、国によって取扱いが禁じられている品目もあるので、あらかじめ確認しておく必要がある。

5_図書館

図書館は、書籍や視聴覚資料など様々な資料を収集・保管し、地元住民の学習や教養、生涯教育をサポートする機関である。大半の市・郡・区には図書館がある。図書館では無料で資料を閲覧、貸出できるうえ、多様な視聴覚資料も利用できる。最寄りの図書館は、市・郡・区庁に問い合わせると教えてもらえる。

知っておくと便利

国立中央図書館

- 利用時間 : 資料室 : 月~日曜日 9時~18時(夜間図書館 18:00~22:00)
- 休刊日 : 毎月第2週と第4週目の月曜日、日曜日を除く休日、その他館長が必要と認める日
- 筆記道具を除く個人携帯用品は保管箱に入れて入館する。
- 利用者登録(ホームページ) >利用証申込 >利用証発行 >入館 >資料室利用 >資料利用終了 >退館
- 交通アクセス : 地下鉄: ソウル地下鉄2号線・瑞草駅6番出口徒歩15分、7·9号線・高速バスターミナル駅5番出口徒歩10分

7” サービス施設

頭髪やひげなどを刈り整え、ヘアスタイルを変えたり染めたりするところをいう。男の人が利用するところを「理髪店(床屋)」、女の人が利用するところを「美容室(美容院)」という。

1_理髪店(床屋)

理髪店では男性の頭髪やひげを駆り整えてくれる。料金はサービスの内容によって異なるが、大概5,000ウォン~10,000ウォン程度であり、大都市の中心街にある理髪店はそれより多少高い。

2_美容室

美容室は本来、女性の空間であったが最近は男性も多く利用するようになった。パーマ、カット、ヘアカラーリング、ネイルケア、メイクサービスを利用できる。料金はサービスの内容によって異なるが、一般カットの場合には大概が8,000ウォン、パーマは20,000ウォンから100,000ウォン以上と様々である。

3_お風呂施設

韓国のお風呂施設は、「銭湯」「サウナ」「チムジルバン」に分けられる。

- 銭湯 : 浴槽とシャワーがある。料金は 3,000ウォン~4,000ウォン。
- サウナ : 浴槽とシャワー、休憩室などがある。料金は 4,000ウォン~5,000ウォン。
- チムジルバン : 浴槽とシャワー、休憩室、仮眠室などがある。浴室以外は男女兼用となっている。料金は 7,000ウォン~10,000ウォン。

– サウナやチムジルバンの利用料金には、休憩室、仮眠室、トレーニング室など内部施設の利用料が含まれている。食べ物や美容サービス、マッサージを利用するときは追加費用を支払うことになっている。あかすりもオプションサービスの一種。
– 浴室の大風呂の温度は43~45℃、チムジルバンの室内温度は40~70℃である。無料で利用できる乾式サウナは70~100℃、高温サウナは70~130℃。体質に合わせて適切に利用すると、体内に蓄積されている老廃物を体外に排出してくれる。ストレス解消や筋肉痛にも効果があるという。

知っておくと便利

韓国の風呂文化

韓国は風呂文化が発達している。大半の人が1〜2週に一度は銭湯などに行って、熱いお湯に身を沈めた後あかすりをする。
韓国では一緒に銭湯に行くことは、親しい仲であることを意味する。親しくないと裸で一緒にお風呂に入ることはなかなかできないものだ。こういう習慣に慣れない国の人なら、相当戸惑うかもしれない。たまに下着を履いたままお風呂に入って韓国人を戸惑わせる外国人もいるが、異なる文化の下では仕方ないことかもしれない。

知っておくと便利

お風呂に行ってはならないとき

体に特に異常がなくても、高温サウナのように熱い所に長時間いるのは避けたほうがよい。とくに、妊婦や心臓に問題がある人は絶対入ってはいけない。
汗をたくさんかくので、30分おきに水分を補充するのがよい。飲み水は大概無料で提供されるし、炭酸飲料なども販売している。
夜遅くまでお酒を飲んで、チムジルバンやサウナで仮眠をとり、翌日会社へ行く人もたまにいる。しかし、アルコールを飲むと体内の水分が足りなくなるため、高温サウナに入って汗をかくのは体に良くない。
皮膚疾患や伝染病を患う人は、公衆浴場に絶対行ってはならない。

公衆浴場の利用方法

① 浴槽に入る前に軽くシャワーを浴び髪を洗う。
② 5~10分ぐらい大風呂の熱いお湯に身を沈める。
③ 浴槽から出てあかすりをする。
④ 好みに合わせて水風呂に入ったり高温サウナに入ったりする。
⑤ 最後にもう一度軽くシャワーを浴びる。

公衆浴場でのエチケット

下着を履いたまま浴槽に入ったり、浴槽の中であかすりをしたりしない。洗濯物を洗わない。

外国人
住民向け
生活情報

V
妊娠と育児

120 **妊娠と出産**
120 妊婦が必ず受けるべき検査
120 元気な赤ちゃんを出産するために
122 妊婦向けの保健所サービス
124 出産(お産)
125 **乳幼児の健康管理**
125 乳幼児の発達段階
126 予防接種
128 保健所の予防接種
129 **乳幼児の保育及び幼児教育**
129 保育及び幼児教育
130 保育料及び幼稚園教育費の援助
134 農業者や漁業者向けの乳幼児養育費の援助

1» 妊娠と出産

1_妊婦が必ず受けるべき検査

妊婦の健康管理のために、妊婦が受ける必要があるという検査は以下のものである。このほかにも妊婦や胎児の健康状態に応じて、より精密な検査を受けることも可能である。

妊婦が受ける必要がある検査項目と内容

血液検査	一般血液検査	血液の中のヘモグロビン、赤血球、白血球の数や形から貧血、エイズ、 風疹などの疾病の有無をチェックする。
	血液型検査	AABO式と Rh式血液型を確認する。.
	梅毒検査	胎児の死亡や流産の原因となる梅毒をチェックする。
	肝炎ウィルス検査	感染しているか否かをチェックする。妊婦が感染すると胎児も感染する可能性が高い。
尿検査		尿に含まれるというたんぱく質や糖を確認して、妊娠中毒症や糖尿病などを診断し、尿路感染症の有無も確かめる。
超音波検査		子宮内部の様子を観察する超音波検査により、胎児の発育状態、胎児の位置や形、奇形有無などがわかる。

2_元気な赤ちゃんを出産するために

- **健康なママから健康な赤ちゃんが生まれてくる。**
  妊娠を計画しているなら、まずは健康管理から始めよう。そして、病気にかかっている人は専門医に相談して治療を受けよう。

- **薬剤の使用には細心の注意を払う。**
  薬物は胎児に悪影響を及ぼす。とくに、妊娠初期は胎児の手、足、心臓、中枢神経系などが発達する時期である。そのために、細心の注意が必要である。風邪薬を飲むときも医者に相談したほうが良い。
- **禁煙・禁酒は絶対守る。**
  タバコやお酒は胎児の成長を妨げ、知能低下や奇形をもたらす。したがって妊娠中には少量でもお酒を飲んだりタバコを吸ってはいけない。男性も元気な精子を作り出すためにはお酒を飲まないほうがよい。
- **カロリーやたんぱく質、無機質、ビタミンを十分摂取する。**
  毎日の食事をきちんと取っているならば、別に栄養剤などを服用する必要はない。栄養摂取に異常がなければ、妊娠初期の4ヶ月間は月1kg、後期の6ヶ月は月2kgで合計13kgぐらい体重が増える。但し、鉄分は妊娠5ヶ月目から別途補給する必要がある。
- **無理をすることは禁物。**
  過酷な重労働や転倒の可能性がある危険な動作は避ける。普通の日常生活を送るよう心がけながら、軽い運動を規則的にしたほうがよい。
- **定期的に診察を受ける。**
  妊娠中は医師の指示に従い、定期的に診察を受ける。妊娠期間中、医療機関での検診を通じて、妊婦や胎児が持っているリスク要因を早期に発見し予防できる。

知っておくと便利

韓国の胎教

韓国では伝統的に妊娠期間中の妊婦の振る舞いや心持ちが胎児に情緒的、心理的、身体的な影響を及ぼすとされてきた。胎教といって、健康な子を授かるためには、母体の健康にも気を配ると共に、言葉遣いや振る舞いにも気をつけることを重要視してきた。また、食べ物や振る舞いにも気をつけ、健全に物事を考えることが大事にされてきた。韓国人の家族や親族らが胎教のためといってアドバイスをすることに対し、プライバシーを侵害するものと思ったりストレスを感じるかもしれない。しかし、これは文化的な違いによる部分が大きいので、よく話し合って解決したほうが良い。

3_妊婦向けの保健所サービス

女性結婚移住者は、妊娠をすると保健所で無料で健康管理を受けることができる。保健所へ行くときは、外国人登録証を必ず持参する。とくにハイリスク妊婦*の場合、保健所や医療機関の細心な管理が必要である。

＊ハイリスク妊婦
若すぎる10代の妊婦や高齢の妊婦(20歳未満及び35歳以上)、高血圧、糖尿病などの疾病を抱えている場合、未熟児や先天性異常児を出産した経験のある妊婦のことで特別な管理が必要である。

(1) 産前の無料検診

妊婦は保健所で妊娠の早期診断検査、尿検査(糖尿、たんぱく質)、血液検査(ヘモグロビン・赤血球・白血球検査、血清梅毒検査、肝炎ウィルス検査、血液型検査)を受けることができる。これらの検診は、保健所に登録するだけで受けられる。

(2) お産の準備教室など各種教育プログラム

- 母乳授乳教室、妊婦体操教室、出産準備教室、赤ちゃんマッサージ教室などを運営する。
- 妊娠、胎教、分娩関連の書籍及びCD、ビデオなどをレンタルすることも可能。

(3) 鉄分栄養剤の提供

5ヶ月以上保健所に登録している妊婦に鉄分栄養剤を提供する。

(4) 妊婦と乳幼児の補充栄養管理

栄養状態が悪い妊婦や低所得階層の女性結婚移住者、乳幼児は、バランスの取れた栄養と健康を維持できるようにする栄養教育と必要な補充食品を支援してもらえる。

区分	支援内容
支援対象	• 所得が最低生計費対比 200%未満の所帯 • 妊婦·出産授乳婦·乳幼児(6才以下) • 栄養的リスク要因(貧血、低体重、成長遅延、栄養不良)を1つ以上持っている者
支援内容	• 補充栄養食品パッケージを無料支援 – お米、ジャガイモ、卵、ニンジン、牛乳、黒豆、わかめ、ツナ缶、ミカンなど、対象者の栄養状態に応じて適切な食品を提供 • 無料栄養教育 – 個別相談及び集団教育、家庭訪問教育を実施 – 少なくても月に1度以上の面談を原則としている – 会社勤めの人のために夜間・土日にも行う
申込方法	• 受付先: 保健所 • 必要な書類 – 居住地確認書類: 住民登録謄本又は外国人登録証や家族関係証明書、健康保険証写し – 所得確認書類: 健康保険料の納付領収書又は国民基礎生活保障対象証明や医療給与受給者証明など

妊婦と乳幼児の補充栄養管理事業は、一部の保健所でのみ試験的に行われているので、事前に確認する必要がある。
保健所に直接行って確認するか、電話で確認することもできる。

4) 出産(お産)

近年は産科で出産するのが一般的な流れとなっている。保健所で出産前の健康管理を受けてきた妊婦さんでもお産は普通の病院・医院で行うことが多い。出産の準備は体調の良いとき、お早めにかつ念入りに手抜かりなく行うことが大事です。
出産にも様々なスタイルがあるが、代表的なものに自然分娩と帝王切開がある。

(1) 自然分娩

- 薬物や機械の力を借りず、自然に陣痛が始まり産道を通って赤ちゃんが出てくる出産方法。お産の進行を助けるために会陰切開を行うこともある。
- 長時間が経過してもお産が進まない場合には陣痛促進剤を使用することもある。分娩の所要時間は初妊婦では10時間以上、経産婦ではその半分の5時間ぐらいといわれている。
- 出産時の痛みはひどいが赤ちゃんが生まれてしまうと痛みがきれいになくなる一番ベストな分娩方法です。また、入院する期間も2泊3日で短く費用も安い。

(2) 帝王切開

- 自然分娩が困難なときは帝王切開分娩を行う。高齢出産や児頭骨盤不均衡、骨盤位（逆子）など、分娩の危険性が高い場合に適応とされる方法。
- 帝王切開は手術をすることなので、いろんな合併症を引き起こす恐れがある。したがって、やむを得ない場合を除いては自然分娩をするのが望ましい。
- 帝王切開分娩は入院期間も長く(1週間)費用も高い。

> ! 近くの多文化家族支援センターや保健所、外国人労働者支援センター、移住女性緊急支援センターなどの機関に連絡すると通訳・翻訳サービスの支援が受けられる。

2» 乳幼児の健康管理

乳幼児期は身体発育が旺盛な時期であり、母胎から受け継ぐ免疫力が低下するため、病気にかかりやすい時期である。この時期には保健所で乳幼児の健康管理及び予防接種(必須)を無料で受けることができる。

1_乳幼児の発達段階

(1) 体重

出生時 3kg、6ヶ月にその2倍(6kg)、1年に3倍(9kg)

(2) 身長

出生時約 50cm、1年に 1.5倍(75cm)

(3) 身体発達

4ヶ月	首が据わり、左右にコロコロすることができる
5ヶ月	寝返りができる(腹部→背中)
6ヶ月	寝返りができ(背中→腹部)、うつ伏せになったまま両腕で自分の体重を支えることができる
7ヶ月	手をついてほんの少しの間、姿勢をキープすることができる
8ヶ月	一人すわりができる
9ヶ月	ハイハイする
10ヶ月	つかまり立ちができる
12ヶ月	つたい歩きができる

知っておくと便利

育児葛藤_ 子育ての過程では、育児に対する考え方の違いにより、家族の間でトラブルが発生することもある。韓国の家庭では若い父母と祖父母の間でその種のトラブルがよく発生する。こういうときは家族間でよく話し合って解決するのがよい。

子育てトラブルの例_
- 食べ物やミルクは赤ちゃんがほしがる時に飲ませる ↔ 時間に合わせて飲ませる
- たくさん食べさせたほうがよい ↔ 適量を食べさせたほうがよい
- 泣く子をすぐおんぶしてあげる ↔ すぐおんぶすると癖になるから良くない
- 腸を強化するためには冷たいミルクを飲ませたほうがよい ↔ 冷たい食べ物は腸を刺激する

2_予防接種

予防接種とは、伝染性疾患を予防するために、伝染性疾患の予防に有効な注射剤を赤ちゃんに投与することをいう。

(1) 予防接種前の注意事項

- 予防接種はなるべく午前中に受けたほうがよい。接種後、異常が生じたときはすぐ病院にいけるから。
- 育児手帳を必ず持参していく。接種後にはその内容を必ず記録しておく。
- 熱がないことを確認する。
- 体を清潔にして連れて行く。
- 赤ちゃんの健康状態を一番良く知っている親が直接連れて行く。

(2) 予防接種後の注意事項

- 接種部位を5分以上もんで予防薬が良く浸透するようにする。
- 接種した日は入浴させない。
- 接種部位を清潔に保つ。
- 接種後3時間ぐらいは赤ちゃんをよく観察する。
- 接種後、熱を出したり痙攣を起こしたときは、すぐ病院に連れて行く。

(3) 予防接種の種類と接種時期・回数

分類	対象伝染病		ワクチン	接種回数	時期
国家必須予防接種	結核		BCG	1回	生後4週以内(1回)
	B型肝炎		HepB	3回	0-1-6ヶ月(3回)
	ジフテリア、破傷風、百日咳		DTaP	基本4回、追加1回	2-4-6ヶ月(3回) 追加15~18ヶ月 満4~6才
			Td	追加1回	追加 満11~12才
	小児麻痺(ポリオ)		IPV	基本3回、追加1回	2-4-6ヶ月(3回) 追加 満4~6才
	はしか、おたふくかぜ、風疹		MMR	基本1回、追加1回	12~15ヶ月(1回) 追加 満4~6才
	日本脳炎		JEV	基本3回、追加2回	12-24ヶ月(2回) 2次接種 12ヵ月後 3次接種 追加 満6才、12才
	水痘		Var	1回	12~15ヶ月(1回)
	インフルエンザ	優先接種勧奨対象者	Flu	6ヶ月~9歳未満 2回、以後毎年1回	6ヶ月以上
	腸チフス	ハイリスク群に限って接種	経口用	3~4回	6才以上
			注射用	基本1回、追加1回	2才以上
	腎症候群出血熱			3回	0ヶ月
その他	B型ヘモフィルス-インフルエンザ		Hib	4回	2-4-6ヶ月、 12~15ヶ月
	A型肝炎		HepA	基本1回、追加1回 (基本接種後 6~12ヵ月後)	1~16才
	肺炎レンサ球菌		PCV	1~4回	2、4、6ヶ月 追加 12~15ヶ月

1_保健所の予防接種

保健所では必須予防接種群に対する予防接種を無料で行っている。保健所に行くときは母子保健手帳(妊婦手帳、子供健康手帳)を持参する必要がある。

・ B型肝炎の縦感染予防事業

B型肝炎にかかっている母体から生まれた赤ちゃんは肝炎にかかる可能性が高い。そのため、感染予防のための免疫グロブリン1回接種、B型肝炎予防接種3回及び抗原・抗体検査に必要な支援(費用)を受けることができる。

申込方法

- 政府では「B型肝炎予防手帳」を全国の産婦人科などを通して配布している。これにはクーポンが含まれている。
- 妊婦がB型肝炎の抗原陽性検査の結果を提出すると、この手帳が支給される。
- B型肝炎にかかっている妊婦は、新生児の予防接種を受ける際、クーポンを医療機関に提出すると無料で接種を受けられる。

・ その他のサービス

その他のサービスとしては、乳幼児健康検診*、乳幼児の発達検査、歯の管理、視力管理、赤ちゃんマッサージ教室、離乳食教室、応急手当教室などの教育プログラムがある。これらのプログラムの開設は、保健所によって少し異なるので、事前に確認する必要がある。

＊ 乳幼児健康検診
生後6ヶ月、18ヶ月の乳幼児を対象に、血液検査や尿検査を行う。

3» 乳幼児の保育及び幼児教育

1_保育及び幼児教育

就学前の幼児は、保育施設や幼稚園で保育又は教育を受けることができる。

(1) 保育施設

- 保育施設は、満0才から満5才までの児童を預かり養育する施設として、「ＯＯ子供ハウス」と呼ばれることが多い。
- 保育時間は、原則として平日午前7時30分~午後7時30分までである。しかし、施設によって延長保育、24時間保育を実施するところもある。
- 乳幼児が健康かつ安全に、正しい生活を送る上で必要な教育と、身体、社会、言語、認知、情緒など発達に必要な教育が行われる。
- 保育料は保育時間、子供の年齢、保育施設の種類によって異なる。通常、月17~38万ウォン位。

(2) 幼稚園

- 幼稚園は満3~5才の幼児のための学校機関である。
- 教育時間は午前9時~午後2時まで。共働き家庭の子供のために終日運営している幼稚園は午前7時~午後8時まで。
- 幼稚園教育の対象となる幼児期には、発達の特性上、小学校のように国語、数学、体育、音楽、美術といった教科目中心の教育活動を行わない。主に、幼児発達の特性や興味、要望などを考慮し、生活上のテーマを中心に統合教育を行っている。
- 教育費は、国立・公立幼稚園は月2~5万ウォン、私立幼稚園は月18~25万ウォン弱である。

2_保育料及び幼稚園教育費の援助

就学前(満5才以下)の子供は、年齢によって保育施設(満0～満5才)や幼稚園(満3～満5才)に通うことができる。子供が保育施設や幼稚園に通っている場合、親の所得水準に応じて保育料又は幼稚園教育費の援助を受けることができる。

(2) 保育料援助

保育施設(子供ハウス)は、0才から満5才以下の子供を養育する機関である。子供が保育施設に通っている場合、政府は保育料を援助している。

・対象

満5才以下の子供が保育施設に通い、以下の項目に該当する場合、保育料援助が受けられる。

- 親の(1ヶ月あたり)所得認定額(家族の財産と所得を考慮し、政府が算出する所得)が、乳幼児家庭の所得下位70%(基準額は政府が毎年決める)より少ない所帯が援助対象となるが、その程度は各所帯の所得水準によって異なる。(所帯の所得認定額が所得下位50%に当たる場合、政府が保育料を全額負担することになっている)
  ※ 結婚移住者の子供の国籍が韓国である場合、同じく適用される。
- 障害児(満12才以下の子供で、小学校<特殊学校>へ入らず保育施設に在籍している障害児童)は、親の所得水準に関係なく、保育料全額を政府が負担する。

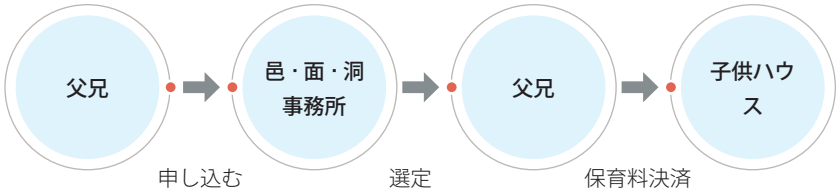

- 申請方法: 保護者(親又はその他の保護者)が保育料申込書と関連書類、アイサランカード入会書を住所地を管轄する市庁、郡庁及び区庁、邑・面・洞の住民自治センターへ提出する。
- 必要書類: 所得及び財産関連証明書

> ! 援助対象者に選ばれると、アイサランカードが発行され、子供が保育施設を利用する際、毎月アイサランカードで保育料を決済することになる。(親が負担する費用のほか、政府が支援する費用もアイサランカードで支払う)

(2) 幼稚園教育費の援助

就学前の満3~5才の幼児が幼稚園に通う場合、親の所得水準に応じて、国が幼稚園教育費を補助する。

・対象

満5才以下の子供が幼稚園に通い、以下の項目に該当する場合、教育費援助が受けられる。

- 乳幼児がいる所帯の所得下位70%以下まで援助を行う。
- 満5才児の無償教育費は均等支援し、満3・4歳児の差等教育費は所得水準と年齢に応じて支援する。
- 障害児は、親の所得水準に関係なく、幼稚園教育費全額を国が負担する。

・支援金額

幼稚園教育費は児童の年齢と幼稚園の種類によって異なる。

① 幼稚園に通う子供の年齢が満3~4才の場合

- 乳幼児を抱える所帯の所得下位70% 以下の子供のうち、満3~4才の児童は親の所得水準に応じて教育補助費の支援を受ける。
- 国民基礎生活保障対象者と低所得母子家庭の子供、そして月平均所得が乳幼児を抱える所得下位50%以下の家庭の子供は国・公立幼稚園教育費の全額を国が負担する。

② 幼稚園に通う子供の年齢が満5才の場合

- 乳幼児を抱える所帯の所得下位70% 以下の子供のうち、就学前満5才の幼児は無償教育費の支援対象となる。(法定低所得階層と月平均所得以下のその他の低所得階層)
- 就学対象の幼児のうち、就学が猶予された満5才の幼児は、無償教育費支援を再度申請できる。(就学猶予確認書を提出した者に限る)
- 小学校へ早期入学する予定の幼児(満4才)の場合、満5歳の無償教育費の支援を受けることができない。

③ 2人以上の子供が同時に保育施設や幼稚園に通う

- 親の月平均所得認定額が、乳幼児を抱える所帯の所得下位70%以下の場合には、幼稚園に通う子供全員①同様の支援を受けることができる。
- 二人目の子供からは所得下位60~70%の場合、政府支援単価の40~50%までの幼児の幼稚園教育費は、追加で支援が受けられる。

・申請方法

- 幼稚園教育費の支援は、幼児の親に提供するものではない。政府が幼児が通う幼稚園に該当教育費を直接振り込む。
- 保護者(親又はその他の保護者)が幼稚園教育費申請書と関連書類(所得及び財産関連証明書)を、住所地を管轄する市庁や郡庁、区庁、邑・面・洞の住民自治センターに提出する必要がある。

・申請手続

- 申請手続: 保護者(親又はその他の保護者)が幼稚園教育費申請書と関連書類を、住所地を管轄する市庁や郡庁、区庁、邑・面・洞の住民自治センターに提出する必要がある。
- 必要書類: 所得及び財産関連証明書

3_農業者や漁業者向けの乳幼児養育費の援助

農業や漁業を営む者として、満5才以下の子供が保育施設や幼稚園に通っている場合、農業者と漁業者向けの乳幼児養育費の援助を受けることができる。また、子供が保育施設や幼稚園に通っていない場合でも、家庭育児費用の支援を受けることができる。

・対象

下記の条件に全て当てはまる場合のみ支援が受けられる。

- 農漁村地域又は準農漁村地域に住所を置き、実際居住している
- 所有農地の総面積が5ha 未満の農家・漁家のうち、満5才以下及び就学を猶予した満6才幼児を抱えている
- 対象幼児の親など養育負担者が農漁業のほか専業的な職業なしに農漁業活動に実際従事している
- 対象幼児の親など養育負担者の農漁業のほかの所得が年間3,500万ウォン未満の農家・漁家

除外対象
政府から類似支援を受けている者や、職場保育施設の設置を義務付けられている事業場から職場保育施設の未設置による保育手当てを受けている場合

・申請方法

支援対象となる農漁業者が、申請書に里長または統長及び農地所在地付近の農漁業者2人の証明を受け、邑・面・洞の住民自治センターに提出する必要がある。

Memo

外国人
住民向け
生活情報

VI
子女の教育

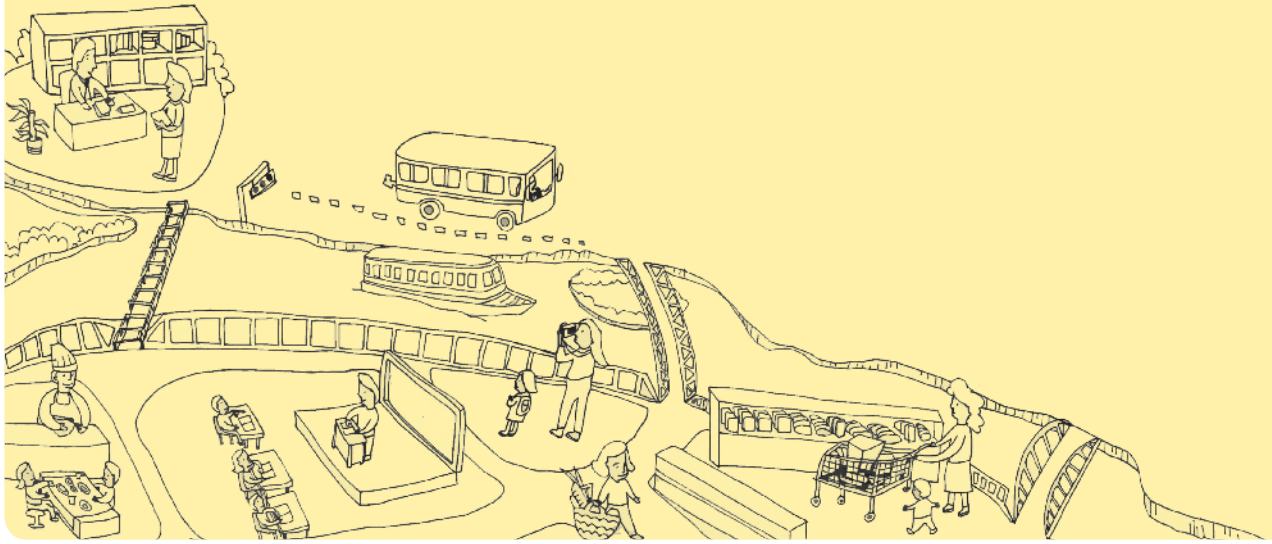

138 **韓国の教育制度**
138 教育課程について
138 教育課程の運営
139 **小学校の教育**
139 小学校入学の案内
142 入学準備
144 入学初期の学校生活の適応指導
149 **中学校の教育**
149 教科科目による学習内容
150 中学校の裁量活動
151 中学校の特別活動
157 **高校教育**
157 高校の種類
158 生徒福祉
162 **大学教育**
162 大学の種類
163 奨学金

1» 韓国の教育制度

1_教育課程について

韓国の教育課程は、小学校6年、中学校3年、高校3年、大学4年(専門大学(日本の短大)は2年)に構成されている。小学校6年と中学校3年は義務教育期間で、この期間は学費が無料である。

2_教育課程の運営

1年を2つの学期に分けて教育プログラムを運営する。1学期が終わると約1ヶ月の夏休みがあり、2学期が終わると新しい学年が始まるまで約2ヶ月の冬休みと学期末の休みがある。一般的に、1学期は2月末～3月初、2学期は8月末～9月初に始まる。

知っておくと便利

外国人学校

外国人学校は、国内に滞在している外国人の子女と、外国で一定期間滞在してきた内国人の子女の教育のための機関である。ほとんどソウル、仁川、京畿地域にある。外国人学校は学費が一般学校より高いのが普通で、 入学するためには一定の条件が必要であり、入学試験がある学校も多い。

・ 入学要件

一般的に、外国人学校に入学するためには次の条件のうち1つ以上に当てはまらなければならない。

– 外国の市民権者　– 外国の永住権者
– 外国で3年以上居住した韓国人　– 両親のうちの一人が外国市民である子女

・ 準備すべき書類

一般的に志願書と前の学校の成績表、推薦書などが必要だが、準備すべき書類は学校ごとに異なるため、前もって確認しなければならない。

2» 小学校の教育

小学校家庭は6年である。満6歳から小学校に通うことができる。小学校では国語、数学、バルンセンファル(正しい生活)、スルギロウンセンファル(社会、自然科目)、ズルゴウンセンファル(音楽、美術、体育)などの科目を勉強する。初等教育は義務教育かつ無償教育である。両親が子供を小学校に通わせない場合、その保護者が処罰されかねない。

1_小学校入学の案内

(1) 入学(就学)対象者

– 小学校入学対象者は1月1日から12月31日まで生まれた児童で、年齢が満6歳に達する児童である。
– 就学義務猶予者など、前年度の未就学児童も含まれる。
– 早期入学ですでに就学している児童は除外される。

※ 2010学年度新入生の場合、2003. 1. 1 ~ 2003. 12. 31出生の児童
2011学年度新入生の場合、2004. 1. 1 ~ 2004. 12. 31出生の児童

(2) 小学校就学の手続き

小学校入学手続きは、大きく５つの過程に要約できる。

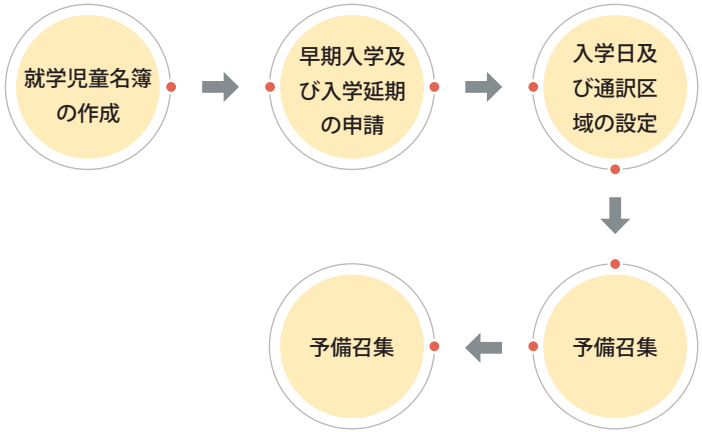

国立小学校は教育大学または師範大学の付設小学校を意味する。国立・私立小学校の就学手続きは、公立学校とは少し違う点がある。国立・私立小学校は公立学校より新入生の選抜が先に行われるため、国立・私立小学校への進学を希望していない児童は公立学校に進学すればよい。

国立・私立小学校の就学日程は学校によって異なるので、就学を希望する学校に直接申し込み、または学校のホームページを参考すること。

(3) 早期入学·入学延期·追加入学

- 早期入学：１月1日から１２月３１日まで年齢が満５歳に達する児童で、早期入学を希望する場合に限って(１年の早期入学のみ可能)可能である。
  ※ 2010学年度新入生の場合、2004. 1. 1 ~ 2004. 12. 31出生の児童が申請できる。
- 入学延期：1月１日から１２月３１日まで年齢が満６歳に達する児童で、次年度に入学を１年延期することを希望する場合がそれにあたる。
  ※ 2010年度新入生の場合、2003. 3. 1 ~ 2003. 12. 31出生の児童で、2011年度(2011. 3. 1 入学)に就学することを希望する児童がそれに当たる。.
- 申請手続き：子女または児童の保護者は、その行政区域の長に早期入学申請書または入学延期申請書を提出する。
- 申請期間：毎年10月1日 ~ 12月31日

留意すべき点:早期入学や入学延期は学校長の判断の手続きを経ず、児童の父兄の選択によって確定されるため、慎重に判断しなければならない。

- 追加入学: 就学年齢に達した児童が疾病またはやむを得ない事由(失踪、行方不明)などで入学免除もしくは通常の期日での入学ができなかったり、国外居住や在外国民の子女で通常の期日での入学ができなかった児童の入学のことである。

住民登録抹消、無戸籍、国内不法滞在児童の就学

- 義務教育対象児童に教育を受ける権利が保障されるよう、行政区域の長や学校長は住民登録抹消、無戸籍、国内不法滞在児童の就学のために努力している。
- 基礎生活保障番号、賃貸借契約書、居住確認保障書、家族関係証明書、出入国事実証明、外国人登録事実証明などを通じて居住事実が確認された場合、未就学児童の入学を認めている。

2_入学準備

学校への入学は、子供にとってとても嬉しいことであると同時に負担なことでもある。両親は子供が楽しく学校に行ってうまく適応できるよう、家庭で予め激励し、準備させなければならない。

・服(服装)
学校生活で不便を感じないよう、簡単で動きやすい服を着せて登校させる。

・カバン
カバンは背負い式の、大きすぎないものを準備する。複雑すぎる柄や流行のキャラクターカバンよりは、単純でスマートなカバンを準備した方がよい。

・鉛筆、筆箱、消しゴム
筆箱は複雑すぎない簡単なものにし、ゲーム機能があるものは避けること。学年初には2Bの鉛筆(濃い芯)を使った方がよい。2～3本ほど前もって用意し、消しゴムは1個でよい。シャープペンは高学年になってから使うこと。

・ノート
ノートは1～2学年用を用意する。お知らせ帳、総合ノートは前もって用意し、他のノートは担任の先生の案内を聞いて用意した方がよい。
(例) 書き取り用ノート、お知らせ帳、総合ノートなど

・クレパスと色鉛筆
1年生には12色程度が適合。

・靴袋と上履き
靴袋は運動靴が入るほどの大きさが適合で、上履きは白色、薄紅色、明るい空色など様々な種類がある。歩きにくいものや大きすぎるものは避けるべきで、靴屋または学校の前の文房具屋で購入できる。
(ただし、上履きを学校の物入りに入れておく場合は靴袋が不要。)

知っておくと便利

入学前に知っておくべきこと

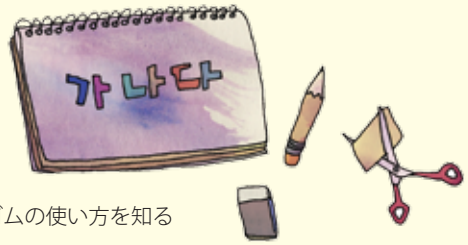

- 学校の名前を知って、話せる
- 家族と自分の名前を書ける
- ハングルの子音と母音の勉強
- 基本数字を知る(1~10)
- 鉛筆、クレパス、ハサミ、消しゴムの使い方を知る
- 色鉛筆で円、縦線、横線を描く
- 色の名前を知る
- 自分のものと他人のものを区別する
- 家の住所と電話番号を覚え、電話をかけることや電話に出ることができる
- 食事の基本マナー

3_入学初期の学校生活の適応指導

• 学校に対して良い印象を与える

– 学校に恐怖を持つ子供がいる。このような子供には、前もって学校に行って1学年の教室を見回ったり、いろいろなところを見回りながら、学校は楽しいところだということを教えてあげる。
– 学校には守るべき規則があることを事前に教える。
– たくさんの友達やお兄ちゃん、お姉ちゃんに会えるところだと教えてあげる。

• 先生は学校生活をサポートしてくれる人

– 学校の先生は知りたいこと、知るべきことを教えてくださる方だと教える。
– 先生の好きな子はどのような子なのかについても一緒に話しておく。
(ルールをきちんと守る子、約束をきちんと守る子など)

• 自分のことは自分でする

– 子供にリストを渡してカバンに入れてみるようにし、文房具を整理する方法やカバンを整理する方法を練習させることで自分の物を整理する練習をさせる。
(洗顔する、整理整頓は自分でする、トイレを正しく使うなど)

• 健康な体で学校に行く

– 口の中や目、鼻、耳などに病気がないか予め検査を行い、治療をする。
– 子供が特別な食べ物にアレルギーがあったり、持病がある場合は担任の先生に前もって言っておく。
(牛乳アレルギー、アトピー、腸炎など)

• 安全な通学の仕方を知る

– 歩いて通学した方が好ましく、通学路を十分に確認する。
– 通学路の安全のため、右側通行、横断歩道、交通信号などを理解させる。
– バスを利用する際には、順番によって乗車すること。
– バスで降りると、バスのすぐ前や後ろで道路を横断しないこと。
– 歩道橋や地下道がある場所では、歩道橋や地下道を利用して道を渡ること。
– 横断歩道では走らないこと。
– 交通整理員がいる場合、指示に従うこと。
– 渡り始めた時に信号が変わると元の位置に戻り、中央よりもっと渡っていた場合は早く渡る。

放課後活動支援

低所得家庭や共働き夫婦の子女に、親の代わりに放課後保育及び教育サービスを支援する。放課後学校(各学校)、地域児童センター、青少年放課後アカデミー、放課後保育(保育施設)などを通じて、小学校に通っている児童を始め、小・中・高校生の放課後教育活動と宿題指導を支援する。

放課後保育及び教育サービスを提供する機関

区分	地域児童センター	青少年放課後アカデミー	放課後学校	放課後保育
対象児童	低所得層児童中心(18歳未満)	基礎生活需給対象など、家庭事情が厳しい青少年中心 小(4~6学年)、 中(1~2学年)	小·中·高校生	低所得層の小学生(小1 ~ 6年生)
運営時間	週5日、 1日8時間以上	• 平日: 15:00~22:00 • 土曜日: 12:00~19:00 • 授業のない土曜日: 09:00 ~14:00	市·道教育庁ごとに運営	1日4時間以上
サービス内容	保護及び学習指導、給食、相談、地域社会連携など統合サービス	特機適性教育、補充学習、給食など総合サービス	課題指導、遊びの指導、相談活動、素質開発、生活指導など	保護及び学習指導
利用者負担	無料	• 基礎生活需給対象者青少年 : 無料 • 一般青少年: 有料	市·道教育庁に問い合わせ	地域別保育施設に問い合わせ
問い合わせ先	全国地域児童センター 勉強部屋協議 ☎02-732-7979 www.jckh.org	全国各地域の 青少年修練施設 青少年放課後アカデミー ☎02-6430-0908 www.youthacademy.or.kr	市·道教育庁	中央保育情報センター ☎02-701-0431~2 www.educare.or.kr

インターネット学習サイト

インターネット学習サイトは宿題の手助けになるだけでなく、好きな時間に好きな科目を好きなだけ勉強できるメリットがある。全国の市・道教育長が無料で運営しているサイバー家庭学習サイトと、民間機関の有料学習サイトを紹介する。

市·道教育長開設 サイバー家庭学習サイト

地域名	サイト名	サイト住所
ソウル	Kkulmat.com	www.kkulmat.com
釜山	釜山 サイバースクール	cyber.busanedu.net
大邱	濟州 e Study	estudy.dgedu.net
仁川	仁川 e School	cyber.edu-i.org
大田	大田 サイバー家庭学習	www.edurang.net
蔚山	蔚山 サイバー家庭学習	home.go.kr
京畿	ダノピ	danopy.kerinet.re.kr
江原	江原 Eduone	www.gweduone.net
忠北	忠北 教授学習支援センター	www.cbedunet.or.kr
忠南	忠南 サイバー家庭学習	cell.cise.or.kr
全南	全南 サイバー家庭学習	cyber.jnei.or.kr
全北	全北 e School	cyber.jbedunet.com
慶南	慶南 サイバー家庭学習	www.gnedu.net
慶北	慶北 サイバースクール	cyber.gyo6.net
光州	光州 サイバー家庭学習	www.gedu.net
濟州	濟州 e Study	www.jejuestudy.net

小学生のための有料学習サイト

サイト名	サイト住所	主要内容
Wisecamp	www.wisecamp.com	担任の先生の映像を通じた指導
Edumoa	www.edumoa.com	低額の会費、最多の会員数
Inamu	www.inamu.com	Flashと動画の融合、中学過程の連携
Gichool.com	www.gichool.com	既出問題を元に、無料既出問題資料室を運営
Donagkid	www.doosandonga.com	全科目の学習内容、宿題手伝い
Edupia	www.edupia.com	サイバー担任制、学習習慣ガイド
Howkey	www.howkey.com	現職教員たちの指導と問題出題

3» 中学校の教育

中学教育は3年である。韓国語、社会、数学、科学、技術、家庭、体育、音楽、美術、外国語(英語)の科目を勉強する。中学校は家から近い学校に割り当てられ、小学校と同じく義務教育である。両親が子供を中学校に行かせない場合、保護者は処罰されかねない。

1_教科科目による学習内容

中学校の教育課程は、生徒の必要、能力、適性、興味に対する個人差を最大考慮し、生徒一人ひとりの成長潜在力と教育の効率性を最大化するため、水準別教育課程体制を導入した。中学1～3年生間では段階型の水準別教育課程として数学、英語教科、深化・補充型の水準別教育課程としては国語、社会、科学教科がある。教育課程による教科目の学習領域は下記の通りである。

科目	領　域
道徳	個人生活、家庭·隣人·学校生活、社会生活、国家・民族生活
国語	聴解、会話、読解、作文、国語知識、文学
数学	数と演算、文字と式、規則性と関数、確立と統計、図形、測定
社会	地理(人間と空間)、一般社会(人間と社会)、世界史と国史(人間と時間)
科学	知識(運動とエネルギー、物質、生命、地球)、探求(観察、分類、測定、実験、試料分析、調査)
体育	陸上運動、体操、水泳、個人及び団体運動、舞踊、体力運動、理論、保健
音楽	理解(リズム、メロディ、和声、形式、強弱、速さ、音色)、活動(歌唱、器楽、創作、鑑賞)
美術	美的体験、表現、観賞
技術·家庭	家族と仕事の理解、生活技術、生活資源と環境の管理
英語	音声言語機能(聴解、会話)、文字言語機能(読解、作文)

1_中学校の裁量活動

(1) 裁量活動の目標

- 学校の環境と学生の生徒の到達水準、教育的必要によって基本教科をより重点的に勉強させたり、水準別に深化させたり補充させることで、国民共通基本強化の深化補充学習の様々な機会を提供する。
- 従来の教科教育課程の枠の中で制限的に行われていた選択科目の学習機会を拡大して複数科目を開設することで、生徒たちが多様な領域の学習経験ができる機会を制度的に保障する。
- 地域社会及び学校、生徒のニーズを受け入れ、創意的な教育活動を展開できる環境を整えることで、生徒の素質と特技、柔軟な人格の形成を促す。
- 生徒の興味と関心、適性によって学習に対する意思決定ができる機会を与えることで、自分自身の決定によって自己主導的学習能力を発揮できる生徒中心の教育活動が展開されるような機会を設ける。
- 一教科の範囲を超えるものについて、様々な分野の総合的なアプローチが必要な教育内容を扱うことができるよう制度的に保障することで、幅広く総合的に知的発達を促進させる。
- 学校において地域と学校の環境及びニーズ、生徒と両親のニーズを十分反映した特色のある教育課程を編成及び運営し、自律と裁量による教師の専門性を養い、教育的信念と指導能力を十分発揮できる機会を提供する。

(2) 裁量活動内容

領　域	下位領域	活　動　内　容	時間割当
教科 裁量 活動	基本教科 深化·補充	10つの国民共通基本教科の深化・補充学習	102時間 (選択科目に 優先割当)
	選択科目	漢字、パソコン、環境、生活外国語、その他	
創意的裁 量 活動	汎教科学習	民主市民教育、人格教育、環境教育、経済教育、省エネ教育、勤労精神涵養教育、保健教育、安全教育、性教育、消費者教育、進路教育、統一教育、韓国文化アイデンティティ教育、国際理解教育、海洋教育、情報化及び情報倫理教育、その他のプログラム	34時間 (毎週1時間)
	自己 主導的 学習	学習する方法の学習、個別学習活動 小集団の共同研究、自然体験など	

3_中学校の特別活動

(1) 特別活動の目標

多様かつ健全な集団活動に自発的に参加して個性と素質を啓発、伸張し、共同体意識と自律精神を学ぶことで民主市民としての基本的な資質を養う。

• 自治活動

クラスの構成員としての役割を分担、遂行し、自治活動に積極参加することで民主市民としての基本資質と態度を養う。

• 適応活動

変化する環境によく適応し、対処する能力を伸張し、自分の問題を能動的に解決する。

・啓発活動

啓発活動に自発的に参加して秩序を学び、協調心を養い、自分の趣味と特技を啓発、伸張することで自我の実現のための基礎を整える。

・ボランティア活動

ボランティア活動の意味を理解し、他人を手伝うことに積極参加して共同体意識を養い、生きがいや自分の価値を感じる。

・イベント活動

各種イベントの重要性を理解し、自発的に参加して学校と地域社会の一員として備えるべき基本資質と態度を持つ。

(2) 内容体系

領　域	内　容		
自治活動	・協議活動	・民主市民活動	・役割分担活動
適応活動	・基本生活習慣形成活動	・相談活動	
	・アイデンティティ確立活動	・親交活動	・進路活動
啓発活動	・学術文芸活動	・実習労作活動	・情報通信活動
	・保健体育活動	・余暇文化活動	・青少年団体活動
ボランティア活動	・仕事補助活動	・キャンペーン活動	・環境と施設保全活動
	・慰問活動	・慈善救護活動	
イベント活動	・儀式行事活動	・保健体育イベント活動	・安全救護活動
	・学芸行事活動	・修練活動	・交流活動

青少年(相談)支援センター

市·郡·区では青少年の権利を保護し、生活の質を向上させるために青少年(相談)支援センターを設立、運営している。各地域の青少年相談電話は地域番号なく ☎1388を押すと、近くの地域(相談)支援センターにつながる。

1) 利用対象: 地域に居住している青少年や、青少年がいる両親は誰でも利用できる。

2)申請方法: 電話やインターネットで申請可能で、直接訪問して申請することもできる。

3) 利用時間及び費用

- 各センターによって利用時間には差があるものの、ほとんどは午前9時から午後6時まで利用が可能である。
- 地域の環境と青少年センターの状況によって土日に運営している所もある。
- センターのある地域に居住する青少年は利用費用が無料である場合が多い。なお、心理検査などのプログラムによって一部の利用料を受けるセンターもある。

青少年相談関連の支援センタープログラム

区分	内容
個人相談	青少年問題(学業、友達、非行)、非行予防、夫婦関係、家族間の葛藤など
集団相談	友達作り、効果的な会話の仕方、時間管理、学習方法など
心理検査	知能検査、適性検査、性格検査、興味検査など
青少年キャンプ	心身修練、友達関係、進路決定、非行予防など
両親教育	子供との望ましい会話の仕方、お父さん教室など
サイバー相談	公開相談、秘密相談、チャット相談、ウェブ相談

知っておくと便利

学校暴力(イジメ)
学校暴力とは、学校内外で生徒間で意図的に行われる身体的、言語的、精神的暴力のことを指す。些細なことでからかわれたり何でもない行動をされたとしても、被害者が心や行動にとって不便を感じたなら 学校暴力 である。

学校暴力が疑われる子供の行動
- 服や靴、メガネなどをよく無くしたり、壊す。
- 体で傷やあざをよく見つける。聞いてみると転んだだけだとか、運動中に怪我をしたと答える。
- 教科書やカバン、ノートなどに'死にたい'などの落書きが書かれている。
- お小遣いが足りないと話したり、何も話さず家からお金を持ち出す。
- 突然座り込んだり、自分の部屋に閉じこもって出てこない。
- 食欲がないと言って、普段好きだった料理を食べない。
- 体調が悪いと訴え、学校に行くのを嫌う。
- 友達からかかってくる電話さえも嫌う。
- 急に引っ越そうと言ったり、転校させてほしいと言う。
- 急に成績が落ちる。
- 寝るとき冷や汗をかき、寝言やうめき声を出す。

対処方法
学校暴力をされたときは、まず近くの警察署や学校に申告する。申告方法には直接申告する方法と電話、インターネットで申告する方法がある。
学校暴力申告電話番号は、全国どこでも地域番号なく112番や1588-9128を利用すればよい。また、全国教育庁のweeセンター(1588-7179)があり、イジメに苦しんでいる生徒を対象に各種相談及び保護プログラムを運営している。

(1) 学校

• 学校暴力対策自治委員会
まず、子供が暴力を振られたことを学校の担任の先生に知らせなければならない。担任の先生は学校暴力対策自治委員会に申告をし、学校暴力対策自治委員会では調査の後に処理する。学校暴力対策自治委員会は学校暴力予防及び対策審議、被害生徒の保護及び加害生徒に対する措置の審議、被害生徒と加害生徒間の紛争を調整する役割を果たす。

• Wee クラス
学習不振、対人関係の未熟、 学校暴力、非行などによる学校不適応生徒及び危機生徒は、学校に設置されたWeeクラスで早期発見、予防及び学校適応力の向上のためのサービスが受けられる。

(2) 教育庁

• Weeセンター
Weeセンターでは、一般学校で対応及び治療が難しく、専門家の持続的な管理が必要な生徒のための診断-相談-治療のサービスをone-stopで受けることができる。

• Weeスクール
学業中断者や深刻な危機状況で長期的な治療、教育が必要な高リスク群の生徒のために市、道教育庁で設置したWeeスクールで寄宿型長期委託教育サービスが受けられる。

• 学校暴力 SOS支援団
学校暴力 SOS支援は、学校暴力危機相談センターと学校暴力危機支援センターで受けられる。学校暴力危機相談センターは、学校暴力の被害生徒や加害生徒及び両親を対象に相談サービスを提供する。また、学校暴力危機支援センターは学校レベルで解決できない事案に介入し、紛争調整と事件の処理を担当する。
危機相談センターの電話番号は☎1588-9128(救援の腕)で、☎1588-7179(生徒苦情相談電話)も利用できる。

(3) 社会団体

青少年相談電話の1388に電話をかけると、被害者とその両親は学校暴力に関する法律的な情報と治療のための相談が受けられる。相談所では学校暴力予防のための教育プログラムと、再発防止のための加害生徒プログラムを運営している。

(4) 警察: 学校暴力被害者 One-stop支援センター

地域番号無く☎117に電話(携帯では地域番号+117)すると、学校暴力被害者 One-stop支援センターを通じて緊急救助、保護または相談を迅速に受けられる。One-stop支援サービスは相談、操作、医療、法律などのサービスを365日24時間 提供する。

(5) サイバー相談

学校暴力に関連したサイバー青少年相談機関にはWandda.com(☎1588–9128)と青少年希望財団(☎02-3291-3634)などがある。

(6) 学校暴力被害者の深刻方法

- 学校暴力緊急電話 ☎1588–9128
- 生徒苦情相談電話 ☎1588–7179
- 青少年緊急電話 ☎1388
- 学校暴力被害者One-stop支援センター ☎177

知っておくと便利

学校不適応生徒及び危機生徒のためのWeeプロジェクト

- 『Wee』は “We(私たち)＋education(教育)”, “We(私たち)＋emotion (感性)”のイニシアル

学業中断及び危機生徒予防のための カスタマイズ型プログラムの運営を通じた人的資源流失の防止

・深刻な危機状況で、長期的な治療、教育が必要な生徒 ・学校やWeeセンターが依頼した生徒または学業中断者	3次 Safe-net ・市・道教育庁レベルで設置 ・長期的治療が必要な高リスク群の生徒のための寄宿型長期委託教育サービス
・一般学校で先導及び治療が困難で、学校側が依頼した危機生徒及び相談希望生徒	2次Safe-net ・地域教育庁レベルで設置 ・専門家の持続的な管理が必要な生徒のための診断-相談-治療のサービス
・学習不振、対人関係未熟、学校暴力、メディア中毒、非行などによる学校不適応生徒及び危機生徒	1次 Safe-net ・一般学校に設置 ・学校不適応生徒の早期発見、予防及び学校適応力の向上を指導

4» 高校教育

高校過程は3年であり、一般高校、専門高校、科学高校、特殊目的高校などいろいろな高校がある。科学高校や特殊目的高校は試験を通じて入学することができ、その他の一般高校は地域内居住地を中心に抽選で入学できる。高校は義務教育でないため、学費は各家庭で払わなければならない。学費は地域や学校の特性によって異なる。科学高校と特殊目的高校を除いた高校の学費は3ヶ月に約40万ウォンである。ただし、家庭事情が厳しい場合は、学費の減免を受けられる。

1_高校の種類

一般高校	高校1年生までは韓国語、道徳、社会、数学、科学、実科、体育、音楽、美術、英語などを勉強し、2~3年生は各生徒の適性と能力、進路によって教科目を選択して勉強する。
専門高校	専門高校は職業教育をするための学校であり、専門教育と中等普通教育を実施する。1年生は韓国語、道徳、社会、数学、科学、実科、体育、音楽、美術、英語などを学び、2~3年生は専門教科を履修する。専攻には大きく分けて農業、工業、商業、水産及び海運、家事及び実業系などがある。最近はIT、ロボット、アニメと映像、調理、美容、観光など、専攻が徐々に多様化している。
科学高校	科学高校は科学の才能を早期に発見して指導し、生徒の持つ能力を最大限開発ための教育機関である。2年以上の過程を終えた生徒は、韓国科学技術院の修士課程または2年以上修了者に入学が許可される大学に進学できる。
特殊目的高校	その他の特殊目的高校には外国語高校、芸術高校、体育高校などがある。こうした学校では特殊な才能を持つ生徒たちが外国語、音楽、美術、体育、舞踊などを専攻する。このような分野に素質がある生徒は誰でも一定の選考を経て志願することができる。

2_生徒福祉

志願に関する基準は地域別、学校別、分岐別に異なる場合がある。

(1) 学費支援

・対象者

- 邑·面·洞の住民自治センターで教育給与対象者として登録されており、授業料及び入学金の支援を受けている者 (基礎生活保護対象者、母子・父子家庭、施設保護対象者など)
- 地域健康保険 月 47,000(3人)~50,000ウォン(6人)以下の保険料納付家庭の子女
- 職場健康保険 月 43,800ウォン以下の納付家庭の子女
- 次上位階層の保険料基準には満たないものの、家庭の事情により(両親の離婚、死亡、失業、破産、疾病、債務、行方不明、廃業など) 支援が必要だと担任の先生が推薦した低所得層の子女

・提出書類

対象者	提出書類
国民基礎生活保障受給者	① 学費支援申請書 ② 証明書 (または 邑·面·洞の住民自治センターの在学照会公文書)
地域(職場) 健康保険料基準	① 学費支援申請書 ② 住民登録謄本(世帯員確認用) ③ 健康保険証の写し ④ 健康保険料の告知書または領収証(保険料確認書類) ※ 給与明細書の提出時、担当者または給与担当者の確認の印章が必要
担任の教師の推薦	① 学費支援申請書 ② 住民登録謄本(世帯員確認用) ③ 担任の教師の意見(推薦)書 ④ その他の参書類(負債/死亡/失業/破産/離婚など) ※ 担任の教師の意見書は担任の先生が作成

(2) 学費減免

・対象者

実は経済的に困難な事情でも'学費支援'の基準に満たず、支援を受けられない生徒は'担任の事実確認書'により、減免率の範囲内でまず減免を受けられる。

減免対象		準備書類
法廷免除対象者	特殊教育の対象者で、特殊教育機関に就学する生徒	特殊教育運営委員会の審議結果通報書
	国家有功者など冷遇及び支援に関する法律による教育保護の対象者	管轄の報勲支廳長が発行する教育保護対象者の証明
一般減免対象者	経済的に困難な者 ・失業者や破産者及び、実際経済的に困難でも'学費支援'の基準に満たさず、支援を受けられない生徒 ・奨学金など、他の方法で学費の支援を受けているが、残額の支援を受けられず、その差額の支払いができない生徒	担任の先生の事実確認書
その他	上記の事項以外、校長が必ず必要だと認めた者	・減免決定公文書(減免事由明記) ・学校の勤労奉仕生徒(担当の先生の確認書)

・減免期間

学費減免対象者の減免期間は1年にするが、減免事由が消滅すると減免対象から除外され、法定免除者は在学中ずっと免除される。

(3) 学費減免及び学費支援の申請手続き

両親は学費減免支援申請書を担任の教師に提出
▼
担任の教師は申請書を受け付け、または相当の生徒が漏れる場合もあるため、過庭環境調査を通じて生徒を推薦
▼
学校は生徒福祉審査委員会を開催し、対象者を審議及び確定
▼
学校・両親に個別通知

減免及び支援基準に相当する者の父兄(保護者)が'学費減免支援申請書'を作成して担任の教師に直接(または郵便)提出して受付し、担任の教師は家庭環境調査を通じてその家庭の状況に応じて生徒指導及び福祉審査委員会に推薦する。その後、学校では生徒指導及び福祉審査委員会を開催し、支援対象者を審議及び確定するのを原則とする。また、必要な場合は担任の教師の意見も参考にして対象者を確定する。すべての対象者は証明書類の提出を原則とし、経済的に困難な場合、書類提出が不可能な場合は担任の教師の事実確認書だけでも学費の減免ができるようになっている。申請書は学期の初め頃に学校で配布する。

(4) 給食費の支援

支援に関する基準は地域別、学校別、分岐別に差がありうる。

- **支援期間** : 1年単位に運営(毎年 1.1~12.31)

- **支援対象者の選定基準**
  - 必須支援対象者: 少年·少女家長、基礎生活受給者、母子家庭及び父子家庭、福祉施設受容生徒、特殊学級生徒
  - 生徒指導及び福祉委員会の審議対象者:次上位階層

- **支援対象及び準備書類**

事業名	支援対象	準備書類
僻地学校 給食費	僻地学校の生徒全員に無料で給食を提供	なし
低所得層 子女 給食費	**必須支援対象者** • 少年・少女家長 • 国民基礎生活受給者の子女 • 母子家庭及び父子家庭の子女 • 社会福祉施設受容生徒 • 特殊教育対象者	• 基礎生活受給者証明書 • 基礎生活受給者証明書 • 母子家庭及び父子家庭証明書 • 校長の確認 • 校長の確認
	生徒指導及び福祉委員会の審査対象 • できるだけ次上位階層内から選定 (欠損、失業、その他の極貧)	• 担任教師の推薦書 (好調の確認) • 必要時、健康保険料の納付書及び請求書
3人以上の子女を持つ世帯の子女の給食費	3人以上の子女を持つ世帯の子女のうち小·中·高の在学生(但し、3人とも小·中·高に在学中の場合、3人目以上の子女に限る)	住民登録謄本 (または家族関係証明書)
特殊学校の 給食費	特殊学校在学生	なし

1» 大学教育

韓国の大学には４年制大学と２年制大学がある。４年制大学は大体職業関連教育よりは専攻の勉強をし、２年制の専門大学は職業に関連した専門技術を勉強する。設立の旨によって、大学を一般大学と特殊目的大学、特殊大学に分けることもある。特殊目的大学には教育大学、開放大学、放送通信大学、科学技術大学などがあり、特殊大学には士官学校、警察大学、税務大学などがある。一般的に大学進学は、毎年行われる修学能力試験を受けて成績が出た後、その成績を持って自分が希望する大学に志願する。学校によって学生選抜方法が少しずつ違うため、学生は各大学が求める資格要件を備えなければならない。両親が共に外国人の場合、外国人特別典型に入れられる。

1_大学の種類

大学には４年制の一般大学、産業大学、教育大学、放送通信大学、サイバー大学及び２～３年制の専門大学、機能大学などがある。

区分	内　容
一般大学	様々な分野の専攻があり、高校卒業者が最も多く進学する大学
産業大学	主に産業人材を育てる大学
教育大学	小学校の教師を育成する大学
専門大学	専門職業人を育成する大学
放送通信大学及び サイバー大学	テレビ、ラジオ、パソコンなど、通信媒体を通じてどこででも勉強ができる遠隔教育大学
機能大学	様々な分野の技術者を育成する大学

2_奨学金

大学の登録金や学費は各自が負担しなければならない。しかし、国や大学から提供される奨学金は、大学ごとにいろいろな方法で提供されている。奨学金を受けるためには、次のような努力が必要である。

- 成績奨学金: 専攻別、学科別に成績が優秀な学生に提供される奨学金で、優秀な成績を出すために一生懸命に勉強しなければならない。
- 生活が厳しい学生に提供される奨学金: この奨学金はどの大学でも提供されている。学生や両親が指導教授や奨学金担当部署を訪問し、学生の厳しい状況を積極的に伝えなければならない。

知っておくと便利

多国語の学校生活案内

子供の学校生活に対しては、教育科学技術部と忠北教育庁で移民者の父兄及びその子女のために作成した学校生活案内書に詳しく説明されている。小学校、中学校、高校別にそれぞれ入学準備、教育課程、学校生活、入試制度、進学案内などについて、詳細にわかりやすく説明している。 英語、中国語、日本語、ベトナム語など、多国語で制作されている。

- 小学生の学校生活 (英語、中国語、日本語、ベトナム語の４種)
- 中学生の学校生活 (英語、中国語、日本語、ベトナム語の４種)
- 高校生の学校生活 (英語、中国語、日本語、ベトナム語の４種)

※ 案内書が必要な場合は忠北教育庁 (043-290-2000)に問い合わせしたり、忠北教育庁ホームページ(www.cbe.go.kr)で文書ファイルの形でダウンロードできる。

外国人
住民向け
生活情報

VII
健康と医療

166 **国民健康保険**
166 国民健康保険制度の概要
166 国民健康保険の加入対象の外国人
167 加入方法
167 加入者のメリット
168 保険料の支払い
168 相談機関または問い合わせ先
169 **医療給与制度**
169 適用対象
170 本人負担金
171 **医療機関**
171 医療機関の類型
172 診療分野と診療科目
173 医療機関の利用手続き
174 応急状況の対処方
175 薬局
176 **保健所**
176 一般診療
177 カスタマイズ方訪問健康管理事業
178 無料精神健康サービス
179 **応急措置**

1» 国民健康保険

1_国民健康保険制度の概要

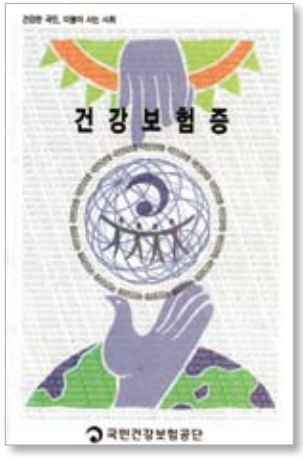

韓国では、所得に応じて毎月一定額の保険料を支払う健康保険制度が実施されている。

国民健康保険に加入すれば、病気の時や出産の時に安い費用で医療機関を利用できる。また、定期的に健康検診を受けられる。すべての国民は健康保険に加入しなければならないが、医療給与受給者は除外される。

健康保険加入者は職場加入者と地域加入者に区分される。全ての事業場の勤労者及び使用者と公務員及び教職員は職場加入者となる。職場加入者とその被扶養者を除いた者は地域加入者となる。

職場加入者の場合、健康保険加入は会社側が処理し、保険料の５割は会社が、残り５割は本人が負担する。健康保険加入者が病院で診療を受けると、保険基金で診療費の一部を負担するため、本人は残りを払えばよい。

2_国民健康保険の加入対象の外国人

外国人登録を済ませた者で、職場加入者適用事業場で勤務する者や公務員・教職員として任用または採用された者は職場加入者となる。外国人登録をした者で職場加入者でない場合は、本人の申請により地域加入者となる。この場合、国内に３ヶ月以上居住した外国人に限って申請できる。但し、国内に３ヶ月以上居住していない在外国民または外国人でも、留学や就職などの事由で３ヶ月以上居住することが明白な者は健康保険に加入できる。

3_加入方法

(1) 職場で働いている配偶者が健康保険に加入している場合

- 配偶者の国民健康保険に被扶養者*として登録する。配偶者が必要書類を健康保険公団に提出する。
- 必要書類: 被扶養者資格取得申告書、外国人登録証、配偶者の住民登録証、家族関係証明書

＊ 被扶養者 : 本人がお金を稼がず、夫(妻)の収入で生活していることを意味する。

(2) 外国人が職場で働く場合

- 外国人が職場で働いていると、自動的に健康保険に加入される。
- 会社が国民健康保険管理公団に外国人登録証と必要書類を提出する。

(3) 韓国人の配偶者と外国人の両方が職場で働いていない場合

- 自営業者や日雇い職などに従事し、職場で働いていない場合は、地域で健康保険に加入すればよい。
- 加入方法は、居住地の管轄の国民健康保険管理公団の支社を訪問し、外国人登録証と申請書を提出する。外国人が一人申請できる。

4_加入者のメリット

- 病院や医院、漢方病院での診察や治療を安く受けられる。但し、診察、治療費用の一部は本人が負担する。
- 健康検診のメリットがある。健康検診は年齢によって異なるが、普通は２年に１回受ける。

5_保険料の支払い

(1) 職場加入者

• 保険料の支払い: 毎月加入者に支給される給与から予め控除し、使用者が支払う。

(2) 地域加入者

• 保険料の支払い

– 保険料は毎月課し、在外国民及び外国人は韓国に入国後３ヶ月が経過した日から、その月の保険料を直前の２５日まで支払う。(但し、資格が遡及取得によって生じる場合は最初の保険料に合算賦課)

– F-1～2とF-5の滞留資格を持つ外国人は、内国人と同一な保険料賦課基準で毎月支払う。

留意事項 : 但し、滞留資格に関係なく、配偶者であることが確認されれば内国人世帯に合家申請をし、内国人の賦課基準で毎月支払うことができる。

6_相談機関または問い合わせ先

健康保険の保険料、資格要件、メリットなどに対する詳しい情報は、国民健康保険公団のホームページを利用するか、もしくは、代表電話(☎ 1577-1000)または英語の相談電話(☎ 02-390-2000)を通じて案内を受けられる。

国民健康保険公団のホームページ http://www.nhic.or.kr/

7” 医療給与制度

経済的な生活が困難で医療費用の支払いが難しい国民を対象に、国が医療費用を代わりに支払う制度である。医療給与対象者が疾病や負傷、出産などによって病院や医院で診療を受けた場合、国がその医療費を病院や医院に支給する。

1_適用対象

• 国民基礎生活保障法で定める受給権者(最低生計費以下で構成された世帯の構成員)であれば誰もが医療給与制度の恩恵を受けられる。

• 外国人は韓国国民と婚姻(離婚、配偶者が死亡した場合も含める)して、韓国国籍の未成年の子女を養育している場合に限って受給者になれる。

1種受給権者	2種受給権者
国民基礎生活保障受給権者(勤労無能力世帯) 被災民、医死傷者、国家有功者、無形文化財保有者、北朝鮮離脱住民、光州民主化補償者、養子児童(18歳未満)、行旅病人	国民基礎生活保障受給権者 (勤労能力世帯)

2_本人負担金

医療給与対象者も、医療費用の一部を本人が払わなければならない。

区分	1種受給権者	2種受給権者
入院	給与費用免除	給与費用の10%
外来	医院(1,000ウォン) 病院及び総合病院(1,500ウォン) 第３次機関(指定機関/2,000ウォン) CT*, MRI*, PET (医療給与費用の 5%)	医院(1,000ウォン) 病院及び総合病院(給与費用の15%) 第３次機関(給与費用の15%)
薬局	薬局 500ウォン	薬局 500ウォン

＊ CT(コンピュータ断層撮影)、MRI(核磁気共鳴画像) : 精密検査のために身体内部の写真を撮影する方法であり、病院で最も多く活用される。

※ 問合せは保険福祉コールセンター、地域番号無しで(☎129) または市 · 郡 · 区(邑 · 面 · 洞住民自治センター)社会福祉担当者に問い合わせ。

3» 医療機関

1_医療機関の類型

医療機関はその規模と利用順番、サービスの内容及び範囲によって区分する。風邪や消火器障害など、重病でない場合は近くの医院で治療をし、病気が治らなかったり、細密な検査を必要とする場合は総合病院や大学病院に行って治療をする。

医療機関の類型

健康保険	1段階		2段階
規模	近くの医院、保健所	病院、総合病院	大学病院(総合専門病院)
治療内容	外来診療、予防接種、健康管理	総合検査、入院治療	精密検査、障害や疾病の治療、管理
当該医療機関	保健所、漢方医院、内科、小児科、家庭医学科、健康検診センターなど	様々な診療科がある総合病院	大学病院、専門病院

- 総合専門病院を利用する際には、1段階の診療を担当した医者の診療依頼書を提出して保健を適用できるのを原則とし、診療依頼書無しに総合専門病院で1段階の保健を適用できるのは、緊急患者、分娩、歯科、リハビリ医学科、家庭医学科及び血友病の患者が診療を受ける場合に限って可能である。
- 韓国は西洋医学以外にも漢方医学が発達しており、漢方医院が各地域ごとにある。漢方医院で針、灸、附缸の治療を受けたり、薬用植物を煎じて作った漢方薬を調剤することができる。

2_診療分野と診療科目

診療科目	主要診療分野
内科	体内の各臓器を手術しない方法で治療する。 食道、胃袋などの消火器疾患、肺がん、心臓、血管、血圧、糖尿などに関する病気の治療
小児青少年科	18歳未満の小児及び青少年の疾病を治療する。 未熟児、新生児の治療、小児の腎臓、神経、呼吸器、アレルギーなどを治療
産婦人科	妊娠及び出産と女性の生殖器に関連した疾患を治療
精神科	精神病的症状を表す疾病を治療
神経科	脳卒中、癲癇、認知症、神経痛など、神経系に関する病気の治療
家庭医学科	年齢、性別、疾病の種類に関係なく、家族を対象に持続的な予防、検診及び治療など包括的な医療を提供
皮膚科	ニキビ、脱毛、蕁麻疹など、肌に関連する疾病を治療
一般外科	盲腸炎、感染疾患、消火器系統など、手術を要する疾病の治療
成形外科	骨格及び筋肉に関する疾患を手術と非手術的方法で治療
整形外科	二重まぶた手術、火傷及び後遺症治療など 体の形と昨日を改善する治療
リハビリ医学科	リハビリ専門医者が物理治療士と一緒に筋肉、骨、神経系統の疾病を治療
泌尿器科	腎臓、膀胱などの臓器や陰茎、睾丸など生殖器官で発生する疾患を治療
眼科	白内障、緑内障、近視矯正手術など、目と目の神経に関する疾病を治療
耳鼻咽喉科	耳、花、喉などに関する疾病を治療
歯科	歯の矯正、補綴、スケーリング、歯の神経治療など
応急医学科	応急患者に夜即刻の診断と治療
漢方医学科	東洋で発展してきた医学であり、あらゆる分野の疾病を治療するが、治療の仕方や薬の作り方などが一般の病院とは違う。

3_医療機関の利用手続き

(1) 1段階 医療機関の利用手続き

受付/収納窓口に健康保険証または身分証を提出して待つ
↓
名前が呼ばれると診察室に入り、医者に病状を詳しく話す
↓
□者の指示に対して聞きたい点を質問する
↓
診察後、診療費を支払い、処方箋をもらう
↓
病院近くの薬局に行って薬を買う

(2) 2段階医療機関を利用する際の異なる点

1段階医療機関から診療依頼書をもらう
↓
約束時間より少し早めに行って、健康保険証と1段階医療機関でもらった診療依頼書を提出する
↓
当該診療科に行って診療を受ける
↓
処方箋を受け取り、必要な場合は次の診療時間の予約をする
↓
収納窓口で診療費を支払う

4_応急状況の対処方

- 普段薬局で風邪薬、消化剤、鎮痛剤などを購入して家に常備しておくのが好ましい。
- 緊急電話☎119にかけると救急車が来て、近くの病院の救急室に案内される。救急室で基本処置をし、手術や検査のために入院が必要な場合は病室が割り当てられるまで待つ。
- 病室が割り当てられると入院の手続きをする。

知っておくと便利

医療機関と薬局に行くときは、健康保険証と身分証を持っていく。

- 応急医療情報センター ☎1339
- 保健福祉コールセンター ☎129(携帯の時は地域番号 + 129)
- 緊急状況電話 ☎119

5_薬局

韓国は医薬分制度を施行しているため、一部の一般医薬品を除いた薬は医者の処方箋がないと買えない。薬局で直接購入できる薬は簡単な風邪薬、消化剤、解熱剤、鎮痛剤、各種軟膏などである。その他、蚊やゴキブリなどに対する殺虫剤、ナプキン、サプリメント、コンドームなども薬局で購入できる。

救急薬

急に病気になった時や怪我をした時に迅速に対処するためには、家に救急薬が用意されていなければならない。救急薬がなければ、薬局が閉まっている時に薬を手にいれる方法が全くない。特に、病院から遠く離れた場所に住んでいる人は必ず救急薬を用意し、予期せぬ緊急状況に備えなければならない。次の薬は、家に必ず用意しなければならない基本的な薬品である。

- 解熱剤 : 熱が出る時に飲む薬
- 鎮痛剤 : 痛みを抑えるために飲む薬
- 消化剤 : お腹を壊したときに消化を手伝う薬
- 下痢止め薬 : 下痢を止める薬
- 目薬 : 目が疲れた時や、眼疾の時に入れる薬
- 消毒薬 : ナイフや鋭利な物で負った傷が悪化しないように塗る薬
- ワセリン : 軽い火傷に塗る薬
- 皮膚軟膏剤 : 湿疹やかゆみを抑えるための薬
- 水パース : 蚊に指された痕、痒み、湿疹、汗疹に塗る薬
- 湿布 : 筋肉痛に貼付する薬
- 消毒バンド : 傷口を保護するために貼る絆創膏
- 救急薬箱 : ガーゼ、脱脂綿、ハサミ、体温計、消毒バンド、包帯、絆創膏など、緊急状況に欠かせないものが入っている。

4» 保健所

保健所は地域住民の疾病を予防し、健康を保つために、国が運営する公共医療機関である。予防接種、慢性疾患診療及び各種検査、物理治療、歯医科診療、漢方診療などの医療サービスを提供する。一般医療機関より診療及び治療費用が安い。

1_一般診療

区分	内　容
診療範囲	高血圧、糖尿など慢性疾患及び各種検査と物理治療
漢方診療	針、灸、漢方薬剤の投与
歯科診療	口腔検診及び相談、予防治療、虫歯の治療、歯を抜くことなど。
診療費用	• 65歳以上敬老、医療給与: 無料　• 診療+各種検査 = 1,100ウォン • 歯科治療 = 1,100ウォン　• 漢方科 = 1,100ウォン • 物理治療 = 500ウォン
診療手続き	受付 → 診療 → 収納 → 処方箋発給 → 薬局

2_カスタマイズ方訪問健康管理事業

看護士、物理治療士、栄養士など保健所の専門人材が直接家庭訪問して看護サービス、リハビリサービス、栄養相談、地域社会連携などの健康管理サービスを提供する事業である。

(1) 適用対象

- 基礎生活需給世帯及び次上位階層世帯のうち、健康に問題がある住民を管理する。
- 65歳以上の障害者、独居老人、老人夫婦を優先する。

(2) サービスの種類

- 脳卒中、高血圧、糖尿、癌、認知症、精神疾患など主な健康問題管理
- 慢性疾患、障害、事故など家族の健康問題管理
- 妊婦の出産前管理及び乳幼児の成長発達指導
- 健康教育及び相談、判断により定期的な訪問サービス提供
- 健康増進のための保健教育実施

(3) 申請方法

- 地域内の保健所の訪問健康管理事業関連の部署に申請する。
- 担当者が訪問し、申請者家族の生活環境、健康リスク要因などを把握する。
- 健康問題に応じて集中的な訪問サービスを提供する。

3_無料精神健康サービス

精神保健センターは、精神疾患の予防及び精神疾患者の発見、相談とリハビリサービス提供、事例管理、精神健康に対する教育と広報などの業務を行なう公共保険機関である。憂鬱、不安障害、薬物依存などで苦しんでいる場合、近くの精神保健センターで相談と案内を受けられる。

(1) 適用対象

• 精神疾患者登録管理プログラムは、地域内の精神疾患者とその家族を対象とする。
精神疾患予防プログラムは一般の地域住民全体を対象とする。
• 精神疾患予防プログラムは一般の地域住民全体を対象とする。

(2) 利用手続き及び方法

• 精神保健センターの利用時間は平日(月~金曜日)午前9時から午後6時までで、地域によって少し異なることがある。
• サービス利用の手続き
  – 精神保健センターを直接訪問し、登録申請書を作成する。
  – 精神保健センターを初めて訪問する場合は相談と評価を行い、その結果によって相当するプログラムを利用する。
  – 精神健康相談電話(☎1577-0199)に連絡すると精神保健センターの利用に関する案内を受け、精神健康問題を相談できる。
• 利用料: 無料 (費用が多くかかる特殊プログラムの場合、所定の費用を負担しかねない。)

1» 応急措置

事故が発生した際には正しく迅速に応急措置を取ると、それだけでも患者の痛みを抑え、病気の悪化をとめられる。応急措置後は迅速に119(緊急救助電話)や病院の救急室に連絡し、安全に病院まで移動しなければならない。

(1) 目に異物が入ったとき

瞳孔を動かすと傷がひどくなるので、動かさないこと。目に異物が刺さっているなら抜かずに、怪我をした目を包帯に巻いてから両目を閉じる。その後、急いで病院に移す。

(2) 歯が抜けたとき

抜けた歯を元の位置にそっと入れて歯医者に行く。もし、歯を元の位置に入れられない場合は、患者の口の中やぬるい牛乳の中に入れて運ぶ。抜けた歯をキレイに洗いすぎるのはよくない。

(3) 鼻血が出るとき

まず、頭を前に下げて呼吸をしながら鼻骨の下の部分を指でつかむ。このとき、話したり、唾を飲みこんだり、咳をしたりしてはいけない。10分程度過ぎた後も鼻血が止まらない場合はすぐ病院に行く。鼻血が止まった後も、しばらくは頭を前に下げてぬるいお湯で鼻と口の周りを洗い、物理的刺激を避けた方がよい。

(4) 火傷をしたとき

火傷がひどく、傷口が広い場合は専門的治療が必要である。まずは消毒ガーゼで包んだあと、呼吸の状態を観察しつつ迅速に病院に運ばなければならない。ひどくない場合は傷がある部位の服をハサミで切り、流れる水に少なくとも20分以上冷やした方がよい。傷口を手で触ったり、水ぶくれを壊したりしてはいけない。傷が深刻なときは軟膏だけでは足りない。傷口を心臓より高くしていると、痛みを抑えることができる。

(5) 感電したとき

直ちに電源を切る。電源を切ることができない場所の場合は電気が通じない服装をし、電気が通さない物を利用して感電を起こした物を患者から切り離す。救助後は患者の意識を確認し、意識がなければ呼吸と脈拍を確認する。呼吸が止まった場合は人口呼吸を、脈拍が止まった場合は人口呼吸と共に心臓マッサージをする。感電は体の内部が火傷する恐れがあるため、患者に意識がある場合でも直ちに救急室に運び、医者の治療を受けるべきである。

(6) 日射病と熱射病

日射病は頭や首に直射光線を浴びてかかる病気であり、熱射病は体内に溜まった熱を対外に出せないときにかかる病気である。この場合は、患者を涼しい陰に移すのが重要である。まずは服を脱がして、濡れたタオルやシートで患者を覆ってから扇子や扇風機で風を起こし、迅速に病院に運ぶ。

(7) 窒息

窒息すると、急に息が苦しくなる。また、頭が後ろに落ちて目の回りが出てきたり、重症の場合は顔色が青くなる。こうしたときは、空気がきれいな場所に患者を移動させる。意識がなくても、呼吸が維持されているならうつ伏せにして徐々に回復させた方がよい。もし呼吸がなかったり、呼吸困難が深刻な場合は直ちに人工呼吸を行い、回復の兆しがなければ迅速に病院に運ばなければならない。

(8) 骨が折れたとき

骨折部位が変形したり、骨が肌の外に出てきた場合は、傷口を消毒、固定して救急要員を呼ぶ。怪我をした部位は絶対動かさず、毛布や枕を利用して足の位置を心臓より高くしておいた方がよい。捻挫の場合は、怪我をした部位を弾力包帯で広く包んで動きを抑えれば腫れが収まる。痛みには氷マッサージが効果的である。

(9) 指を切断したとき

切断した指は再びつなぐことができるので、事故直後の適切な応急措置が重要である。まず、傷口を押さえて止血をし、手を心臓より高く持つ。切断した指はガーゼで包み、氷を入れたビニル袋に入れて病院に早く運搬しなければならない。切断された部位にはむやみに手をつけてはいけない。

Memo

外国人
住民向け
生活情報

Ⅷ
社会保障制度

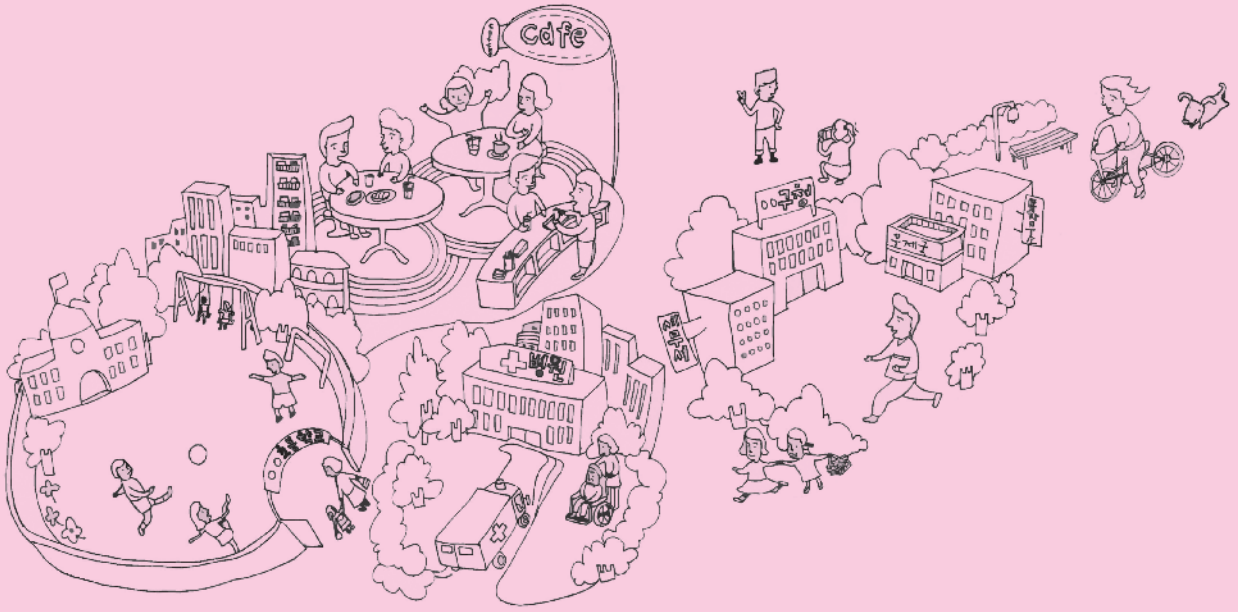

184 **国民基礎生活保障**
184 適用対象
185 給与の種類
186 申請方法
187 **国民年金**
187 適用対象
188 保険料負担
188 給与のメリット
190 **緊急福祉支援**
190 適用対象
191 申請方法及び業務処理の手続き
192 所得·財産の基準及び適正性の審査基準
192 支援種類
194 **自活勤労事業**
194 適用対象
194 参加条件
195 申請方法
196 **片親家族支援**
196 サービスの種類
197 申請方法

1» 国民基礎生活保障

国が生活の苦しい人々に生計費と住居費、教育費、医療費などを提供し、最低生活を保障する制度。法令の定めるところにより、外国人もその恩恵を受けられる。

1_適用対象

原則で、外国人は国民基礎生活保障制度の対象にならない。だが、他の家族が所得人定額*基準、扶養義務者基準を全て満たし、対象者の条件に合うならば、外国人本人を除いた他の韓国人家族は対象者になり得る。
例外的に、外国人が国民基礎生活保障制度の対象となって国から給与を受けられる場合がある。韓国国民と婚姻(離婚、配偶者死亡の場合も含め)して韓国国籍の未成年子女を養育している場合は受給者になれる。この場合も所得認定額基準、扶養義務者基準を共に満たさなければならない。

* 所得認定額: 世帯員の所得と財産を換算して合算した金額であり、所得認定額が最低生計費**より低くなければ給与を受け取ることができない。
** 最低生計費: 国民が健康かつ文化的な生活をするための最小限の生活費用を指す。家族の数によって差が生じ、国が毎年発表する。

2009年度の最低生計費※ (単位: ウォン/月)

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
金額(ウォン/月)	490,845	835,763	1,081,186	1,326,609	1,572,031	1,817,454

※ 7人以上世帯の最低生計費: 1人増加につき245,423ウォンずつ増加(7人世帯: 2,062,877ウォン)

2_給与の種類

(1) 生計給与 (一般生計給与)

- 給与の内容: 衣服と飲食物及び燃料費、その他の日常生活に基本的に必要な金品を支給する
- 給与額: 現金給与基準から世帯の所得認定額を差し引いて算定した金額のうち、住居給与額を除いた金額

※ 現金給与基準は最低生計費から現物給与の形で支給される医療費、教育費及び他法支援額(住民税、TV受信料など)を差し引いた金額であり、所得のない受給者が受け取ることのできる最高額の現金給与(生計·住居給与) 水準

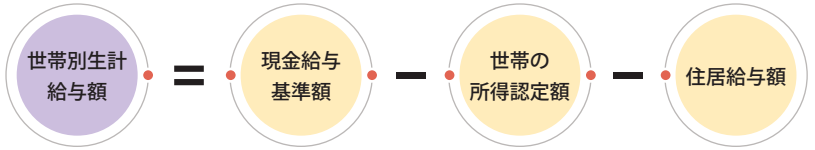

2010年最低生計費及び現金給与基準 (単位 : ウォン/月)

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
最低生計費	504,344	858,747	1,110,919	1,363,091	1,615,263	1,867,435
現金給与基準	422,180	718,846	929,936	1,141,026	1,352,116	1,563,206

※ 7人以上世帯の最低生計費: 1人増加につき252,172ウォンずつ増加 (7人最低生計費 2,119,607ウォン)
※ 7人以上世帯の現金給与基準: 1人増加につき211,090ウォンずつ増加 (7人最低生計費 1,774,296ウォン)

(2) 住居給与

- 給与の内容: 住居安定に必要な賃借料、維持修繕費などを現金はたは現物支給で提供

(3) 教育給与

- 給与の内容: 入学金、授業料、教科書代、副教材代、文房具代など
  − 高校生: 入学金、授業料、教科書代(112,300ウォン/1人、年1回)、 文房具代(23,300ウォン/1人、年2回)
  − 中学生: 福教材代(34,000ウォン/1人、年1回)、文房具代(23,300ウォン/1人、年2回)

(4) 出産給与

• 出産(出産予定含める)の際に50万ウォンを現金で支給

(5) 葬祭給与

• 受給者が死亡した際、死亡者1人当たり50万ウォン支給

(6) その他の給与

• 緊急福祉支援 (⇒ p190, 3. 緊急福祉支援を参考)
• 自活給与 (⇒ p194, 4. 自活勤労事業を参考)
• 医療給与 (⇒ p169, Ⅶ. 健康と医療 2. 医療給与制度を参考)

3_申請方法

• 国民基礎生活保障の対象者申請は、邑·面·洞の住民自治センターに行って'福祉対象者保障/給与申請書'を提出する。
• 申請書を提出すると、担当公務員が対象者の資格の有無を調査する。
• 申請した日から14日以内、遅くても30日以内に対象者になったかどうかをお知らせする。

知っておくと便利

보건복지콜센터

保健福祉コールセンター 129(http://www.129.go.kr)
• 私と家族に必要な福祉情報と相談を求めるなら、どこにいても☎129にダイアルすればよい。(地域番号無しで129)
• 相談時間
- 所得保障、民生安定支援、福祉サービス、健康生活相談: 平日 9時~18時
- 緊急支援相談: 365日24時間

2» 国民年金

年をとって生業に従事できなくなる場合や、予期せぬ障害・死亡の場合に備えて義務的に保険料を納付し、高齢や障害、死亡の際に本人や遺族に年金を支給することで生活の安定に寄与するため、国が施行する社会保障制度である。

1_適用対象

韓国に居住している外国人は、韓国人と同じく国民年金に加入しなければならない。つまり、18歳以上60歳未満の外国人が国民年金に加入した事業場に勤めていると事業場加入者となり、その他の外国人は地域加入者となる。但し、外国人の母国の法が韓国国民に対して国民年金に相応する年金制度を適用しない場合は当然ながら適用加入対象から除外され、外国人の母国と締結された社会保障に関する協定に他の規定がある場合はその規定に定めるところによる。

国民年金加入除外国 (20カ国)
ベトナム、ミャンマー、バングラデシュ, ネパール、サウジアラビア、シンガポール、イラン、パキスタン、カンボジア、南アフリカ、東チモール、モルディブ、ベラルーシ、アルメニア、エチオピア、エジプト、トンガ、フィジー
※ モンゴル、ウズベキスタン出身の送出勤労者は、社会保障協定により母国の法令適用

2_保険料負担

- 事業場の勤労者は勤労所得を基準にし、勤労者本人と使用者が各所得月額の4.5%に相当する金額をそれぞれ負担する。
- 地域加入者(自営者など)は本人の申告(実際)所得月額の9%に相当する金額を負担する。

3_給与のメリット

- 外国人加入者が老齢、障害、遺族年金を受給できる要件に当てはまる場合は、韓国人と同じく年金として支給されることができる。
- **老齢年金** 10年以上加入して60歳になると、一生の間毎月支給する給与である。但し、老齢年金を受け取ることができる年齢は2013年から5年ごとに段階的に1歳ずつ延長され、2033年以降は65歳になる。
- **障害年金** 加入中に発生した疾病や怪我で治療した後も障害が残った場合、障害の程度により1~3級は年金で、4級は一括保証金で障害年金が支給される。
- **遺族年金** 加入中または年金を受け取っていた途中で死亡した場合は、生計を共にしていた遺族に毎月遺族年金が支給される。
- **変換一括金** 外国人に対しては原則として変換一括金が支給されないが、次の場合は母国に出国、死亡、60歳に達したときにそれまで払った保険料に一定の利息を加算した金額が一括金として支給される。

① その外国人の母国の法律で、韓国国民に韓国の返還一括金に相応する給与を支給する場合
② 韓国と外国人の母国の間で締結した社会保障協定に関連規定がある場合
③ 韓国滞在資格がE-8(研修就業)、E-9(非専門就業)、H-2(訪問就業)にあたる外国人勤労者の場合

国民年金の変換一括金の支給対象国(37カ国)

・タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、スリランカ、インド、カザフスタン、香港、トルコ、ベリーズ、グレナダ、バルバドス、セイントビンセントおよびグレナディーン諸島、ジンバブエ、カメルーン、コンゴ、トーゴ、ベネズエラ、ガーナ、バヌアツ、バミューダ、スーダン、スイス、エルサルバドル、ヨルダン、ケニア、トリニダード・トバゴ、ナイジェリア、コロンビア(以上29カ国、相互主義による返還一括金支給)

・ドイツ、米国、カナダ、ハンガリー、フランス、豪州、チェコ、ベルギー(以上 8カ国、社会保障協定による返還一括金支給)

※ E-8、E-9、H-2の滞在資格に当たる場合は、国籍に関係なく支給。

詳しい内容は国民年金公団支社に訪問して問い合わせたり、地域番号無しで1355に電話

参考 : 国民年金公団ホームページ http://www.nps.or.kr

3» 緊急福祉支援

主所得者の急な重病、死亡、家出、拘禁施設受容、休・廃業などの危機事由により生計の維持が困難な低所得層に、生計・医療支援など必要な福祉サービスを迅速に支援する制度である。定の要件を満たす場合、外国人も緊急福祉支援を受けられる。

外国人が緊急福祉支援を受けられる場合
- 韓国国民と婚姻状態の人
- 韓国国民の配偶者と離婚またはその配偶者が死亡した人で、韓国国籍を持つ直系尊卑属(両親、子女)の世話をしている人
- 難民として認定された人
- 本人の帰責事由無く火災、犯罪、天災地変の被害を被った人

1_適用対象

(1) 危機の事由

- 主な所得者が死亡、家出、行方不明、拘禁施設に受容されるなどの事由で所得を喪失し、世帯所得が最低生計費以下である場合
- 重病または怪我をした場合
- 世帯構成員から放任、遺棄されたり虐待などをされた場合
- 家庭暴力を受け、世帯構成員と一緒に円満な家庭生活ができない場合、または世帯構成員から性的暴力を受けた場合
- 火災など(火災、風水害など含める)によって居住していた住宅または建物で生活することが困難になった場合
- 保健福祉部長官が告示する事由が発生した場合
  – 主所得者の離婚で所得を喪失し、世帯所得が最低生計費以下の場合

(2) 生計維持などの困難

• 生計維持などの困難 (“生計維持などの困難”というのは生計維持の困難、医療費支払いの困難、住居確保の困難及び社会福祉施設利用サービスを必要としている状態を意味する)

2_申請方法及び業務処理の手続き

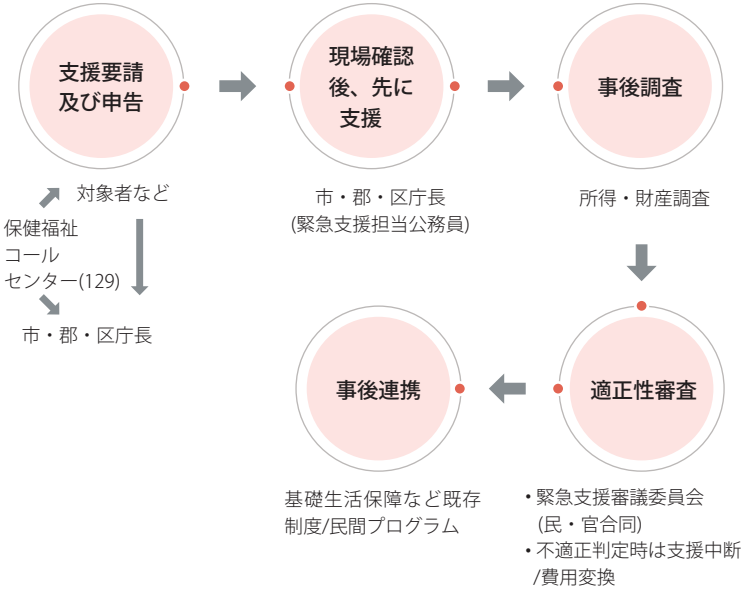

- 危機状況が発生すると、居住地の市庁、郡庁及び区庁の担当部署または保健福祉コールセンター(☎129)に電話する。
- 担当公務員が現場を確認して先に支援を行ってから、適格者であるかを改めて審査する。もし、支援を受ける状況でない場合や資格条件に満たないと決定されると支援が中断され、支援された金額は返還しなければならない。
- 緊急支援が終わっても危機状況が解消されないと、関連した国家制度や民間の社会福祉プログラムを紹介してもらえる。

3_所得·財産の基準及び適正性の審査基準

- **所得** 最低生計費の150%以下(4人世帯基準 : 204万ウォン)
  但し、生計支援は最低生計費の100%以下
- **財産基準** 大都市(13,500万ウォン)、中小都市(8,500万ウォン)、農漁村(7,250万ウォン)
- **金融財産** 300万ウォン以下

4_支援種類

生計支援、医療支援、教育支援、住居支援、社会福祉施設利用支援、その他の支援
(燃料費、電気代、出産費用、葬祭費用)

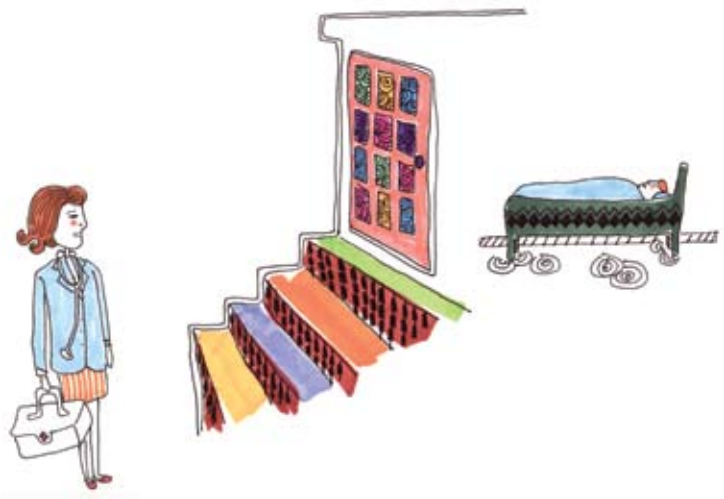

Q 韓国人の夫と結婚して一人の子供がいますが、急に夫が死んでしまいました。経済的にとても苦しいのですが、支援を受けられますか?

家族が2名(子供1人と本人)であり、全ての家族所得が85万ウォン以下で 生計維持が困難な場合は緊急福祉支援の生計支援対象者になれる。居住地の市庁や郡庁、区庁の担当公務員が緊急状況の有無、所得·財産状態などに対する現場調査を実施した後、審査を通じて緊急支援対象者の適格有無を決定する。居住地の市庁や郡庁、区庁の担当部署や保健福祉コールセンター(☎129)に電話して相談することを勧める。韓国語が苦手なら多文化家族支援センターの通・翻訳サービスなどを利用したり、手助けしてもらえる人と一緒に行った方がよい。緊急福祉支援の対象者になると、生計費と葬祭費用などの支援を受けられる。

Q 急に重病になって手術をしましたが、病院に払うお金がありません。支援を受けられますか?

韓国国民と婚姻中であるか、あるいは離婚していても子供を養育していれば、緊急福祉支援制度の医療費支援対象者になり得る。居住地の市・郡・区庁の担当公務員が重病または重い怪我の有無、所得·財産状態などに対する現場調査を実施し、審査を通じて緊急支援対象者の適格有無を決定する。 居住地の市庁や郡庁、区庁の担当部署や保健福祉コールセンター(☎129)に電話して相談することを勧める。 多文化家族支援センターの通・翻訳サービスなどを利用したり、手助けしてもらえる人と一緒に行った方がよい。

Q 夫に殴られ、家に戻れません。どんな支援を受けられますか?

"移住女性緊急支援センター 1577-1366" に電話すれば9ヶ国語で母国語相談が可能であり、危機への介入及び緊急救助のために関連救助機関(相談、医療、法律)または保護施設などに連携サービスを提供する。
また、移住女性が暴力の被害を受けて緊急に保護を必要とする場合、女性家族部の支援で運営される19の移住女性休憩所及びグループホームに同伴児童と一緒に入所し、2年以内の範囲で居住及び寝食の提供を受けたり、出国、医療、法律の支援を受けることができる。また、"移住女性緊急支援センター 1577-1366"を通じて移住女性休憩所の詳細な入所基準及び支援内容を案内してもらえる。

4”自活勤労事業

働く能力はあるものの、仕事先、技術、資金などの不足で働く機会が持てず、生活が苦しい人々に技術取得と仕事先を探す機会を提供する、国民基礎生活保障給与に当たる事業である。

1_適用対象

下記の3つの事項を充足する人は対象者になる。

- 所得認定額(世帯員の所得と財産を合算して政府が算定する所得)が最低生計費の120%の次上位層以下である場合。
- 韓国国籍を取得していない場合でも、韓国国籍の未成年子女を養育していること。
- 勤労能力基準に適合すること。(満18歳以上、65歳未満/1~4級の障害者でない人)

2_参加条件

- 1週間の参加日及び1日の参加時間は対象者の勤労能力及び環境を考慮して決定される。1日5~8時間、週4~5日参加で1日の賃金が21,000~32,000ウォンである。
- 参加条件などについて近くの邑面洞または地域の自活センターに問い合わせする。

韓国地域自活センター協会 ☎02-324-1841

3_申請方法

- 邑·面·洞の住民自治センターを訪問したり、電話で担当公務員と相談してから申請する。
- 申請を受けた担当公務員が調査した後、対象者であるかを判断。
- 担当機関から適合した対象者だと判定されると、対象者に通知される。
- 自活勤労を提供する機関は、対象者と相談して適切な事業を推薦する。
- 近くの 邑·面·洞 の住民自治センターを訪問したり、電話で社会福祉担当公務員または保健福祉コールセンター(☎129)で祖段できる。
- 韓国地域自活センター協会(☎02-324-1841, www.jahwal.or.kr)

5» 片親家族支援

離婚、死別及び経済的な困難などにより、片親家族が増加している。そのため、母子家庭または父子家庭の生活安定と自立のために各種の支援制度を実施している。

1_サービスの種類

(1) 片親家族への児童養育費・教育費支援

区分	内容
支援対象	• 世帯主の母または父と、それによって養育される満18歳未満(就学時は満22歳未満)の子女で構成された低所得家庭(所得認定額基準の最低生計費130%以下)
支援内容	• 児童養育費: 満12歳未満児童に対し、児童養育費月5万ウォン支援 • 高校生学費: 高校生の子女に対し、入学金及び授業料を全額支援

(2) 片親家族への福祉資金貸与

- 貸与対象者: 低所得の片親家族で勤労能力及び自立自活意思が強く、現実性のある事業計画を提示する人(他の機関との重複融資は不可能)
- 貸与の基準及び条件
  - 1人当たりの貸与限度額: 2,000万ウォン以内
  - 貸与利率: 年率 3%の固定金利
  - 貸与機関: 5年据え置き5年分割払い
  - 世帯員数別の選定基準(所得認定額基準の最低生計費130%以下。但し、国民基礎生活受給権者は除外)

片親家族の世帯員数別の所得選定基準

世帯規模	2人	3人	4人	5人	6人
2010年(ウォン/月)	1,116,370	1,444,200	1,772,020	2,099,840	2,427,670

※7人以上世帯の場合、世帯員数1人増加時は所得認定額327,820ウォンずつ増加 (7人世帯2,755,490ウォン)

2_申請方法

- 近くの 邑·面·洞の住民自治センターを訪問するか、電話で社会福祉担当公務員に問い合わせする。
- 担当公務員が調査した後、対象者であるかを判断して知らせる。

Q 夫に捨てられ、どう生きていけばよいかわかりません。私と子供の2人で暮らしているんですが、何とか支援を受けられませんか?

子供が韓国国籍者で所得が少ない場合は、片親家族福祉事業または国民基礎生活保障の対象者になり得る。対象者であるかどうかは、担当公務員が申請者の所得及び財産など、必要な事項について調査してから決定する。緊急な場合は、緊急福祉対象者にもなれる。居住地の市庁や郡庁、区庁の担当部署や保健福祉コールセンター(☎129)に電話して相談することを勧める。 韓国語が苦手な場合は、手助けしてもらえる人と一緒に行った方がよい。

外国人
住民向け
生活情報

IX
就職と勤労

200 **就職及び職業訓練**
200 就職
204 職業訓練
206 **勤労関連主要事項**
206 社会保険
206 勤労基準法の案内
208 勤労基準
210 賃金
211 **雇用保険**
211 失業給与
213 **産業災害保険**
213 産業災害(日本の労働災害)
215 基本的な安全規則
216 知っておくべき安全表示
217 **出産休暇及び育児求職**
217 出産休暇
218 流産及び死産休暇
219 育児求職

1» 就職及び職業訓練

1_就職

外国人は、入国目的によって発給されたビザの類型によって就職することもできる。国民配偶者(F-13、F-21)ビザで入国した結婚移民者は、法律的に就職できる資格が認められる。

※ 本人の持つビザで就職できるか否かは、外国人総合案内センター(www.hikorea.go.kr 地域番号無しで1345)で確認可能

就職のために一番先にすべきことは、就職が必要か、どんな仕事をした方がよいのか、給与をどこに使うのかなどを家族と相談することである。

(1) 仕事先斡旋機関への訪問

居住地で最も近い雇用支援センター、就業情報センター、女性人材開発センター、外国人労働者支援センター、多文化家族支援センターに行くと、結婚移民者など外国人のための仕事先に関する情報の案内が受けられる。

区分	内　容
雇用支援センター	国が運営する代表的な無料就職斡旋機関で、全国に広がっている。就職を希望する韓国人や外国人労働者たちがよく利用している。このセンターは求職者が希望する企業を探したり、本人にどんな仕事が合うかを案内してくれる。また、就職が決定するまで持続的に企業との面接を斡旋している。
就業情報センター	住居地の市や郡でが運営する無料就職斡旋機関である。市庁や郡庁を訪問すると、概ね就業情報センターが設けられており、居住地から近い企業を案内してもらえる。
女性人材開発センター	女性だけのために設立された機関で、就職斡旋と職業訓練を行なう機関である。ほとんど無料で利用することができ、プログラムによっては有料で安く利用できる。
外国人労働者支援センター	就職を目的に韓国に来た外国人労働者を対象に、その様々な困難を解決する民間機関である。
多文化家族支援センター	多文化家族のために設立された機関であり、就職斡旋、文化プログラムなど多様なプログラムを運営している。

(2) インターネット利用

結婚移民者が就職しようとする場合は、インターネットを利用すれば便利。結婚移民者のための就職斡旋サービスを実施するほとんどの機関ではインターネット上でホームページを運営しており、家でもインターネットを利用して企業を検索することができる。

Seoul Global Center (http://jobs.seoul.go.kr)

ソウル市が運営するウェブサイトで、在韓外国人の就職支援、求人求職の検索、採用情報を英語、日本語、中国語、フランス語で提供する。

Job Net(http://www.jobnet.go.kr)

韓国雇用情報院が運営するJob Netは、色々な就職サイトに散在する雇用情報を体系的に構築する検索ウェブサイトである。

Work Net(http://www.work.go.kr)

労働部と韓国雇用情報院が運営する就職関連ウェブサイトであり、職業及び雇用関連情報が得られる。

韓国職業情報システム(http://know.work.go.kr)

韓国雇用情報院が運営するウェブサイトで、各種職業に関する情報を得ることができ、サイバー相談を通じて自分に適合した職業探しを支援する。

労働部 雇用支援センタ-(http://jobcenter.work.go.kr)

全国的なネットワークを持つ無料就職斡旋機関で、相談を通じて適した仕事先を探したり、就職するまで持続的に支援してもらえる。ウェブサイトにリンクしている地域センターホームページにアクセスすると、居住地に近い全国の支部ホームページに移る。

女性人材開発センター(http://www.vocation.or.kr)

様々な就職教育と職業訓練、勤労女性の苦情相談などを実施し、就職を斡旋する、女性だけのための機関である。

市·郡の就業情報センター

自治体も無料の就業斡旋機関を運営している。(自治体のホームページ参考)

雇用支援センターでは、企業訪問がに困難な点があると判断されると、相談員が企業訪問に同行したりする。

・雇用支援センター(jobcenter.work.go.kr)　・女性人材開発院(www.vocation.or.kr)

知っておくと便利

通訳サービスを希望する場合は韓国外国人勤労者支援センター、韓国国際労働財団(ワーク・イン・コリア)などを訪問したり、電話で利用が可能。

サービス機関	電話番号	利用時間	通訳可能言語
韓国外国人勤労者センター	1644 - 0644	月~金 09:00~18:00 日曜日 13:00~19:00	韓国語、モンゴル語、ベトナム語、中国語、インドネシア語、タイ語、英語(フィリピン)、スリランカ語、ウズベキスタン語(ロシア)、パキスタン語(インド語)、カンボジア、ネパール、ミャンマ、バングラデッシュ
ワーク・イン・コリア	031)838 - 9111~2	火、水、木、金、日 09:00 ~ 18:00	英語、中国語、インド、インドネシア、ロシア、ベトナム、ふぃいピン、モンゴル、スリランカ、ウズベキスタン、キルギスタン、バングラデッシュ、ネパール、パキスタン、カンボジア(カンボジアの相談つや区は日曜日のみ可能)

2_職業訓練

職業訓練は、職業を必要とする人に対して職業に求められる技術と技能を身につけさせる制度。雇用保険で実施する制度化した職業訓練と、女性の社会への参加をより一層支援するために実施する職業訓練がある。

- 雇用支援センター (jobcenter.work.go.kr)
- 労働部総合相談センター (☎1544 - 1350)
- 労働部職業訓練情報網 (www.hrd.go.kr)

(1) 雇用保険における職業訓練受給資格

- 失業者、貧しい自営業者、就業保護対象者、国民基礎生活保障対象者などに提供される。
- 結婚移民者、韓国国籍がないと申請できない。
- 韓国国籍のない結婚移民者の場合、雇用保険に加入したことがある人は'転職失業者訓練'を利用できる。

(2) 職業訓練申請方法と手続き

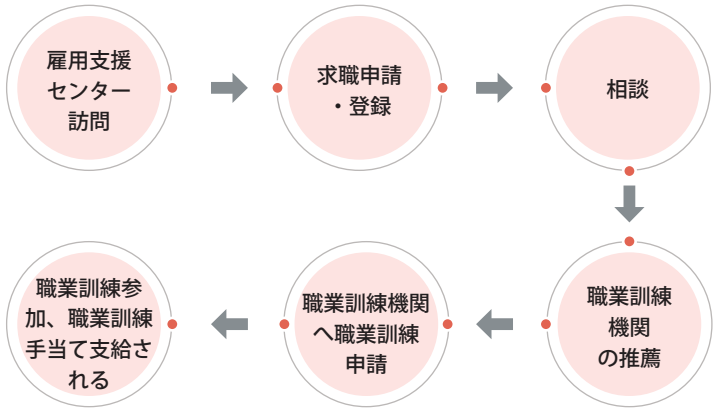

(3) 職業訓練の種類及び内容

訓練種類	主要内容	主要対象	支給手当て
新規失業者訓練	就職のための訓練	雇用保険に加入したことがない人	交通費、食費
転職失業者訓練	再就職のための訓練	雇用保険に加入したことがある人	交通費、食費、自活手当て
女性家長訓練	就職と創業が容易な職種中心訓練	• 夫がいない女性 • 未婚や両親不在、または両親に能力がない場合 • 夫が求職申請後6ヶ月以上失業状態である女性 • 離婚訴訟を起こし、別居中の女性 • その他、家族の生計を立てている女性	交通費、食費、家族手当、家計補助手当て
優先選定職種訓練	民間職業訓練に委託して訓練	• 職業安定機関に求職を申請した全ての未就職者 • 失業者 • 上級学校に進学しない予定の高3生徒	交通費、食費、優先選定職種手当て
自活訓練	生活保護対象者の就職能力育成のための訓練	国民基礎生活保障上の受給者(生活保護対象者)であり、自活訓練前の職業適応訓練の中で勤労意欲増進及び職業指導プログラムに参加した人。	交通費、食費、自活手当て
雇用促進訓練	就職及び創業能力を高めるための訓練	雇用保険に加入したことがない人のうち、市長や郡守、区庁長が選抜した未就職者及び失業者	交通費、食費

(4) その他の職業訓練

- 雇用保険が実施する職業訓練以外に、女性結婚移民者は女性人材開発センター、女性会館などで無・有償で職業訓練を受けられる。
- すべての機関が結婚移民者のために職業訓練を実施しているわけではない。居住地から近い機関に問い合わせすること。
- 詳細な内容は、職業訓練を受けようとする当該機関や地域多文化家族支援センターなどで案内を受けられる。

- 女性人材開発院 (www.vocation.or.kr)

2» 勤労関連主要事項

全ての事業体には就業規則がある。ここには勤務時間と休憩時間、勤務に関する事項、勤労安全と衛生に関する事項などが含まれている。こうした内容を確認する必要がある。

1_社会保険

- 韓国国籍を持つ人が就職すると、自動的に社会保険(国民年金、健康保険、雇用保険)に加入する。
- 国籍がない外国人は社会保険加入を選択できるようになっており、様々なメリットを考慮すると加入することが望ましい。
- これに関する保険料は、会社が給与から一括徴収して社会保険管理機関に提供する。

2_勤労基準法の案内

勤労条件の基準を定めることで勤労者の基本的な生活を保障、向上させ、バランスの取れた国民経済の発展を図るために制定された法律である。

(1) 勤労契約

使用者と勤労者間の契約締結を指す。契約を締結する際に賃金や職種などの重要な事項について合意することで、勤労契約に関する内容を文書に残すことが重要である。

(2) 勤労基準法による保護

- 常時5人以上の勤労者を使用する全ての事業または事業場に適用される。
- 常時4人以下の勤労者を使用する事業または事業場は、勤労基準法の一部の規定のみが適用される。
- 賃金は現金で直接、全額を毎月1回以上、一定日を決めて定期的に支払われる。
- 延長勤労、夜間勤労、休日勤労をした場合は、追加賃金が受けられる。
- 勤労者が1年以上勤労し続けた場合は、退職金が受けられる。
- 賃金及び退職金などを受けられなかった場合、事業主または管理者から暴行を受けたとき、長時間勤労及び本人の意思と無関係の強制勤労をさせられたときなど、勤労基準法違反の際は、事業場管轄の地方労働官署と勤労監督課に陳情できる。 (労働総合相談センター☎1350, 1544-1350)

(3) 賃金未払い

- 賃金未払いは事業主が賃金支給日に賃金を支給しないことをいい、この場合、事業場管轄の地方労働官署の勤労監督官に知らせ、措置してくれることを要求できる。
- 陳情事件が地方労働官署に入ってくると、大体10日~14日後に勤労者と事業主を相手に事実調査を行なう。調査過程において、勤労者は自分の主張を立証できるあらゆる資料を用意して調査に応じた方がよい。
- **処理の手続き**

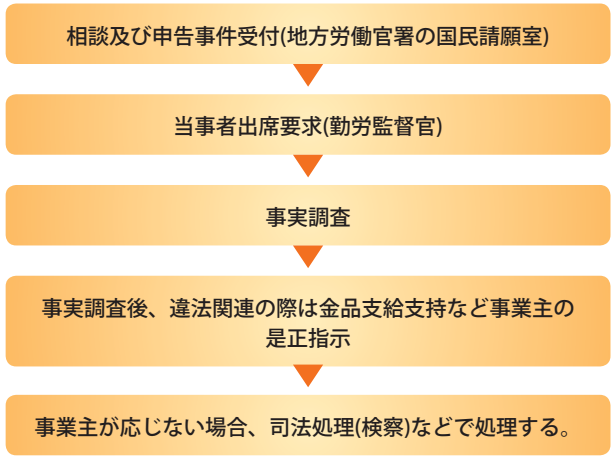

(4) 賃金債権保障制度

事業主の破産などの事由で退職した勤労者が賃金や退職金などを支給されなかった場合、国から次のように保障される。

- 最終3か月分の賃金 : 退職日または事実上勤労関係が終了した日から遡及し、3ヶ月間の勤労によって支給事由が発生した賃金の全額
- 最終3か月分の休業手当 : 退職日または事実上勤労関係が終了した日から遡及して発生した3ヶ月間の休業手当
- 最終3年間の退職金 : 退職日を基準に遡及した3年間の法定退職金(90日分の平均賃金)

(5) 解雇

勤労基準法には、使用者の解雇が有効になるためには'正当な理由'がなければならないと規定されているだけだが、次のような3つの類型に分類するのが一般的である。

- 一身上の理由
- 行動、業態上の理由
- 緊迫な経営上の必要

3_勤労基準

(1) 労働時間

- 改正勤労基準法が適用される事業場は、1週間の基準勤労時間は休憩時間を除いて40時間を超える事ができず、1日の勤労時間は休憩時間を除いて8時間を超えることができない。
- 改正勤労基準法の適用が猶予される事業場は、1週間の勤労時間は休憩時間を除いて44時間を超えることができなくなり、1日の勤労時間は同じく休憩時間を除いて8時間を超えることができない。
- 勤労者数が20人未満の小規模事業場は、2011年頃に週40時間になる予定である。

(2) 休憩時間

- 休憩時間は4時間労働に30分、8時間労働に1時間以上が与えられる。
- 休憩時間は労働者が自由に活用することができ、事業主は休憩時間に限っては賃金を支給しなくてもよい。

(3) 延長勤労、夜間勤労、休日勤労

- 法定勤労時間の8時間を超えて働くことを延長勤労と言う。.
- 夜間勤労は、夜10時から朝6時まで働く事を指す。
- 休日勤労は法定休日(週休日、勤労者の日など)や、約定休日(会社が決めた休日)に働くことを指す。
- 延長、夜間、休日勤務の場合、法定勤労時間賃金の1.5倍をもらうことになっている。

(4) 交代勤務

- 生産施設を24時間稼動しなければならない会社の場合は、勤労者を2~3つのチームに分けて交代で働かせることがあるが、これを交代勤労制度という。
- 交代制で働く場合、一部の工場では労働者たちが1週間の間隔をおいて週間チームと夜間チームを交代して担うこともある。
- 一方、週間チームと夜間チームが最初から区分されている工場もある。

4_賃金

区分	内　容
最低賃金	• 労働者の基本的な生計維持のために法律で定めた賃金の下限線を最低賃金制度という。 • すべての会社はこれを遵守しなければならない。2009年現在の最低賃金額は1時間4000ウォン、1日32000ウォンであり、2010年基準では1時間4110ウォン、1日3 2880ウォンである。
賃金支給体系	• 賃金契約は時間制、日当制、月給製、年俸制がある。 • 製造業は月給制が多く、建設業は日当制が多い。時間当たりの勤労契約を締結した勤労者は勤労した時間に限って時間給で計算され、日当で計算する場合もあるがほとんどは月給日に一律支給する。 • 賃金をきちんと受け取ったかを確認する必要があるため、毎日勤務時間を記録して根拠を残した方がよい。なお、会社に出勤カードがある場合はその必要はない。
退職金	• 退職金を受け取る人は、勤労基準法上の勤労者でなければならない。 • 1週間の勤労時間が15時間未満の場合は、退職金制度が適用されない。 • 勤労者が5人以上の事業場で働く勤労者のみ受取ることができる。 • 会社で1年以上勤労した人でなければならない。

3» 雇用保険

失業に備え、事業主と勤労者が毎月賃金の一定額を雇用保険料として支払う。勤労者が失業すると、雇用保険で失業給与をもらい、職業訓練を受けることができる。

1_失業給与

勤労者が失業した際に一定期間給与を支給することで、失業による生計不安を克服し、生活の安定を保ち、再就職の機会を与える制度である。

- 失業給与は、失業に対する慰労金でも、雇用保険料納付の見返りとして支給されるものでもない。
- 失業給与は、積極的な再就職活動のための再就職活動支援金である。
- 失業給与は、退職の次の日から12ヶ月が経過すれば支給されない。

(1) 適用対象

次の事項に全て当てはまれば、失業給与をもらえる。

- 雇用保険適用事業場で退職前に18ヶ月間、被保健単位期間が180日以上勤務した場合
- 本人の意思と関係なく仕事を辞めた場合
- 就職できなかった状態で、積極的に再就職のために努力する場合
  (但し、仕事を自分で辞めた場合や、職場に重大な損害を与えて解雇された場合は失業給与が支給されない。)

知っておくと便利

雇用保険の加入資格

韓国国籍のある人が就職すると自動的に雇用保険に加入されるが、韓国国籍のない人は加入有無を選択できる。但し、月の勤労時間が60時間(週勤労時間15時間)未満の場合は申請できない。

(2) 失業給与の恩恵

- 失業給与額 = 退職前の平均賃金の50% × 支給日数(1日上限額4万ウォン、下限額は最低賃金の90%)
- 失業給与の支給日数：失業給与は、退職当時の年齢と雇用保険加入期間により、最低90日から最大240日までもらえる。

失業給与の支給日数(所定給与日数) (年齢：退社当時の満年齢)

年齢及び加入期間	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
30歳未満	90日	90日	120日	150日	180日
30歳以上~ 50歳未満	90日	120日	150日	180日	210日
50歳以上及び 障害者	90日	150日	180日	210日	240日

(3) 申請手続き

失業するとすぐ、本人であることを確認できる身分証を持参して
管轄の雇用支援センターに失業申告をしなければならない。

▼

求職申請書と失業給与の受給資格認定申請書を作成して提出する。

▼

14日以内に失業給与の受給資格認定有無の決定に関する通知が来る。

▼

通知書に書かれている日に雇用支援センターを訪問して失業認定を受ける。

▼

失業認定期間の間、失業状態及び再就職のための活動
(履歴書提出、事業体面接など)
事実を雇用支援センターに申告しなければならない。

4» 産業災害保険

1_産業災害(日本の労働災害)

産業災害補償制度は、国が保険制度の設置を通じて労働者の産業災害を保障してくれるものであり、原則として労働者を使用する全ての事業場に適用される。一定の要件を備えて勤労福祉公団に給与申請をすると、公団側の審査を経て保証金が支給される。

(1) 産業災害の基礎常識

- 産業災害補償申請は、一般的に会社で申請してくれる場合が多い。会社が申請を行なわない場合、本人または家族が勤労福祉公団(☎ 1588-0075)に直接申請したり、相談支援団体に行って助言を求める。
- 産業災害が発生した際は初期の治療が重要であり、必ず専門家の診断と治療を受けなければならない。特に指の切断事故が起こると、24時間以内に切断された指を持って指の接合手術ができる病院に運ぶことを要求しなければならない。
- 勤務中に怪我をした場合は、本人のミスで起こった事故であっても産業災害補償を受けることができる。
- 休業給与と障害保証金は、本人名義の通帳にのみ支給される。そのため、産業災害で治療を受ける場合はすぐ通帳を開設し、きちんと保管すること。
- 産業災害の治療中には労働者を解雇したり、強制出国させることができない。外国人労働者の中には、産業災害の被害を受けたにもかかわらず、法律に詳しくないため強制出国される人がいる。中には、産業災害で死亡した外国人労働者の遺族が韓国の実情に詳しくないため、きちんと補償を受けられなかった場合もある。このような不利益を受けないためには、産業災害を受けた直後すぐに相談支援団体と相談し、自分の権利について調べること。

(2) 申請対象

産業災害補償保護法の適用を受ける事業または事業場所属の勤労者が業務上で怪我、疾病、障害または死亡した場合、申請できる。

(3) 書類作成

できれば、内容と災害の日付などを正確かつ精密に記録する。書類作成にあたっては、産業災害療養申請書、休業給与申請書、障害補償請求書(必要な場合)、療養費請求書をそれぞれ3部ずつ作成し、勤労者と会社、病院の捺印を受けた後、勤労福祉公団にまず産業災害療養申請書と休業給与申請書の書類の元本を送付する。

(4) 補償手続き

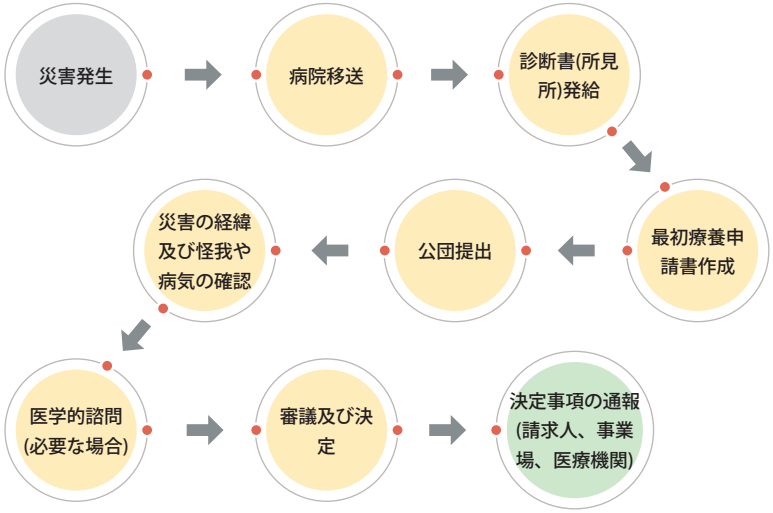

(5) 産業災害保険給与の種類

区分	内　容
療養給与	業務上怪我または疾病になった際、医療機関で病気の治療にかかる費用を完治まで支給する現物給与
休業給与	療養で就業できなかった期間に対して、産業災害労働者とその家族の生活保護のために賃金の代わりに支給する給与
障害給与	業務上、災害治療後その災害と因果関係のある障害が残る場合、その障害の程度に従って支給する給与
遺族給与及び葬儀費用	死亡災害時、その遺族の生活保障のために支給される遺族給与と、葬祭に必要な葬儀費用

2_基本的な安全規則

事故を予防する1次的な条件は、作業場と周辺通路をよく掃除し、整理整頓しておくことである。通路の障害物を全部整理して通行に支障がないようにし、滑る所はないか常に点検しなければならない。次の内容は、全ての作業場で必ず守るべき安全規則である。

- 有害物質は種類別に、決められた場所と容器に区分して保管すること。
- 作業するときは作業着を着て、作業場の中ではタバコを吸ったり食べ物を食べたりしないこと。
- 安全帽、安全靴など保護用装具を必ず着用すること。
- 回転する機械で作業するときは、木綿の手袋ではなく、安全手袋をつけること。
- 切断、研磨、機械等、塵やゴミが飛ぶ作業をするときは保安鏡をつけること。
- 洗浄剤、接着剤など有機溶剤を取り扱う作業をするときは、保護(防毒)マスクを着用すること。
- 常に非常口の位置を確認しておくこと。
- 救急箱と消火器の位置を確認しておくこと。
- 安全表示や案内表示など、案内メッセージをよく知っておくこと。
- 食事の時には、手をしっかり洗って食べること。

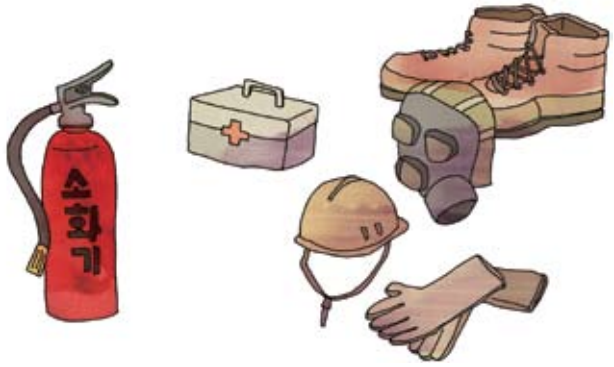

3_知っておくべき安全表示

使用禁止	搭乗禁止	火気禁止	関係者以外出入り禁止	水気厳禁
昇降禁止	電気注意	危険場所警告	爆発物警告	引火性物質警告
有害物質警告	回転物体警告	墜落注意	滑り注意	挟まり注意
保眼鏡着用	防塵マスク着用	耳栓着用	倒れさせないこと	安全靴着用

5» 出産休暇及び育児求職

勤労者が妊娠した場合、子供を出産する前後に出産休暇を取れる。また、生まれて1年が経っていない子供を育てるために育児求職制度を利用することもできる。

1_出産休暇

(1) 適用対象

- 育児求職は養子縁組の場合も可能だが、産前及び産後休暇は実際妊娠中または出産した女性のみ可能。
- 勤労契約の内容と関係なく、勤労基準法が適用される女性労働者なら出産休暇を取ることができる。

(2) 出産休暇期間

- 赤ちゃんの分娩が正常的に進むと、出産予定や出産日を前後して90日間の休暇を使える。
- 出産休暇期間は、産後必ず45日以上でなければならない。
- 産前及び産後休暇は当該事業場に勤務中の勤労者を対象とする制度であるため、休暇期間中に勤労契約が満了する場合は、契約満了時点で産前及び産後休暇も終了する。

(3) 出産休暇の給与

- 出産休暇期間中には休暇給与が支給される。
- 大企業の場合、60日分は会社で通常賃金の100%を支給し、残りの30日分は雇用保険が支給する。
- 優先支援対象企業(中小企業)の場合、90日間の休暇給与を雇用保険が支給する。

(4) 出産休暇給与の申請方法

産前及び産後休暇給与を受取りたい勤労者は、事業主から産前及び産後休暇確認書を発給され、産前及び産後休暇申請書と共に申請人の居住地または事業場の所在地を管轄する雇用支援センターに提出する。

必要な書類
- 会社側からの書類: 産前及び産後休暇確認書、賃金台帳、勤労契約書の写しなど、賃金が確認できる書類
- 労働部のホームページや雇用支援センターからの書類: 産前及び産後休暇給与など申請書

2_流産及び死産休暇

(1) 適用対象

- 流産または死産休暇は、原則として自然流産の場合のみ、妊娠16週以降から妊娠期間によって差をおいて与えられる。
- 勤労基準法上1人以上勤労者を使用する事業場に従事する女性勤労者は、勤労契約の形(正社員、非正規社員など)に関係なく、誰でも請求して使うことができる。

(2) 流産または死産の休暇期間

- 妊娠16週以前に自然流産した場合は、休暇を申請できない。
- 16週以降流産した場合は、健康回復の程度の差によって段階別に保護休暇が与えられる。
  - 妊娠16週～21週以内: 流産または死産した日から30日まで保護休暇を与える
  - 妊娠22週～27週以内: 流産または死産した日から60日まで保護休暇を与える
  - 妊娠28週以上: 流産または死産した日から90日まで

(3) 流産または死産休暇の給与

- 流産または死産休暇の給与は、産前及び産後休暇と同一な基準によって支給される。
- 大企業は休暇機関のうち最初の60日は会社が、60日を超える30日は雇用保険が支給する。
- 優先支援対象企業(中小企業)は休暇期間の90日全て雇用保険が給与を支給する。

(4) 流産及び死産の休暇給与の申請方法

流産及び死産の休暇給与の支給を希望する勤労者は、事業主から流産及び死産休暇確認書の発給を受け、流産及び死産休暇申請書と妊娠16週以降流産や死産の事実がわかる医療機関の診断書を、申請人の居住地または事業場の所在地を管轄する雇用支援センターに提出する。

3_育児求職

満6歳以下の小学校就学前の子女を持つ勤労者は、子女養育のために1年間休職をすることができる。

(1) 適用対象

- 育児休職は、ひとつの職場で1年以上勤務し続け、満6歳以下の小学校就学前の子女を持つ男女勤労者が申請できる。
- 育児問題による退職を防止し、仕事と家庭の両立のために勤労者の身分を維持しながら休職することができるように、男女勤労者に育児休職が保障される。

(2) 育児休職期間

- 育児休職期間は、最大1年まで保障される。

(3) 育児休職給与

- 育児休職期間は無給だが、休職による生計の危険無しに乳幼児を養育できるように、雇用保険が月50万ウォンの育児休職給与を支給している。
- 育児休職給与とは別途に、事業主にも育児休職奨励金(月20万ウォン)及び代替人材採用奨励金(月20~30万ウォン)が支給される。

(4) 育児休職給与の申請方法

- 休職する30日前に、事業主に育児休職申請書を提出する。
- 育児休職申請書は労働部ホームページまたは雇用支援センターにある。
- 居住地または事業場を管轄する雇用支援センターに、育児休職給与申請書と共に、事業主からもらった育児休職確認書を提出する。

Memo

外国人
住民向け
生活情報

X
韓国満喫

224 **様々な文化空間**
225 **主要観光地**
225 UNESCO指定の世界文化遺産
228 国立公園
229 地域別主要観光地
240 博物館及び美術館
243 テーマパーク
245 外国人街

1» 様々な文化空間

韓国には、映画館のように他の国と共通する文化空間がある一方、ビデオバンやマンガバンのように他の国では見られない独特な空間もある。

映画館
ほとんどの映画館では、朝9時~10時に始まる初回の上映料金が割引される。金、土、日曜日には0時以降まで深夜上映をする所も多い。最近は10個前後のスクリーンを持つ大型のMulti Flex映画館が増え、１ヵ所でいくつもの映画のうちひとつを選択できる。

ビデオバン(ビデオ部屋)/DVDバン(DVD部屋)
ビデオやDVDを選んで小さな部屋で観賞できる場所であり、料金が映画館より安く、好きな時間に好きな映画を見ることができる。

マンガバン(マンガ喫茶)
マンガを読めるように作られた場所。読みたいマンガを選んでマンガバンの中でゆっくり読むこともでき、マンガを借りて家に持っていって読むこともできる。

カラオケ
使用時間によって料金を支払い、自分の好きな歌を選択して伴奏器の伴奏に合わせて歌うことができる場所。外国人が多い地域では、韓国の歌以外にも多様な国の歌を選択できる。

PCバン(ネットカフェ)
PCゲーム、E-Mail、情報検索、文書作成など、各自の目的によってPCを使用することができる場所。インターネットが発達した韓国には多くの数のPCバンがある。PCバンの料金は、１時間当たり1,000ウォン~1,500ウォン程度。

2» 主要観光地

韓国には美しい自然景観を始め、長い歴史を物語る歴史·文化遺産がたくさんある。また、昌徳宮や水源の華城のようにUNESCOの世界文化遺産として指定され、世界に広く知られた場所もある。

1_UNESCO指定の世界文化遺産

宗廟 **ソウル市鐘路区、1995年UNESCO 世界文化遺産登載**
朝鮮時代の王様やお后様及び追崇された王様やお后様の神主(亡くなった人の名前を書いた小さな木の札)を安置した王家の位牌堂で、国の精神的な拠り所であり、王室存立の根拠や正当性を与える象徴的存在である。文禄・慶長の役 の時に燃え、戦争後の1608年復旧された後、幾度の増築や改築を経て現在に至っている。
※ 地下鉄1、3、5号線 鐘路3街駅8番、11番出口

海印寺 藏經板殿
慶南陜川郡、1995年UNESCO 世界文化遺産に登載
13世紀に作られた世界的文化遺産である高麗大藏經板約8万枚を保存する宝庫であり、世界唯一の大藏經板保管用の建物です。高麗大藏經板は木で作られ、火災や水気、虫に弱いというデメリットに弱いという短所があるにもかかわらず、７５０年以上棄損や棄損や捻れたもの一枚もなく、良好な状態で完璧に保存されている。
※ 88オリンピック高速道路 海印寺IC → 伽倻山(海印寺) 方面 1033番地方道路の北側に14km

佛國寺・石窟庵

慶北慶州市、 1995年UNESCO 世界文化遺産に登載

1,440年前、新羅法興王22年にその母親の意向によって建設され、その後新羅景徳王の時に宰相の金大城が建て替えた。文禄・慶長の役で建物はもちろん、様々な宝物がほとんど燃えたり略奪され、1920年以前には一部の建物と塔だけが衰退した状態で残っていたが、持続的な原型復旧及び補修で今の形になった。

佛國寺から山の稜線に沿って約3km(包装道路石窟では9km)ほど登ると、東洋最高の傑作として知られる如來坐像の本尊佛が東海に向き合っている、有名な石窟庵がある。

※ 慶州駅、バスターミナルで一般バス10、11番、座席バス101、102番を利用

水原 華城 京畿道水源市、 1997年UNESCO 世界文化遺産を登載

正祖がその父である思悼世子のお墓を水原に移すときに築造された城郭で、擧重機や轆轤など、新技術や新機材を使って築造した。華城は軍事的な防御機能と商業的な機能を併せ持っており、実用的な構造になっているため、東洋の優れた城郭の１つとして評価される。

※ 地下鉄1号線水源駅、4号線舎堂驛で7000番、7700番

昌德宮 ソウル市鐘路区、1997年UNESCO 世界文化遺産に登載

1610年光海君から1868年高宗が景福宮を壮健するまで計258年間、朝鮮の宮殿のうち一番長い間王様たちが滞在し、政務を行った場所である。その後苑が知られている昌德宮には、朝鮮時代の形がそのまま保存されている。

※ 地下鉄3号線安國駅(毎週月曜日休日)

慶州歴史遺跡地区

慶北慶州市、2000年UNESCO 世界文化遺産に登載

慶北の東南部に位置した慶州は、起源前57年から935年まで56人の王が治め、１千年間王朝が続いてきた新羅の首都であり、韓国文化の原型となる新羅時代の歴史と文化の跡を持つ特別な都市である。

江華·高敞·和順の支石墓遺跡

2000年UNESCO 世界文化遺産に登載

支石墓は言葉どおり'石が支える墓'として名づけられたもので、青銅器時代の代表的なお墓形式であり、博物館でない自然の中で対面できる青銅器時代の遺跡の１つ。

大体テーブル型の支石墓はほとんど韓国の中部の北側で、石が小さかったり、またはない支石墓は全羅道や慶尚道を始めとする南部地方から発見される。

朝鮮王陵40基 2009年 UNESCO世界文化遺産に登載

王朝が500年以上続き、王様とお后様の陵が完全に残っているケース(朝鮮太祖の建元陵 から、最後の皇帝である順宗の孝陵)は世界でも朝鮮王陵が唯一。 朝鮮王陵には自然と調和した独特な建築と造景様式、祭礼儀式などの無形の遺産が、歴史的な伝統を通じて続いている。

2_国立公園

韓国を代表する文化遺跡があり、または優れた景観を誇る公園であり、国が法律で指定して維持·管理している場所である。国立公園管理公団ホームページ(www.knps.or.kr)で、国立に関するより多くの情報を得られる。

名前	特徴	位置
智異山	1,500mを超える高い峰が連なる	全北、全南、 慶南などにまたがっている
慶州	佛國寺、釋迦塔、石窟庵など新羅の遺跡	慶北慶州市
鷄龍山	百済遺跡、古寺 (東鶴寺、甲寺、新元寺、絶景の滝)	忠南公州市、論山市、 大田市にまたがっている
閑麗海上	シラザキとアオザキの繁殖地である鶴島 (天然記念物)	全南麗水市、 慶南統營市にまたがっている
雪嶽山	百潭寺、千佛洞溪谷、五色温泉、 大乘瀑布	江原束草市襄陽郡、 麟蹄郡にまたがっている
俗離山	文藏臺、法住寺、正二品松	忠北報恩郡、槐山郡、 慶北尙州郡市にまたがっている
漢拏山	韓国で一番高い山(1,950m)、白鹿潭	濟州道
內藏山	秋の紅葉、紅葉祭り、內臟寺	全羅道
伽倻山	韓国の代表的な8つの景色の１つ、 海印寺	慶南陜川郡、居昌郡、慶北星州郡
德裕山	8つの渓谷、茂朱九千洞、冬景色	全羅道、慶尙道
五臺山	月精寺八角九層石塔、上院寺、文化遺跡	江原道江陵市、洪川郡
周王山	奇巖絶壁、滝	慶北青松郡、盈德郡
北漢山	お寺、渓谷、文化財	ソウルの北部
雉岳山	飛盧峯、上院寺	江原道原州市、横城郡
月岳山	文化財、渓谷、史跡	忠北堤川市、忠州市、丹陽郡、 慶北 聞慶市
小白山	毘盧峯、国立天文台	忠北丹陽郡、慶北榮州市
月出山	滝、老松竹、晩秋の紅葉、奇巖怪石	全南靈光郡、康津郡

3_地域別主要観光地

(1) ソウル及びその周辺地域

景福宮 1395年、朝鮮王朝を建てた太祖によって建設された。1592年の文禄・慶長の役で消失されたが、1800年代に高宗が再建築した。勤政殿、香遠亭や峨嵋山の煙突などの建物は無事に保存され、韓国伝統文化遺産の美しさを現している。

※ 地下鉄3号線景福宮駅 (1番出口)

清溪川 40年間高架道路で埋まっていた清溪川を生態復元した。長さは5.8kmに達し、毛廛橋、廣通橋、長通橋、ブォドゥルダリ、ドゥムルダリを始め、計２２の橋と９の噴水が設置されている。清溪広場、廣通橋、正祖斑次圖、ファッション広場、清溪川洗濯場、願いの壁、ハヌルムルト、柳の湿地などの清溪8景を始め、見所が満載している。

※ ソウル地下鉄1、2号線市庁駅、5号線光化門駅、2号線乙支路入口駅から徒歩移動

曹溪寺 曹溪寺は1910年の覺皇寺から始まり、大韓仏教直轄教区の本社として曹溪宗総務院、中央宗会などが位置している韓国仏教の中心寺院である。曹溪寺には仏殿と、仏道の後ろに位置した曹溪宗総務院、仏教会館、国宝第327号の龍門山聖源寺の青銅鐘、塔と石塔、天然記念物第９号の500年間立っている白松一本がある。

※ 地下鉄1号線鐘閣駅から徒歩10分

南山 南山はソウル中区と龍山区の境界に位置している、高さ262mの山である。朝鮮前期、ソウルに王都を決める時は様々な山とともに王都の城郭の一部を成し、その稜線に沿って城壁が立てられたが、今はソウル中央にある102万9300㎡の山地が南山公園に指定され、ソウルで最も広い公園となった。その頂上には塔洞公園の東屋を真似た八角亭とソウルタワーがある。

※ 地下鉄3号線東大入口駅、4号線明洞駅、忠武路駅

韓国民俗村 民俗村は民族の文化資源を保存し、子供たちの教育のための学習場及び内外国人のための伝統文化の紹介などを設立趣旨にし、1974年完工した。民俗村は朝鮮時代後期のある時期を選定し、当時の生活を再現した。公演イベントとしては農楽、綱渡り、馬上武芸、伝統結婚式公演及びその他のイベントが季節ごとに行われている。伝統市場で蒸し餅、インジョルミ、干し明太焼きチヂミ、ネギチヂミなどの韓国固有の餅とおつまみに、在来式のマッコリ(ドンドンジュ)が味わえる。

※ 地下鉄蚕室駅と盆唐駅で1116番バス、地下鉄江南駅、良才駅で1560バス、水源駅で37番バスまたは循環バス

[**写真 :** 韓国観光公社]

(2) 江源地域

鏡浦臺の海辺 鏡浦臺の海辺は1.8kmの砂浜に平均水深が1~2mで、適当な深さと緩やかな傾斜で毎年多くの人が訪れる場所。海辺の周りには松の木の森が鬱蒼としており、海水浴と森林浴を一緒に楽しめるため避暑地として最高。 鏡浦湖の周りで自転車を借りて楽しむハイキングも名物の1つだ。周辺に雪嶽山、五臺山国立公園があり、山、海、渓谷を全部楽しめる。

※ 鏡浦駅から19-7番バスで20 分

三陟幻仙窟 延べ6.2kmに推定される東洋最大の石灰洞窟で、標高500m地点の山の中腹に位置しており、幅14m、高さ10mのアーチ型洞口を通じて多量の洞窟水が流出されている。内部には国内の他の石灰洞窟で見られる華麗な鍾乳石はもちろん、色々な段階に形成された2次生成物が集積されており、洞窟の生成、成長、退化の過程を観察することができる。

※ 交通: 三陟バスターミナルからバスで40分

雪嶽山 韓国の中心である太白山脈の中で一番高い大青峰を頂点に広がる雪嶽山は、韓国で最も美しい山であり、春のツツジなどあらゆる花と、夏の澄みきった冷たい渓谷の水、雪嶽祭期間を前後にした秋の紅葉、雪の積もった雪景色など、四季のうちのいつでも感嘆せざるを　得ないものである。寒溪嶺と彌矢嶺を境界線に東海側は外雪嶽、西側は内雪嶽と呼び、寒溪嶺以南の五色地区を南雪嶽に区分する場合もある。

※ 束草高速バスターミナルから7番出口

南怡島 1994年、清平ダムを作る時に北漢江の水が満ちてできた島で、京畿道と江源道の境界にある内部の島である。ドラマ「冬のソナタ」の撮影地としても有名で、日本、台湾、中国などのアジア圏観光客にも広く知られている。

※ 加平バスターミナルまたは京春線加平駅からタクシーや市内バス(約10分程度)

(3) 中部地域

瑞山磨崖三尊佛像 1962年12月20日、国宝第84号に指定。高さは本尊如來像2.8m、菩薩立像1.7m、半跏像1.66m。忠清南道瑞山市雲山面の伽倻山渓谷の層巖絶壁に、巨大な如來立像を中心に右には菩薩立像、左には半跏思惟像が彫刻されている。

※ ソウル南部ターミナルからバスで2時間20分

宮南池 史跡第135号で'マレバンジュク'ともいい、 忠南扶餘郡扶餘邑東南里にある、韓国で最も古い人口貯水池である。扶餘邑から南約1km地点にあり、東側には礎石が残っており、周辺に昔の瓦がたくさんある。また、周りには大理石を3段に積み上げた八角型の井戸があり、今も飲料水として使われている。

※ 扶餘バスターミナルから徒歩15分

公州公山城 忠清南道公州市山城洞·錦城洞·玉龍洞にまたがっている百済時代の石垣城郭である。城壁全体の周り2,660mのうち1,930mは石城で、730mは土城であり、百済時代に築造された東側の石城部分は復元無しにそのまま保存されており、残りの石城部分は復元を通じて元々の城壁の姿を保存している。

※ 公州バスターミナルから1、3、22や30番バスで20分

韓国独立記念館 国難を克服し、民族の自主独立のために身を投じた先祖たちが残した足跡と資料を収集·展示している。1987年8月15日、忠清南道天安市東南區木川面黒城山麓の120万8135坪の大地に37棟の独立記念館を建てた。ギョレの家、ギョレの大庭、3·1マダン、ムクゲの園、統一の道、百五人階段、7つの展示館などがある。

※ 天安バスターミナルで韓国独立記念館行きのバス

法住寺 新羅に仏教が入って24年目の眞興王14年に義信和尚が立てた。境内には韓国3代仏像殿の1つである大雄殿を中心に龍華殿、圓通寶殿など8つの殿閣と一周門、金剛門など5つの付属建築物、そして禪院、講院、念仏院など3つの院と拈花堂、龍華堂を含めた約10棟の寮舎が残っている。

※ 俗離山バスターミナルから徒歩 20分

忠州湖 忠州市宗民洞と東良面の間の渓谷をせき止めて作った多目的湖で、韓国の湖の中で最も大きくきれいである。月岳山、松界渓谷、清風文化財団地、丹陽八景、古藪洞窟、救仁寺、水安堡温泉、蘆洞洞窟など、たくさんの観光地が周辺に広がっている。

島潭三峯 將軍峯(夫峰)を中心に、左側には疊峰(娘峰)と右側には妻峰(息子峰)など3つの峰がある。言い伝えによると、息子を得るために妾を囲った夫を憎んで背を向けて座った妻の姿をしているという。音楽によって動く音楽噴水はまた違った魅力がある。

※ 丹陽IC - 5番国道(丹陽方面) –サンジン大橋 - 丹陽邑内 - 4番郡道(島潭三峯方面)

(4) 南西地域(湖南地方)

馬耳山石塔 馬耳山は水成岩で形成された2つの大きな峰であり、雄のマイボン(667m)と雌のマイボン(673m)が調和を成す、世界唯一の夫婦峰である。馬耳山の塔司は、李甲龍處士が積み上げ約80個の石塔で有名。石塔は1800年代後半に李甲龍處士が一人で積み上げたものとして知られているが、強風が吹いても絶対倒れないという。

廣寒樓 元々の名前は廣通樓だったが、1444年に觀察使の鄭麟趾その美しい景気に感動し、月宮の中にある廣寒淸虛樓のようだとして廣寒樓という名前をつけた。小説春香伝で李道令と春香が縁を結んだところでも有名であり、1920年代に境内に春香寺を立てて春香の絵を飾り、韓国の民族精神を称えている。

※ 南源駅からタクシーで10分、南源市外バスターミナルから徒歩10分

華嚴寺 求禮邑から東側に5.4km離れた智異山に位置している1千年の歴史を持つ古刹であり、544年に縁起大師が創建したとして華嚴境の華嚴という2文字を持ってお寺の名前をつけたという。文禄・慶長の役の際に消失されてしまったものを、1630年に碧巖禪師がお寺を建て直し始め、7年目の1636年に完成した。

※ 求禮市外バスターミナルからバスで30分

彌勒寺址 新羅の善花公主と婚姻した後に王となった薯童、つまり武王が善花公主とともに龍華山(現在の彌勒山)師子寺の知命法師に行く途中、急に池の中から 彌勒三尊が出現し、それを機に寺址寺を創建したと知られる。国宝第11号の石塔は現在、高さ14.24mの韓国最高、最大の石塔である。

※ 益山駅から雙陵行き41、60、または105番のバスに乗る。

樂安邑城 城には藁葺きの家や市場があり、山城は朝鮮時代以来保存されてきた。昔の文化を保存しつつ、108世帯が未だに韓国の伝統生活用様式で生きている。安洞河回村のようなヤンバン(韓国の貴族階級)村ではなく、多くの庶民たちが生きてきた昔のままの姿を保っている。

※ 順天高速バスターミナルから63番バスで30分

王仁博士遺蹟 鳩林村の東側、文筆峯に王仁博士の足跡を復元した場所。王仁は技術工芸の伝授、日本歌謡の創始などに貢献し、日本皇室の師匠かつ政治顧問になった。百済文化の伝授を通じて日本人を啓蒙した日本文化思想の聖人であり、日本の飛鳥文化の築いた。

※ 靈巖バスターミナルから木浦方向に車で10分

(5) 南東地域(嶺南地方)

直指寺 周りの鬱蒼とした古い松の木や深い渓谷の清い水、秋の紅葉が絶景であり、周りの造景と調和している。1千の子仏像が並んで安置されている毘盧殿(いわゆる千仏殿)があり、1,000もののクズの根やハギの木の柱でできた一周門と、朝鮮時代の代表的な建物である大雄殿、統一新羅時代の作品である高さ1.63mの石造薬師如來坐像(宝物第319号)がある。

※ 金泉バスターミナルから11番バスの終点で降り、徒歩20分

桐華寺 大邱都心から東北側に22km離れた八空山の南側に新羅炤知王15年(493年)に極達和尚が立てたお寺で、当時の名前は瑜伽寺だったが、興徳王7年(832年)に 心地王師が建て替える際、冬にもかかわらず境内に桐の木が満開していたとして桐華寺と呼ぶようになったという。

※ 東大邱高速バスターミナルから桐華寺行き105番バス

鳳停寺 新羅時代、文武王治下の672年に義湘国師によって創建された。韓国で最も古い木材建築物である極楽殿は高麗時代の典型的な建築様式である。境内に古今堂と三階石塔を含めた多くの文化財がある。

※ 安東バスターミナルから51番バスで1時間

巨濟海金剛 元々の名前はカルド(クスの島)であり、地形がクスの根の形相をしているとして名づけられた。カルドよりは、南海の金剛山を意味する海金剛として一般に呼ばれている。2つの島が接している海金剛は閑麗海上国立公園に属しており、1971年に名勝第2号に指定された。

※ 巨濟長承浦からバスで1時間 30分

海雲臺の海辺 砂浜の長さ1.8km、幅50mの規模で、広い砂浜と美しい海岸線を誇り、浅い水深と静かな波で海水浴場に最適の条件を備えている。'釜山'といえばまず思い出すのが海雲臺海水浴場とされるほど、 釜山を代表する名所である。

※ 釜山地下鉄の海雲臺駅から徒歩移動

安東河回村 河回村は「柳」家が代々暮らしてきた典型的な集姓村で、韓国伝統家屋の美学に出会える村である。朝鮮時代の大儒学者の柳雲龍や柳成龍が生まれた場所でもある安東河回村は、1999年4月にイギリスのエリザベス2世女王が韓国伝統村として訪問し、さらに有名になった。

※ 安東から醴泉方向に25km

(安東 -松峴洞- 豊山 - 楓川中里 - 河回村)

(6) 濟州道

城山日出峰 標高182mの城山日出峰は、10万年前、濟州道の数多くの噴火口の中では稀に水中爆発した火山体である。 溶岩が水と接する時に生じる爆発によって溶岩は細かい火山灰になり、噴火口の周りに円錐形に積もっている。日出峰の頂上には直径600m、床面の高さの標高90mに約8万坪の面積の噴火口がある。

※ 濟州民俗博物館からバスで30分

萬丈窟 世界最長の溶岩洞窟であり、幅は約5m、高さは5-10mで延べ13,422mに至る。約250万年前、濟州道に火山が噴火した際に漢拏山の噴火口から溢れ出た溶岩が海辺の方に流れ、今のような大きな空洞が形成されたという。

※ 濟州バスターミナルから車で40分

サングムブリ 濟州道には約360の寄生火山が分布しているが、サングムブリを除いた他の火山は全て平たい食器を伏せて置いたような形の噴火口であり、サングムブリの噴火口だけは濟州道で唯一、溶岩や火山灰の噴出なく爆発が起き、そこにいた岩石を飛ばしてその穴だけが残った。このような火山をMaarと呼ぶ。韓国には１ヵ所しかない、世界でも極めて珍しい火山である。

※ 濟州バスターミナルから40分

韓国観光公社ホームページ(www.visitkorea.or.kr)や観光案内電話1330(ソウル以外の地域や携帯は地域番号+1330)を利用すれば、韓国の観光情報についてより詳しく案内を受けることができる。韓国観光公社ホームページはテーマ別に検索ができるようになっており、英語、日本語、中国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、タイ語も用意されている。
また、各地方自治体のホームページを利用すれば、当該地域の観光地に関するより詳しい情報が得られる。

地方自治体ホームページ

区分	ホームページアドレス	区分	ホームページアドレス
ソウル市	www.seoul.go.kr	江源道	www.provin.gangwon.kr
釜山広域市	www.busan.go.kr	忠清北道	www.cb21.net
大邱広域市	www.daegu.go.kr	忠清南道	www.chungnam.net
仁川広域市	www.incheon.go.kr	全羅南道	www.jeonnam.go.kr
広州広域市	www.gwangju.go.kr	全羅北道	www.jeonbuk.go.kr
大田広域市	www.metro.daejeon.kr	慶尚北道	www.gyeongbuk.go.kr
蔚山広域市	www.ulsan.go.kr	慶尚南道	www.gsnd.net
京畿道	www.gg.go.kr	濟州道	www.jeju.go.kr

4_博物館及び美術館

国立中央博物館

www.museum.go.kr (☎02-2077-9000)

国立中央博物館は、全ての有形の文化遺産を展示した代表的な博物館である。周辺アジア諸国の文化を紹介したアジア館もあり、教育プログラム、児童博物館、各種音楽界、演劇などの公演を観覧できる専門公演場もある。

国立民俗博物館

www.nfm.go.kr (☎02-3704-3114)

景福宮の中に位置した国立民俗博物館は、韓国人が韓半島に定着した先史時代から朝鮮時代に至る韓国民俗の主要生活象を復元、展示している博物館である。博物館内に設置された児童民俗博物館では、小学校の社会教科書に登場する民俗関連内容を直接確認できる。

警察博物館

www.policenuseum.go.kr (☎02-735-2519)

朝鮮時代から現在に至るまで、韓国の警察の歴史が一目でわかるように展示された博物館である。警察が使用している装備を直接観察、体験できる。

農業博物館

www.museum.nonghyup.com (☎02-2080-5727)

農業文化遺産の発掘と保存、そして農業史と農業文化の研究を通じて、先祖の知恵とその精神、伝統文化を学ぶことができる。

ソウル歴史博物館

www.museum.seoul.kr (☎02-724-0163)

ソウルは朝鮮王朝から600年という長い歴史を持つ場所である。ソウルの歴史と伝統文化に対する理解と認識を高めることができ、ソウルの文化を直接感じて体験できる。

航空宇宙博物館

www.erospacemuseum.or.kr (☎02-300-0466)

21世紀は航空宇宙科学の時代である。最先端航空宇宙産業に関連した航空機の発達史、飛行機の原理と航空機の構造、戦闘機の模型など、様々な情報を接することができる。

西大門自然史博物館

www.namu.sdm.go.kr (☎02-330-8899)

ソウル延禧洞に位置する自然史博物館は、最初の生命から人類までの進化過程と現在生きている様々な生命体の模型を展示している。特に恐竜の生活、美しい蝶々など、生命体の様々な姿を比較することができる。

Leeum Samsung美術館

www.leeum.org (☎02-2014-6901)

韓国の文化財と美術品を古代と近代、現代に分けて展示している。特に、ジャンルと作家を中心に伝統様式を継承し、変化してきた美術史を鑑賞できる。

国立現代美術館

www.moca.go.kr (☎02-2188-6000)

京畿道果川のSEOUL LAND近くに位置した国立現代美術館は、韓国の近代や現代の様々な美術作品を展示しており、世界美術の時代的傾向を把握できる。

西大門刑務所歴史館

www.sscms.or.kr/culture2 (☎02-360-8590)

ソウル峴底洞に位置した昔の西大門刑務所をそのまま保存し、現在の歴史館に作り上げた。日帝強占期の韓国人対象の弾圧期間を再現した、韓国民の自主独立の精神を蘇らせる歴史の教育場である。

戦争記念館

www.warmemo.co.kr (☎02-709-3139)

ソウル龍山にある戦争記念館は、戦争に関する全ての資料と物品などを展示している。銃、大砲、タンク、戦闘機など、古代から戦争に使っていた武器を見ることができる。

サムソン児童博物館

www.samsungkids.org (☎02-2143-3600)

ソウル新川洞に位置しており、科学、美術、放送局、社会、文化など様々な体験空間が構成されている。子供たちが直接表現して遊べる場所でもある。

鉄道博物館

http://info.korail.com (☎031-461-3610)

汽車に関するたくさんのものを展示した博物館であり、京畿道義王に位置している。屋外展示場には様々な汽車や修理装備などを展示している。

澗松美術館

(☎02-762-0442)

ソウル城北洞に位置した澗松美術館には、韓国の国宝級古書と文化財、美術品などが所蔵されている。

※ この他、現在住んでいる地域の博物館を訪問したい場合は、文化体育観光部が運営するwww.emuseum.go.krを参考にすること。一層多様な博物館を調べられる。

5_テーマパーク

ソウル大公園

grandpark.seoul.go.kr

京畿道果川に位置しており、都心では感じられない清溪山の豊かな自然と動物園をぶらぶらする余暇を楽しむことができる。イルカショー場、テーマガーデン(バラ園と児童動物園)、自然キャンプ場、アトラクションを楽しめるテーマパークである。

Lotte World

www.lotteworld.com

Lotte Worldは、ソウル市蠶室に位置したテーマパークである。様々なアトラクションを利用できるアドベンチャーとフェスティバル、パレード、室内外の公演を楽しめる。

Ever Land

www.everland.com

京畿道龍仁市にある、韓国最大の総合テーマパークである。様々なアトラクション、Safari Worldとテーマ動物園などがある。特に、室内外が繋がっている大規模のウォータパークのCaribbean Bayは人口波からサーフィンまで楽しめる。

Seorak Waterpia

www.seorakwaterpia.com

江源道束草市に位置したSeorak WaterpiaはSeorak Hanhwaリゾート内にある総合温泉テーマパークで、年中水遊びと温泉を同時に楽しめる場所である。

韓国民俗村

www.koreanfolk.co.kr

京畿道龍仁市に位置しており、昔の人々の生活を原型近くまで再現した野外民俗博物館である。韓国の伝統建築物と民俗資料を展示している。国内はもちろん、外国観光客に韓国の伝統生活文化を体験できる観光地である。

釜山児童大公園

www.bschildpark.or.kr

釜山の中心地である西面に位置しており、各種の樹木が鬱蒼としている都心の中の市民公園である。児童大公園内には釜山学生教育文化会館、児童会館、クムナムギョトンナラ、テーマパーク、森体験学習センター、動物園がある。

大田エキスポ科学公園

www.expopark.co.kr

エキスポ科学公園は、科学をテーマに構成されたテーマパークである。最先端科学技術を展示しており、立体映像館、最先端i-MAX映画館、科学体験教室、伝統工芸教室、ロボット教室などを通じて青少年に学習空間を提供している。

天安サンロクリゾート

www.sangnokresort.co.kr

サンロクリゾートはアトラクション、水遊びのできる公園、四季ソリ場、ゴルフ場やVillageを備えた、大型テーマパーク型総合レジャータウンである。

大邱ウバンランド

www.woobangland.co.kr

ウバンランドは大邱の代表的なテーマパークである。77階の展望台に設置されたスカイジャンプ、アクアリウム、子供のための不思議な物博物館、水遊び祭りなどがある。

トンドファンタジア

www.fantasia.co.kr

慶南梁山市に位置しているトンドファンタジアではアトラクション、水·雪ソリ場、ギャラリー、お祭などを楽しめる。

Kumho Family Land

www.kumhofamilyland.co.kr

光州広域市に位置しているKumho Family Landは30種類の最先端アトラクション、四季ソリ場とアイスリンク、プールを備えた四季総合テーマパークである。

6_外国人街

• 梨泰院(ソウル)

外国人に最もよく知られる梨泰院には各国大使館とイスラム寺院があり、他の地域では味わえないさまざまな国々の飲食店も多い。ソウル地下鉄6号線の漢江鎭駅から綠莎坪駅まで続いている道を歩くと、世界各国の料理を販売する食堂が並んでいる。.

– 欧州系食堂: イタリア、フランス、スイス、ドイツ
– アジア系食堂: パキスタンタイ、インドネシア、インド、中国、日本、韓国
– 南米系食堂: メキシコ

各食堂の詳しい位置や情報はwww.iteawon.go.kr/food/index.asp
(韓国語、英語、日本語、中国語提供)

• ネパール街(ソウル) : 昌信洞と崇仁洞周辺

ソウル地下鉄１号線の東大門駅４番出口周りにある崇仁洞と昌信洞周辺には、ネパール料理店や店が並んでいるネパール街がある。2000年を前後にして形成されたこの街には、現在貿易会社や飲食店を経営するネパール人約200人が集まって暮らしている。

• 延邊街(ソウル) : 加山洞、加里峰洞、大林洞周辺

中国人がたくさん集まって暮らしているため'延邊街'と呼ばれるこの地域は、九老公団の労働者たちが住んでいた小さな部屋(貧しい人たちが住む小さな部屋) の密集地域に1990年代後半から中国人が入ってきて形成された。加里峰市場を始めとする加山洞街には、路地ごとに中国食料品店や飲食店、中国カラオケ、国際電話部屋、両替屋などが並んでいる。

ソウル地下鉄１号線 九老駅と加里峰駅、２号線大林駅と九老デジタル団地駅付近。

・中央アジアタウン(ソウル) : 区乙支路６街と光熙洞周辺
ソウル地下鉄２号線の東大門運動場駅１２番出口から出て、南側向けの道を20mほど歩くと中央アジア村がある。ロシアと周辺国の売り歩き商人たちが東大門の衣類市場に頻繁に訪れ、自然と中央アジア村が出来たといわれる。ここでは本場の中央アジア料理を味わえる飲食店も見つけられる。

・フィリピン街(ソウル) : 恵化洞ロータリー周辺
東成中·高校の壁に沿って恵化洞聖堂までの街を指す。ソウルと首都圏のフィリピン労働者たちがフィリピン産マンゴ、ココナッツなどの熱帯果物と缶詰、化粧品、シャンプー、化粧品、香辛料や調味料など、フィリピン人が好んで使う生活必需品などを販売している。フィリピン有名歌手のCDやテレビドラマ、映画のテープなども購買できる。
ソウル地下鉄４号線恵化駅。

・チャイナタウン(仁川)
韓国と中国の文化が共存する仁川チャイナタウンは、1883年の仁川港の開港と共に中国人居住地域が形成されて以来、これまでその歴史と文化を保っている。韓国唯一のチャイナタウンであるここは観光特区として指定されており、現在約500人の華僑が住んでいる。
ホームページはwww.ichinatown.or.kr/index.asp(韓国語提供)。
ソウル地下鉄１号線 仁川駅

・国境無き村(京畿道安山市)
京畿道安山駅前の元谷洞は、韓国人よりもさまざまな国からやってきた外国人の姿を多くみかける地域である。いろいろな国の出身の人々が隣人として一緒に暮らしているところで、各国の飲食店、商店などをよく見かける。
ソウル地下鉄４号線安山駅。

・ロシア街(釜山)
釜山駅を出るとすぐのところにある草梁外国人商店街で、'草梁テキサス街'とも呼ばれる。90年代初頭、ロシアの船員たちが生活必需品を購入するために来てからロシア人が集まるようになった。
釜山地下鉄釜山駅５番出口。

付録

250　多文化家族支援センター ☎1577–5432

255　移住女性緊急支援センター ☎1577–1366

255　外国人労働者支援センター

256　出入国管理事務所 ☎1345

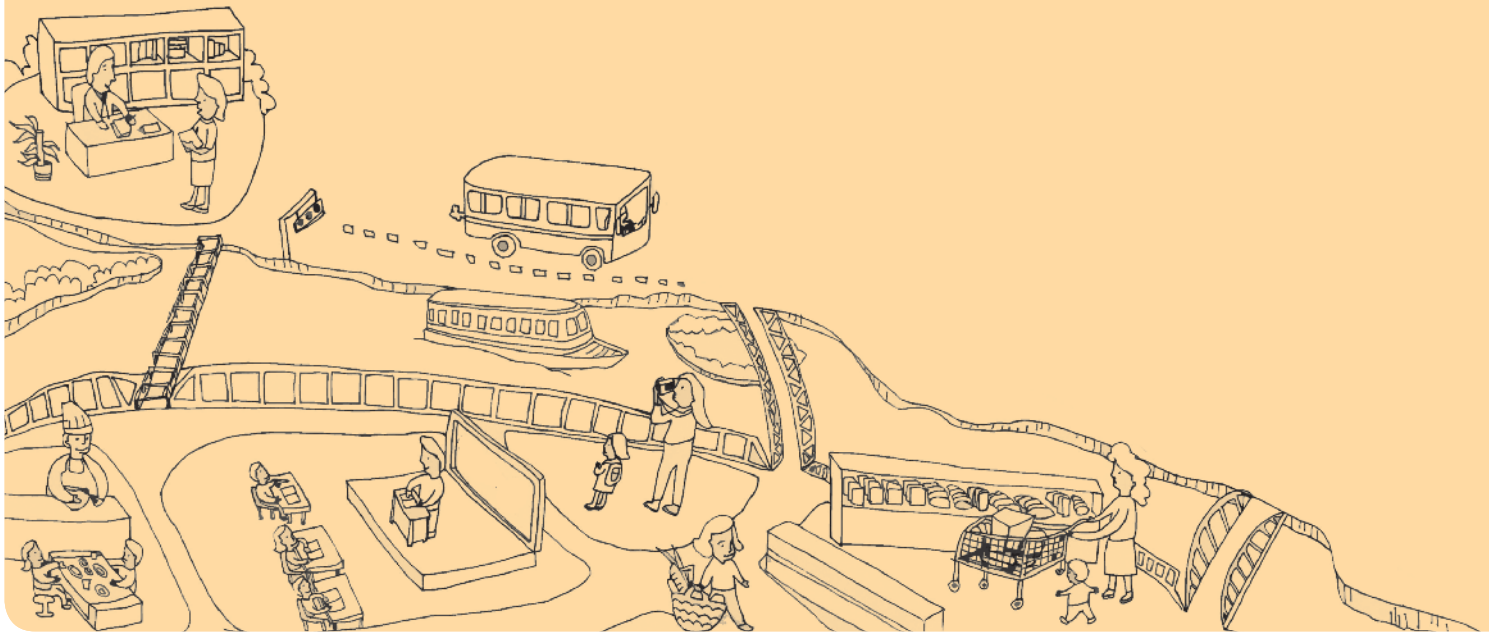

1» 多文化家族支援センター ☎1577-5432

地域	センター名	連絡先
ソウル	鐘路区多文化家族支援センター	02-764-3521
	龍山区多文化家族支援センター	02-792-9175
	広津区多文化家族支援センター	02-458-0666
	東大門区多文化家族支援センター	02-957-1073
	中浪区多文化家族支援センター	02-435-4149
	城北区多文化家族支援センター	02-953-0468
	江北区多文化家族支援センター	02-945-7381
	盧原区多文化家族支援センター	02-979-3502
	恩平区多文化家族支援センター	02-376-3761
	西大門区多文化家族支援センター	02-375-7530
	麻浦区多文化家族支援センター	02-3142-5482
	江西区多文化家族支援センター	02-2606-2037
	九老区多文化家族支援センター	02-830-0450
	衿川区多文化家族支援センター	02-803-7743
	永登浦区多文化家族支援センター	02-846-5432
	銅雀区多文化家族支援センター	02-599-3260
	冠岳区多文化家族支援センター	02-883-9383,4
	松坡区多文化家族支援センター	02-403-3844
	江東区多文化家族支援センター	02-473-4986
	江南区多文化家族支援センター	02-3414-3346
釜山	釜山鎮区多文化家族支援センター	051-817-4313
	南区多文化家族支援センター	051-610-2027
	北区多文化家族支援センター	051-330-3407
	海雲台区多文化家族支援センター	051-702-8002
	沙下区多文化家族支援センター	051-205-8345
	沙上区多文化家族支援センター	051-320-8345
	機張郡多文化家族支援センター	051-723-0419
大邱	東区多文化家族支援センター	053-961-2203
	西区多文化家族支援センター	053-341-8312
	南区多文化家族支援センター	053-475-2324
	寿城区多文化家族支援センター	053-764-4317
	達西区多文化家族支援センター	053-580-6819
	達城郡多文化家族支援センター	053-637-4374
仁川	中区多文化家族支援センター	032-891-1094
	南区多文化家族支援センター	032-875-1577
仁川	南洞区多文化家族支援センター	032-467-3912
	富平区多文化家族支援センター	032-511-1800
	桂陽区多文化家族支援センター	032-552-1016
	西区多文化家族支援センター	032-569-1540
	江華郡多文化家族支援センター	032-933-0980
光州	西区多文化家族支援センター	062-369-0003
	北区多文化家族支援センター	062-363-2963
	光山区多文化家族支援センター	062-954-8004
大田	中区多文化家族支援センター	042-252-9997
	大徳区多文化家族支援センター	042-639-2664
蔚山	南区多文化家族支援センター	052-274-3185
	東区多文化家族支援センター	052-232-3357
	蔚州郡多文化家族支援センター	052-263-6881
京畿	水原多文化家族支援センター	031-257-8504
	城南市多文化家族支援センター	031-740-1175
	高陽市多文化家族支援センター	031-938-9801
	富川多文化家族支援センター	032-320-6391
	安養市多文化家族支援センター	031-389-5705
	安山市多文化家族支援センター	031-439-2209
	龍仁市多文化家族支援センター	031-323-7133
	議政府市多文化家族支援センター	031-878-7880
	南楊州多文化家族支援センター	031-590-8214
	平澤市多文化家族支援センター	031-650-2660
	光明市多文化家族支援センター	02-2615-0453
	始興市多文化家族支援センター	031-319-7997
	軍浦市多文化家族支援センター	031-392-1811
	華城市多文化家族支援センター	031-267-8785
	坡州市多文化家族支援センター	031-949-9161
	利川市多文化家族支援センター	031-631-2260
	金浦市多文化家族支援センター	031-980-5584
	広州市多文化家族支援センター	031-798-7141
	安城市多文化家族支援センター	031-677-7191
	楊州市多文化家族支援センター	031-848-5622
	烏山市多文化家族支援センター	031-372-1335
	驪州郡多文化家族支援センター	031-886-0321

地域	センター名	連絡先
京畿	東豆川市多文化家族支援センター	031-863-3802
	加平郡多文化家族支援センター	031-580-2204
江原	春川市多文化家族支援センター	033-251-8014
	原州市多文化家族支援センター	033-765-8135
	江陵市多文化家族支援センター	033-648-3019
	東海市多文化家族支援センター	033-535-8378
	束草市多文化家族支援センター	033-638-3523
	洪川郡多文化家族支援センター	033-433-1925
	横城郡多文化家族支援センター	033-344-3459
	寧越郡多文化家族支援センター	033-372-4769
	平昌郡多文化家族支援センター	033-330-2086
	鉄原郡多文化家族支援センター	033-452-7800
	楊口郡多文化家族支援センター	033-481-8663
	麟蹄郡多文化家族支援センター	033-462-3651
忠北	清州市多文化家族支援センター	043-223-5253
	忠州市多文化家族支援センター	043-856-2253
	堤川市多文化家族支援センター	043-643-0050
	清原郡多文化家族支援センター	043-293-8887
	報恩郡多文化家族支援センター	043-544-5422
	沃川郡多文化家族支援センター	043-733-1915
	永同郡多文化家族支援センター	043-745-8489
	鎮川郡多文化家族支援センター	043-537-5431
	槐山郡多文化家族支援センター	043-832-1078
	曾坪郡多文化家族支援センター	043-835-3572
忠南	天安市多文化家族支援センター	070-7733-8305
	公州市多文化家族支援センター	041-856-0883
	牙山市多文化家族支援センター	041-540-2972
	錦山郡多文化家族支援センター	041-750-3990
	瑞山市多文化家族支援センター	041-664-2710
	扶余郡多文化家族支援センター	041-835-2480
	舒川郡多文化家族支援センター	041-953-1911
	青陽郡多文化家族支援センター	041-944-2333
	洪城郡多文化家族支援センター	041-634-7432
	禮山郡多文化家族支援センター	041-334-1368
	保寧市多文化家族支援センター	041-936-8506

地域	センター名	連絡先
忠南	論山市多文化家族支援センター	041-735-5810
	燕岐郡多文化家族支援センター	041-862-9338
	泰安郡多文化家族支援センター	041-670-2396
	唐津郡多文化家族支援センター	041-358-3673
全北	全州市多文化家族支援センター	063-243-0333
	群山市多文化家族支援センター	063-443-0053
	益山市多文化家族支援センター	063-850-6046
	井邑市多文化家族支援センター	063-531-0309
	南原市多文化家族支援センター	063-635-5474
	金提市多文化家族支援センター	063-545-8506
	完州郡多文化家族支援センター	063-291-1296
	長水郡多文化家族支援センター	063-352-3362
	任実郡多文化家族支援センター	063-642-1837
	淳昌郡多文化家族支援センター	063-653-8180
	高敞郡多文化家族支援センター	063-561-1366
	鎮安郡多文化家族支援センター	063-433-4888
	茂朱郡多文化家族支援センター	063-322-1130
	扶安郡多文化家族支援センター	063-580-4587
全南	麗水市多文化家族支援センター	061-690-7158
	順天市多文化家族支援センター	061-742-1050
	羅州市多文化家族支援センター	061-331-0709
	光陽市多文化家族支援センター	061-797-6832
	潭陽郡多文化家族支援センター	061-383-3655
	谷城郡多文化家族支援センター	061-362-5411
	高興郡多文化家族支援センター	061-832-5399
	和順郡多文化家族支援センター	061-375-1057
	長興郡多文化家族支援センター	061-864-4810
	海南郡多文化家族支援センター	061-534-0017
	霊巌郡多文化家族支援センター	061-463-2929
	務安郡多文化家族支援センター	061-452-1813
	咸平郡多文化家族支援センター	061-324-5431
	霊光郡多文化家族支援センター	061-353-7997
	長城郡多文化家族支援センター	061-393-5420
	木浦市多文化家族支援センター	061-278-4222
慶北	浦項市多文化家族支援センター	054-270-5556

地域	センター名	連絡先
慶北	慶州市多文化家族支援センター	054-743-0770
	金泉市多文化家族支援センター	054-439-8279
	安東市多文化家族支援センター	054-853-3111
	亀尾市多文化家族支援センター	054-464-0545
	栄州市多文化家族支援センター	054-634-5431
	永川市多文化家族支援センター	054-334-2882
	尚州市多文化家族支援センター	054-535-1341
	聞慶市多文化家族支援センター	054-554-5591
	慶山市多文化家族支援センター	053-810-6221
	義城郡多文化家族支援センター	054-832-5440
	星州郡多文化家族支援センター	054-931-0537
	醴泉郡多文化家族支援センター	054-654-4321
	奉化郡多文化家族支援センター	054-679-6092
	蔚珍郡多文化家族支援センター	054-789-5411
	青松郡多文化家族支援センター	054-872-4320
慶南	昌原市多文化家族支援センター	055-274-8337
	馬山市多文化家族支援センター	055-245-8746
	晋州市多文化家族支援センター	055-749-2325
	泗川市多文化家族支援センター	055-834-1253
	金海市多文化家族支援センター	055-329-6349
	密陽市多文化家族支援センター	055-356-8875
	巨済市多文化家族支援センター	055-682-4958
	梁山市多文化家族支援センター	055-382-0988
	咸安郡多文化家族支援センター	055-583-5430
	固城郡多文化家族支援センター	055-673-1466
	南海郡多文化家族支援センター	055-864-6965
	咸陽郡多文化家族支援センター	055-962-2013
	居昌郡多文化家族支援センター	055-945-1365
	陜川郡多文化家族支援センター	055-930-4738
済州	済州市多文化家族支援センター	064-712-1140
	西帰浦市多文化家族支援センター	064-762-1141

2» 移住女性緊急支援センター ☎1577-1366

地域	センター	相談	事務処
ソウル	移住女性緊急支援センター	1577-1366	02-927-1410
水原	地域センター		031-257-1841
大田			042-488-2979
光州			062-367-1577
釜山			051-508-1366

3» 外国人労働者支援センター

センター	電話番号	ホームページ
韓国外国人労働者支援センター	1644-0644	www.migrantok.org
安山外国人労働者支援センター	031-4750-111	www.afwc.or.kr
議政府外国人労働者支援センター	031-8389-111	www.ufc.or.kr
金海外国人労働者支援センター	055-338-2727	www.gimhaekorea.or.kr
馬山外国人労働者支援センター	055-253-5270~5	www.mfwc.or.kr

4» 出入国管理事務所 ☎1345

機　関	住　所	管轄区域
ソウル・京畿・仁川地域		
ソウル出入国管理事務所	ソウル特別市 陽川区 木洞路 121	ソウル特別市/ 京畿道 安養市、果川市、城南市、河南市、光明市
世宗路出張所	ソウル特別市 鐘路区 三一路12 雲峴宮 SKハブビル 2階	ソウル特別市/ 鐘路区、中区、恩平区、東大門区、中浪区、道峰区、城北区、江北区、蘆原区
仁川出入国管理事務所	仁川広域市 中区 港洞7街 1-31	仁川広域市/ 京畿道 安山市、富川市、始興市、金浦市、甕津郡
水原出入国管理事務所	京畿道 水原市 勧善区 日月初等 2路 18	京畿道 軍浦市、義王市、水原市、龍仁市、烏山市、利川市、安城市、広州市、楊平郡、驪州郡、平澤市(平澤港と烏山軍用の飛行場は除く)
平澤出張所	京畿道 平澤市 新場洞 山5	平澤港、唐津港
烏山出張所	京畿道 平澤市 松炭郵便局私書箱3号	烏山軍用飛行場
楊州出入国管理事務所	京畿道 楊州市 徳渓洞 467-2	京畿道 議政府市、東豆川市、九里市、高陽市、南楊州市、坡州市、楊州郡、漣川郡
江原地域		
春川出入国管理事務所	江原道 春川市 東内面 沙岩里 6	江原道、京畿道 加平郡
東海出張所	江原道 東海市 泉谷洞 847 トンジンビル 4階	江原道 東海市、江陵市、三陟市、太白市、旌善郡
束草出張所	江原道 束草市 東明洞 53-3 束草港湾支援センター	江原道 束草市、襄陽郡、高城郡
高城出張所	江原道 高城郡 縣内面 明湖里88	南北往来出入国審査
忠北・忠南・大田地域		
清州出入国管理事務所	忠清北道 清州市 興徳区 セト1路 23	忠清北道
大田出入国管理事務所	大田広域市 中区 牧洞路 150	大田広域市、忠清南道 忠北 永同郡、沃川郡
大山出張所	忠清南道 瑞山市 大山邑 大山里 197-8、漢城ビル 3階	忠南 瑞山市、泰安郡、洪城郡、唐津郡、保寧港
全北・全南・光州地域		
全州出入国管理事務所	全羅北道 全州市 湖城路 213	全羅北道
群山出張所	全羅北道 群山市 蔵米洞 49-32	全羅北道 群山市 長項港
麗水出入国管理事務所	全羅南道 麗水市 舞仙路 267	全羅南道 麗水市、順天市、光陽市
光陽出張所	全羅南道 光陽市 中洞 1359-5	光陽港
光州出入国管理事務所	光州広域市 西区 花亭路 196	光州広域市、 全羅南道 (麗水市、順天市、光陽市除く)
木浦出張所	全羅南道 木浦市 玉岩洞 982-2	全羅南道 木浦市、 莞島郡、新安郡、務安郡、珍島郡、霊巌郡、海南郡
慶北・慶南・大邱・蔚山地域		
釜山出入国管理事務所	釜山広域市 中区 忠壮路 14	釜山広域市、機張郡 慶尚南道 (金海市、梁山市、密陽市)
蔚山出張所	蔚山広域市 南区 梅岩洞 139-16	蔚山広域市、蔚州郡
大邱出入国管理事務所	大邱広域市 東区 安心路 117	大邱広域市、慶尚北道
浦項出張所	慶尚北道 浦項市 北区 港口洞 58-13	慶尚北道 浦項市、 蔚珍郡、盈徳郡、鬱陵郡
馬山出入国管理事務所	慶尚南道 馬山市 海岸路 260	慶尚南道 (金海市、梁山市、密陽市除く)
統栄出張所	慶尚南道 統栄市 東湖洞 17`1-10	統栄市
泗川出張所	慶尚南道 泗川市 東錦洞 44-5	慶尚南道 泗川市、南海郡、河東郡
巨済出張所	慶尚南道 巨済市 麻田洞 535-5	慶尚南道 巨済市
済州地域		
済州出入国管理事務所	済州特別自治道 済州市 臨港路 277	済州特別自治道

外国人
住民向け
生活情報

한국생활 가이드북

発行
女性家族部

企画/制作
全国多文化家族事業支援団

写真提供
韓国観光公社

デザイン
(株)ザ・セブン・パートナーズ

翻訳
グローバルトランス(日本語)

参照及び引用文献
幸せな韓国生活案内(2007、保健福祉家族部)
外国人労働者文化ガイドブック(2005、文化体育観光部)
小学生・中学生・高等学生の学校生活(計3冊、2009、教育科学技術部·忠清北道教育庁)
幸福ドリーム Happy Start(2009、法務部出入国・外国人政策本部)

※ 本冊子は、2009年度に 행정안전부 行政安全部、문화체육관광부 文化体育観光部など関係省庁が合同発行した「韓国生活ガイドブック(外国人のための生活案内)」を追加翻訳して制作しました。
※ 本冊子の内容の一部または全部を無断コピー、転載することは禁じられています。